August 1st 1912

Report of the Sericultural Association of Japan.

No. 247

大日本蠶絲會報

第貳百四拾七號目錄

●特許生絲纖製法に關する予が試驗成績に對し井上小幡兩氏の反駁に答ふ　農學士　中村雅次郎

●六國借款の成否は絲價將來の運命に至大の影響を及ぼすにあらざる乎　長崎縣農業技師　古賀次四郎

●蜃組驅除に赤蟻病菌を利用すべし　東京蠶業講習所技手　特別會員　西川砂丹

●蜃組が絲繭に及ぼす影響　東京蠶業講習所技師　特別會員　羽四郎

●論より證據實驗して見よ蠶座紙には如何に此ほど効能あり　岐阜縣農業技師　町田治助

●ボルドウ合劑撒布桑葉の蠶兒に及ぼす中毒作用　農學博士　工藤文太郎

●秋蠶に恐るべき胴黑病に就て　特別會員　三谷賢三郎

●生繭取引法に就ての私見　石川縣農事講習所技師　鳥羽久吾

●細民の救濟と蠶業の普及　岩藤馬太郎

●嗚呼是れ世の製絲家が模範とすべき製絲場　東京蠶業學校長　坪野平太郎

●天然絹絲の本場たる我邦に人造絹絲の工場を起すは目下の急務なり　東京高等工業學校教授　飯野知次

●一命を賭して漸く解決したる桑赤黴病の大騷動　富山縣技師　土居伊太郎

●丸子繭絲會社は如此して生繭を取引せり　佐田社長　下村亀三郎

●秋蠶の飼育に就て　東京蠶業講習所技師　土屋泰

●佛國蠶業調査會が爲せる佛國栽桑業に關する調査　在里昂　農學士　酒匂鶯郎

●產業組合に就て　農學士　佐藤寛次

●生絲貿易界の偉人故原善三郎君　本會編輯主任　加藤南嶽

●夏秋蠶試驗要報　東京蠶業講習所

TOKYO.
The Association ;
No. 18 Nishikicho Sanchome, Kanda, Japan.

分業沈み繰を採用すれば斯の如く生産費を輕減し品質の善良なるものを供給し得る實例

中原式煮繭器使用分業沈み繰成績表（四十四年十二月就業時九時間）

	日數	生絲本數	石數	人員	一日一人平均本數	樹高	絲量
中原式甲	九日	二〇六、一	三七、一一七	六八二、五	三、〇二	五、四三	一七、二二
各個煮	九日	一八五、三	三三三、三七〇	六九四、六	二、六六	四、八〇	一六、九七

平均一日一人の工女にて工程六合三勺絲量一本に對し三分六厘の增進を確認せり數回反覆の結果同一成績を得たり

横濱生絲檢査所特別調査表

	繊度	色澤	纖類	節	強力	伸度
標準浮繰絲	一四、〇八	可	稍可	大	〇	小	二四五	五〇	二二
甲沈繰絲	一四、二三	可	可	同	一	一九八	五三	二二

右鹿兒島縣授産社蠶絲講習所彦坂氏報

特別中原式（乾燥器付）煮繭器製作販賣

營業項目

製絲器械汽機汽罐發動機類

小幡式統一ケンネル機

并附屬品小道具類

東京市本所區德右衛門町三十四番地

中原式合資會社

（電話本所二二二六〔電略ナカ〕）

〔振替貯金口座一六五〇四番〕

農産・水産・乾繭其他一切の生産物に適應す

乾燥の界の

一大革新

特許

鈴木式乾燥裝置

▼本裝置の眞價愈々高まる

◎原名古屋製絲所長の證明に曰く

本裝置は勞力を省き燃料を節約し土地建物の面積を少くして而も火災の恐れなく短時間にして多量の生繭を完全に乾燥し得る外他の物品の乾燥に應用して有利なる點も理想的の乾燥裝置にして從來世に行はるゝ所の乾燥裝置と比し優良なるものと信ず

◎岡谷舘製絲所社長の證明に曰く

本裝置は方今に於ける乾燥機界に一新機軸を出したる完全なる乾燥裝置と認む

◎高田製絲株式會社の證明に曰く

蠶絲業界に於ける一大有益の發明なりと信ぜり切に同業各位に推奬して憚らざるなり

◎靜岡乾燥合資會社の證明に曰く

從來世に行はるゝ所の乾燥裝置と比較するに其優劣管に天淵の差あるのみならず實に文明の良機にして我國蠶絲業界の一大福音なりと確信す

▲此他各種生産家より多大なる讃辭を受く

注意

一本乾燥裝置は當部構内へ據付日々乾燥の模樣御覽に可供御採用の有り居候間何時にても乾燥試驗を行ひ拘らず御覽被下度候

●尚ほ弊部主鈴木藤三郎の著述になる「乾燥富國論」御希望の向は附送下候に付二錢郵税御送附被下候

●試明書並に各實驗家證明書寫御申越次第進呈可仕候

製作發賣元

東京府南葛飾郡砂村

鈴木發明部

電話本所二八七三番・電信一八七四番・略號ハ〇

大日本蠶絲會報　第貳百四拾七號

目次

口繪

●生絲貿易界の偉人故原善三郎君
●東京蠶業講習所卒業式記念撮影

重要記事……一―三

●生繭市場取締の儀に關する建議……四―二七

論說

●特許生絲繰製法に關する予が試驗成績に對し……農學士　中村雅次郎
●六國借欵の成否は絲價將來の運命に至大の影響を及ぼすにあらざる乎……長崎縣農業技師　古賀次四郎
●蟹蛆驅除に赤彊病菌を利用すべし……特別會員　西川砂
●蟹蛆が絲繭に及ぼす影響……東京蠶業講習所技手　丹羽四郎
●論より證據實驗して見よ蠶座紙には如此き効能あり……岐阜縣農業技師　町田治助
●ボルドゥ合劑撒布桑葉の蠶兒に及ぼす中毒作用……農學得業士　工藤文太郎
●秋蠶に恐るべき胴黑病に就て……特別會員　三谷賢三郎
●生繭取引法に就ての私見……特別會員　鳥羽久吾

演壇

●細民の救濟と蠶業の普及……石川縣農事講習所技師　岩藤馬太郎
●鳴呼是れ世の製絲家が模範とすべき製絲場……東京高等商業學校長　坪野平太郎氏談
●天然絹絲の本場たる我邦に人造絹絲の工場を起すは目下の急務なり……東京高等工業學校教授　飯野知次氏談
●一命を賭して漸く解決したる桑赤澁病の大騷動……富山縣技師　土居伊太郎氏談
●丸子繭絲會社は如此して生繭を取引せり……依田社長　下村龜三郎氏談

雜纂

●夏秋蠶試驗要報……東京蠶業講習所
●秋蠶の飼育に就て……東京蠶業講習所技師　土屋泰
●佛國蠶業調査會が爲せる佛國栽桑業に關する調査……在里昂海外實業練習生　酒匂鷲郎

心影

●生絲貿易界の偉人故原善三郎君……本會編輯主任　加藤南嶽

講筵

●産業組合に就て……農學士　佐藤寛次

狀況

●横濱市場●繭育市場●里昂市場●上海市場

問答

●蠶絲業法及同法施行規則に就き質問錄答＝蠶兒紙に苛性石灰に就き質問錄答＝生種に就き質問錄答＝携及玉繭……七四―七五
●支會職員の嘱託＝特別會員の推舉……七六
●東京蠶業講習所卒業式＝京都蠶業講習所卒業式＝伊國蠶絲業新法案（七八）＝又も出たり絹絲代用品（七九）＝佛國蠶絲業奬勵金（七十）＝蠶卵檢査巡回時刻表（七十一）＝夏蠶狀況（七二）＝米國蠶絲協會の領會表（七三）＝蠶種檢査締切便（七四）＝原蠶種製造所廢止說（七十）……七六―八〇
●文藝●廣告●蠶海消息●蠶界小誌●人事欄●新刊紹介

故原善三郎君

DEFUNTO SIGNOR ZENZABURO HARA

益々世の歡迎を受つゝあり希くは新智識の吸入を忘れ人後に立の愚を學ぶ勿らんこと●印は女子のみの學科

本會が時勢の要求に應じ蠶業界の缺陷を補ひ以て輝かし邦家の蠶絲業に貢獻せんとせる講義に出で

今は實務に就て修養の時也

講習生募集

急なるすかれ 入學の最好期 再び來ず

專門大家 博士學士

蠶業通論 東京蠶業講習所長 農學士 本多岩次郎先生
養蠶法 東京蠶業講習所技師 農學士 横山屋泰先生
桑樹栽培法 東京蠶業講習所技師 農學士 荒木長太郎先生
蠶體生理論 東京蠶業講習所技師 農學士 辻武雄先生
蠶病論及消毒法 農商務技師 農學士 石川鴨太郎先生
顯微鏡使用法 東京農科大學助教授 農學博士 明石弘先生
製絲 東京蠶業講習所技師 農學士 佐々木忠次郎先生

蠶業講義錄（第一期）

期間一ヶ年 本會々員外參 貳圓（全部千二百餘頁）

女子蠶業講義錄（第二期）

見本要望二十四錢 現物要望二錢を添へ申込むべし

二十四名講述

蠶種生絲審査法 京都蠶業講習所技師 農學士 川島勝次郎先生
蠶絲檢査所技師 今西直次郎先生
蠶業物理學 東京蠶業講習所技師 法學士 町田實先生
蠶業法規 東京蠶業講習所技師 農學士 坂本家則先生
蠶業經濟學 京都蠶業講習所技師 農學士 石渡繁胤先生
農學 文部省視學官 農學士 針塚長太郎先生
土壌大意 農科大學教授 農學博士 横井時敬先生
肥料論 農事試驗場技師 農學士 小林房次郎先生
△△△△家事經濟學 東京女子高等師範學校教授 農學士 喜多見銀太郎先生
△△△△育兒及衛生 前東京府女子師範學校助教授 奈良原佐喜子女史
●●●●裁縫 東京女子高等師範學校教授 大日本裁縫學會長 中島よし子女史
●●●●料理法 石神井田泰次郎先生

發行所 東京市神田區鍋町三丁目一番地 電話番局本郷一四七三 大日本蠶絲會

明治四十五年八月一日發行　大日本蠶絲會報　第貳百四十七號

中山曾木

聖上御不豫

聖上陛下今茲鳳齡正に還曆に當らせらる此御高齢を以てして旦暮國事を鞅はせ給へるは國民の居常恐懼に堪へざる處なるが炎威爍々人に迫る眞夏に際し畏れ多くも御重患に罹らせ給ひ玉の枕に臥させ給ふ六千萬の赤子眞に憂愁の至りに禁へざる也然れども其後刻々御快癒に向はせ給ふ由拜聞すれば大内山の愁雲一掃の期も近きに在らんと勇み立ち茲に謹んで本會同人天神地祇に丹精を捧げ一向專念に御快癒のより速かならんを祈り奉る

七月十日東京蠶業講習所に於て行はれたる蠶業記念式の寫眞

Ritratto a ricordo della Cerimonia di licenza che ha avuto luogo nell' Istituto Bacologico di Tokio il 10 Luglio

重要記事

生繭市場取締の儀に關する建議

今右問題たる全國製絲家大會は本會より提出したる生繭市場取締の件に關し、滿場一致其筋に於て生繭の夜間取引を禁止せられんことを決議したるは既報の如くなるが、爾後本會は愼重なる調査を爲し、茲に全く右決議の妥當なるを認めたるに依り去七月六日左の建議書を主務大臣に提出したり。

建議

近時蠶絲業ノ發達ニ伴ヒ生繭取引上ニ種々ノ弊害續出シ爲ニ蠶業及製絲家ノ利益ヲ減殺スルコト尠少ニアラサルヲ以テ之カ矯正ノ方法ニ關シ過日本會ニ於テ開催シタル全國製絲家大會ニ對シ其意見ヲ徵ス候處滿場一致ヲ以テ生繭ノ夜間取引ヲ禁止セラレンコトヲ決議致シ候是レ全國製絲業者ノ輿論ニシテ之ヲ禁止スルモ毫モ不利ヲ蒙ラサルノミナラス反テ相互ノ利益ヲ增進スルモノト相認メ候仍テ蠶絲業法第十九條ニ依リ生繭ヲ夜間ニ賣買スルコトヲ禁止相成候樣致度

別紙理由書相添へ此段及建議候也

明治四十五年七月六日

大日本蠶絲會會頭　男爵　松平正直

農商務大臣　男爵　牧野伸顯殿

生繭夜間賣買禁止ヲ希望スル理由

本會ニ於テ五月三、四ノ兩日間全國製絲家ノ大會ヲ開設シ生繭ヲ以引上改良ノ件ニ對シ意見ヲ徵モノニ滿場一致ナリシヲ左ニ如ク陳述ス

生繭ノ夜間取引ニハ其弊害甚シク之ヲ禁止スルモ賣買人共不利ヲ來ルコトナキヲ以テ早徒ニ時日ヲ費ス恐レアリ故ニ茲ニ其理由之カ實行ヲ禁止セラルヘキコトヲ希望ス

依テ詳細ニ之カ利得失ヲ研究スルニ生繭ノ夜間取引ハ實質剛者共ニ不利ナ來ルノミナラス蠶絲業改良上ノ基礎ヲ破壞スルモノニシテ其概要ヲ陳述スヘシ

一、繭品質ノ良否ヲ鑑別スルコト能ハス　繭ノ品質ノ鑑別ハ熟練ナ要シ假令實間一種ヲ取見周到ノ注意ヲ拂ハサルヘカラス然ルニ夜間電氣、瓦斯、ランプ又ハ蠟燭等人爲ノ光力ニ依リテ之ヲ鑑別セントスルカ如何ナル熟練者ト雖モ到底爲ス能ハサル所ナリ

二、繭品質ノ鑑別不能ナルニ乘シ不正手段行ハル　夜間ニ於テ繭ノ品質ヲ鑑別スルコト不能ナルニ乘シ熟ベスレハ繭殼ノ厚ニ入レ上部ニ其良繭ヲ以テ之ヲ掩フ等巧ミ不正手段ヲ行ヒ買賣者ハ繭著スル者アルカ如キ其弊害實ニ枚ニ記セサルモノアリ

三、繭ノ混合ノ爲良絲ヲ得難シ　精紡ノ生絲ヲ製造セント欲スルニ優良ノ原料ニ依ラサルヘカラサルコトハ言ヲ俟タサルナリ然ルニ夜間賣買ノ常習トシテ繭ノ混合スヘキコト酒ヲトシテ行ハレ其良否ノ例別ヲ困難ナラシムルニ至ルヲ以テ製絲ノ方法ニ於ル苦心スヘキ其絲ヲ得ルコト能ハサル明カナル事實ナリ

四、蠶業家ノ改良心ヲ阻止ス　繭ノ夜間賣買ハ品質ノ鑑別不可能ナルヲ以テ價格モ亦蠶ニ得ルヲ以テ明カナリ蠶業ニ改良心ヲ阻止スルコトハ蠶ノ飼ヒ方ヲ研究スルニ足ル実ノ價格ニ賣買スルコトヲ禁止相成候樣致度

モ之カ反テ精神ト能ノ利何ニシテカ夜間ニ賣買スルヲ以テ之カ目的ヲ達スル能ハサル理由ヲ陳述ス

五、繭賣ノ結一遂ニ擾亂セラル、ニ至ラン　繭ノ夜間賣買ヲ放任シ之カ禁止ヲ怠ルトキハ繭ノ品質ハ遂ニ低落ヲ來スノミナラス相場法若ハ公設市場ニ於テ實行期セラル、繭賣買ハ其結果セラレ其効果ヲ滿期ナラシムルハ敢テ疑ヲ容レサル所ナリ

以上列擧モル如ク夜間賣買ハ弊害多シノミ實絲業上ノ利益ヲ害スルコト顯ノ多大ナルノアリ

近來繭ノ夜間賣買止ム能ハサル原因ハ一ニ生産者ノ內ニ繭絲賣買ノ利益ヲ獲得スル機會ヲ失ヒ又ハ惡ミ之カ改正ヲ希望シ居ル次第ナリ

一、取引ノ夜間ニ賣ル人自然ノ勢ナリ　繭ノ品質鑑別能ハサル者ハ取引ノ當日ニ賣ル人自然ノ勢ナリ

二、仲買人ノ資本運轉ヲ害ス　仲買人ハ飯ヲ食ヒ當日賣入ヲル繭ノ翌日ニ持込ノ為常ニ資本ヲ運用ヲ害スル虞少ニアラス

三、生繭ノ重量ヲ減シ且殺蛹效能ノ爲ニ蠶業家ノ損耗多シ　於日蠶業者ハ繭ノ夜間ノ賣買ハ禁止セラル、時ハ夜間ノ賣買ハ禁止ノ苦痛ヲ感スル所ナルニ此際ノ利害ニ關係シ夜間賣買ノ禁止ノ緩スルニ至ラン

四、蠶業家ノ改良心ヲ阻止ス　仲買人ハ繭ノ品質ヲ鑑別スルコト能ハス繭ノ品質ハ夜間ニ賣買スルコトヲ禁止相成候樣致度

論叢

特許生絲繰製法に關する「予が試驗成績に對し」「井上小幡兩氏の反駁に答ふ」

農學士　中村雅次郎

特許生絲繰製法に關する中村農學士の試驗成績に就き我業界に頗彈を浴せ殆ど日なきが如きか、井上小幡の兩氏憤然として應戰、慨士今又筆に劍を揮ひて起つ天下分け目の此一戰孰に二百餘萬の當業者が其耳目を驚動すべき大問題とはなりね知らず井上小幡の兩氏如何なる陣容を張つて之に臨まんとするか（編者）

本誌第二百四十五號に於て予の發表したる試驗成績に對し井上、小幡兩氏には本誌前號に於て種々反駁說を發表せられたり、兩氏共御多忙の身を以て態々予が成績に就き熟讀を煩はしたるは予の深く感謝する所なり、予も亦兩氏の名譽を尊重し敬意を拂ひつゝ高說を又覆熟讀を試みたるが故に、右反駁の要點につき謂か御答を致さんとす。

（一）三回反覆の試驗成績につき論斷を下したるは早計に非ず

兩氏は予の行ひたる繰絲試驗は僅かに一二回に止まるが故に、實際の成績に非ずとして反駁せられたるも、予は春、秋蠶飼共に四升宛三回都合（一斗二升）の繭を用ゐ、極めて公平に又極めて鄭重に繰絲試驗を行ひたるものにして、且つ毎回の成績は其傾向平均成績を一致せしが故に、此平均成績を以て論斷を下したるものなれば、試驗として決して不當ならざることを信ず。

（二）藥液區の解舒遲りしは煑繭の不適當なりしが故に非ず

兩氏は藥液區に解舒遲りしは煑繭程度の不適當なりしに因るが如く反駁されたるも、本誌前々號に於て既に記載したるが如く、藥液區の煑繭程度を定むるには小幡氏の所定に基き、普通の適煑より稍長く煑熟し、繭の兩端灰白色を呈し、其手觸り軟滑の感ありしとき、即ち老煑の程度に達したる際、藥液中に浸漬したるが故に、決して不適當なる煑繭法と認むる能はず、且つ從來行はれたる、多くの試驗の結果よりすれば老煑繭は寧ろ解舒に過ぐるを常とするが故に、藥液區にありて解舒遲滯の氣味ありしは是れ全く藥液の主要成分たる「フォルマリン」の凝固作用に基くものにして、老煑の結果より來れるに非ざるを認むる。

（三）藥液區の生絲に一種獨特の赤味を帶べるは老煑の結果に非ず

兩氏は藥液區の生絲に赤味を帶ぶるは老煑の結果なりとして反駁せられたるも、予は決して然らざるを信ずるものなり、何となれば從來、行はれたる多くの試驗に鑑みるに、老煑繭より繰製する生絲は決して藥液區生絲の如き甚しき赤味を呈ずして、色澤としては寧ろ佳良なるを常とす、而て予の試驗せし範圍内に於て藥液區の生絲は光澤は佳良なりと認めたるも、絲色に一種獨特の赤味を帶ぶるを認めたるが故に、色と澤とを參照して標準區の生絲の色澤等級を一等とし、藥液區の生絲の色澤を二等と定めたるなり、且つ藥液區生絲の一種の赤味を帶ぶることは獨り予のみならず構浜方面に於ても認められたる事實なり、元來「フォルマリン」は種々の事狀の下に褐色に變ずる性質を有するものにして、例へば「フォルマリン」と苛性石灰とを混じて放置するとき、又は「フォルマリン」を苛性加里にて處理すると、又は「フォルマリン」を直接日光に照らしめるとき、其他幾多の場合に於て「屠殺色」變じ、ベスレロー氏の所謂「メチーレニタン」、ロイブ氏の所謂「フォルモーズ」を生ずることは既に學者間に認めらるゝ事實なり、以上の理由に因り藥液區の生絲の赤色に變じたる原因は、老煑の結果に非ずして藥液中の「フォルマリン」の變色作用に基因するものと予は認むるなり。

（四）藥液區生絲の類節多かりしは繰絲湯温の不用意より來りたるに非ず

兩氏は藥液區生絲の節多かりしは繰絲湯温の不用意より來れるものならんとの反駁なるも、予の試驗に於ける繰絲湯温は從來の試驗成績に因り最も適當と認められたる湯温を採用したるが故、之が爲めに類節を多からしむることは能はず、元來藥液區生絲に節多かりしは老煑其もの也一原因なるべきも、一は「フォルマリン」の凝固作用の結果絲れの部分の「セリシン」を固着せしむることも其原因には非ざる乎。

（五）藥液區試驗用原料繭の煑繭時間を標準區に比し三分間長くしたるは機械的に行ひたるに非ず

兩氏は予の試驗に於て春秋蠶繭共に標準區に比し藥液區の煑繭時間を三分間長くしたるは不當なりとして反駁されたる

物評生絲檢製法に關する予が試驗成績に對し井上小納爾氏の反駁に答ふ

も、二項に於て記載せるが如く藥液區の蚕繭稔度を定めたるは常に老蚕の稔度に達したるときを標準とせり、然るに此稔度に達せしむるに春秋蠶繭共に適蚕に比し三分間長く時間を要したる次第にして、小納爾氏の三三分間長くせよとの所定に拘泥して機械的に三分間長くしたるに非るは素よりのことなり。

（六）藥液區の生絲に強力稍多く伸度稍少かりしは繰絲湯溫の不用意より來れるに非ず

兩氏は藥液區生絲の強力稍多く、伸度稍少かりしは繰絲湯溫の不用意より來れるものなりとして反駁されたるも、四項に記載したる如く繰絲湯溫は從來の試驗の結果を基礎として定めたるものなれば、之が爲めに斯る結果を顯はすべき理なかるべし、要するに藥液區生絲の「強力を增し伸度を減じたるは「フォルマリン」の凝固作用の結果に外ならざるべし。

（七）乾燥又は濕潤狀態に於ける强伸力の試驗結果を示すに其含濕步合を明示せざりし理由

生絲の含濕量は其周圍の空氣の乾濕狀態に因り著しく支配さるべきものなるが、前々號に記載せるが如く供試生絲の服裝及び强伸力測定室内の溫濕度を明記すれば、特に其含濕步合を明示する迄の必要を認めざりしが故なり。

●伊國蠶絲業奬勵新案法（其一）

伊太利國蠶絲業奬勵に關する新法案の件に付き里島駐在木島通譯より外務省への報告が來る。

伊太利國蠶絲業奬勵法案布告の件

伊太利國會の蠶絲業奬勵法案布告の件は、一日羅馬に於て公布せられたり、其内議會に付せらるべき報告の如し

伊太利國會の蠶絲業奬勵法案布告の件

伊太利國會の蠶絲業奬勵法案布告の件は五月

駅に対しては、米價のそれに比し、勞者賃銀家を問はず、頗る冷淡なる、實に意外とする處であります。如斯重要物産たる蠶絲に関する社會の態度冷かなるは、要するに絲價の不振は一時的現象にあらずして、三四年來の通弊なるに起因するのではあるまいか、思ふて見るに、絲價の不振は奇なる現象、不思議なる相場とは云ふ、見るより外なく其研究の餘地存せざるものと論ずる者が多いのではあるまいか、往々()議をなす人があります、生産過多人造絹絲の發達、米國大統領選擧等、普通一般の俗説であります、何人と雖も異議なく、首肯し得べき、卓説たるの價値あるものが、少ないのは實に遺憾とするところであります、言ふまでもなく蠶絲は海外輸出品の主脳であつて、其の消長は、國家經濟上、至大の關係ある事業であります、上は、自然の成行に委し去ることは實に忍びないのであります、若し等閑に拠ては、遂に、國家の不幸を招くに至る者は、須らく其の原因を研め、救抜の途を講ずるの、責任あるかのように思ひます、けれども一己の淺たる経驗的智識に乏しく、まして世界眼に暗く、此の神秘的、重大絲價たる宇宙の真理を、看破せんと致しまするのは甚だ大膽の行爲であります。日露戰爭當時絲價が、清國力に至大の影響を及ぼすのであります。蓋し支那であつたから、戰費の大部分は、兩國共滿洲に振り播いたので、其の振播いた處の金が多くは銀貨でなければならないので、銀價が増加して、其の上印度の農作物が、牧畜と來たのであります、イヤが上にも銀の需用が、益々増加して、農作物の豊凶に依つて、左右せらるゝのであります、ソコで、印度の農作物の豊凶は、一つに「モンスーン」の良否如何にあると云ふことがあります、「モンスーン」が適順であれば、棉花や、米の如き作物が、豊作をしますので、從つて價格が、騰貴する、銀塊が、上れば、金貨國たる、我國では、爲替相場の關係からして、貨物の値段が上る、生絲なども其の影響を受けると云ふことになるのであります。

四、餘話に戻り、相場が、第二十六片、生絲が、上一階で、九百六十圓であるが、高低の幅を算出すると、銀塊一片の高低に對し絲價五十圓の騰貴を生じて居る故に二十六片と九百六十圓とを、標準とし五十圓の幅を、一片に對する高低率とすれば、平時に於ては、絲價の高低は、銀塊の大概豫測し得るのみならず、一二ケ月若しは五六ケ月先きに歩む、通の場合にあつては、銀塊の變動が、一二ケ月若しは五六ケ月先きに歩むから、銀相場に着眼をすれば、凡そ絲價の變動を豫測し得るのである。

之れが、私の持論であります、私の所謂標準相場と高低率を以て、算出致しますれば、壹千〇六十圓でなければなりませぬ、然るに實際の絲價は八百二十五圓に達して居ります、從來の例によりますと、百二三十圓の差格を生じたことは、往々ありますが、今回の如く二百四圓以上も、斯く異例を生じたのは、實に未曾有の異例であります、如斯異例を來しましたのは、實に絲價の變動が、一時的の異例に過ぎないやうに思はれます、然かしながら、絲界の裏面を深く觀ふて見ますと、そこに其意がともつて居るのであります、私の經濟眼を以て見ますれば、現時の絲價は全く一時的の異例に過ぎない、又現在の狀況は少しも、奇なる現象ではない、常然の趨勢であると認めます同時に、將來の運命は、或は大國借款の成否によつて、左右せらるゝにあらざるかと思ふのであります、私は茲に一時的現象であると云ふことを述べます前に、目下社會に唱場せられつゝある絲價低落の原因に對する、世評に付き、卑見を述べます、大國借款の成否が絲價、生絲の運命に、至大の影響を及ぼすにあらざるかと云ふことに關及せんと思ひます。

三、銀塊相場は、銀塊の生産及び需供の多寡により變動があるのであります、其の最大消費國たる、支那印度の農作物の豊凶及び、政治上の關係は、銀塊の消費力に至大の影響を及ぼすのであります。日露戰爭當時絲價が、三十二片に高騰なつたのは、戰爭の結果が、支那であつたから、戰費の大部分は、兩國共滿洲に振り播いたので、其の振播いた處の金が多くは銀貨でなければならないので、銀の需用が、益々増加して、農作物が、牧畜と來たのであります、イヤが上にも銀の需用が、益々増加して、農作物の豊凶に依つて、左右せらるゝのであります、ソコで、印度の農作物の豊凶は、一つに「モンスーン」の良否如何にあると云ふことがあります、「モンスーン」が適順であれば、棉花や、米の如き作物が、豊作をしますので、從つて價格が、騰貴する、銀塊が、上れば、金貨國たる、我國では、爲替相場の關係からして、貨物の値段が上る、生絲なども其の影響を受けると云ふことになるのであります。

四、餘話に戻り、相場が、第二十六片、生絲が、上一階で、九百六十圓であるが、高低の幅を算出すると、銀塊一片の高低率に對し絲價五十圓の騰貴を生じて居る故に二十六片と九百六十圓とを、標準とし五十圓の幅を、一片に對する高低率とすれば、平時に於ては、絲價の高低は、銀塊の大概豫測し得るのみならず、一二ケ月若しは五六ケ月先きに歩む、通の場合にあつては、銀塊の變動が、一二ケ月若しは五六ケ月先きに歩むから、銀相場に着眼をすれば、凡そ絲價の變動を豫測し得るのである。

之れが、私の持論であります、私の所謂標準相場と高低率を以て、算出致しますれば、壹千〇六十圓でなければなりませぬ、然るに實際の絲價は八百二十五圓に達して居ります、從來の例によりますと、百二三十圓の差格を生じたことは、往々ありますが、今回の如く二百四圓以上も、斯く異例を生じたのは、實に未曾有の異例であります、如斯異例を來しましたのは、實に絲價の變動は、全く絲界の裏面を深く觀ふて見ますと、そこに其意がともつて居るのであります、私の經濟眼を以て見ますれば、現時の絲價は全く一時的の異例に過ぎない、又現在の狀況は少しも、奇なる現象ではない、常然の趨勢であると認めます同時に、將來の運命は、或は大國借款の成否によつて、左右せらるゝにあらざるかと思ふのであります、私は茲に一時的現象であると云ふことを述べます前に、目下社會に唱場せられつゝある絲價低落の原因に對する、世評に付き、卑見を述べます、大國借款の成否が絲價、生絲の運命に、至大の影響を及ぼすにあらざるかと云ふことに關及せんと思ひます。

輸近銀價が、暴騰致しましたに拘らず、絲價低落てふ、珍現象は、一見、私の持論たる銀對絲の根底の基礎を破壊したかの感がありますけれども、私は、私の持論の誤れるにあらずして、現下の變調は、単に一時的の現象に過ぎないと思ふのであります、私の持論とは什麼ものでありませうか、茲に其の大要を述べることゝ致しませう。

一、絲價變動の原因は、需要供給、蠶作の豊凶等、幾分の關係あるといふことは、言ふ迄もないことでありますが、其の影響は、頗る僅少であります、普通の場合は銀塊相場の高低によつて、其の運命を支配せられて居るのであります。

二、世界に於ける蠶絲の大供給國は、支那及び日本であつて、何れも所謂支那と日本は外国の商敵であるから、支那は日本の最に於て、日本は金貨本位であつて、日本は金貨本位であるから、銀塊相場の變動は、銀塊相場の高低に伴ふて、爲替相場が變動するから、銀塊が騰がれば、生絲が騰がるとは云ふことになるのであります。

十分の四は、在米多くは、支那に供給し、其の分は、日本の、支那と日本は外国の商敵であるから、所謂支那は日本の、銀貨本位であつて、日本は金貨本位であるから、銀塊相場の變動は、銀塊相場の高低に伴ふて、爲替相場が變動するから、銀塊が騰がれば、生絲が騰がるとは云ふことになるのであります。

蠶蛆驅除に赤疆病菌を利用すべし

特別會員　西川　砂

▲蠶蛆は現今減少しつゝあるか……

蠶蛆が我が蠶業界に慘害を加ふること甚だしく、一日も是が驅除豫防を怠る能はからざるは、今更贅辯を要せざる處である、該蟲の現狀を見るに、去る三十九年大害を加へし以來、年と共に其被害の度を、漸減しつゝあるのは事實であるが、是は未だ彼れの繁殖の力が衰へて、全滅の域に接近しつゝあるのではなく、是を飯往に遡つて調査して見ると、明治三年には其被害九割もあつたものが、同七年には二割崩に下り、又同十四年には五割强に增加して、二十八年には、一割窮に減じ、亦三十三年には五割强となりて、三十五年に一割强に減じ、又三十九年には更に增加して八割にも及び、其だしきは殆ど養蠶を見ざる養蠶家も、尠くなかつたと云ふ樣に、該蟲の繁殖は宛然波狀の如き有樣になつて居る。

されば三十九年以降、該被害の減少は、未だ安心し得べき現象でなく、一時の潛伏期とも云ふべき時代ではなかろうか……。

▲該蟲の驅除豫防は目張や床下掃除のみでは滿足が出來ぬ

蠶蛆は逃遁せぬのであるけれども、實際に於ては知らずゝの間に間隙等が出來て、氣の付た頃には既に蠶蛆は床下に逃遁したと云ふ樣な、無關法を作ることが往々ある、況して蠶蛆が何物たるやも解へず、只單に眼前に於ける、自己の利益のみに、目が暗んで居る處に於ては、だ粗み少いことである。

斯く逃遁せしめたる場合は、床下掃除をすれば宜しい樣なものであるが、さて〳〵實際に於ては、此法も不完全なものである……と云ふのは蛆が蟄伏した床下等は、例令何程掃つても到底滿足に取り盡すことが出來ぬものである、元來蠶蛆の蟄伏すべき場所は、床下にありては土の輕鬆なる處の外、龜裂の中とか、は土藏の床下等にて、殊に後者の場所には、其蟄伏せるものが多い、是を完全に掃り取らんとしたならば、土藏石垣だ選擇とする處である、況んや蠶蛆驅除に最も有効なる天敵の存するに於てをや。

其有効なる天敵とは如何、之れは該蟲に寄生して、是を斃すに微妙なる天惠の絲狀菌にして、其種類尠からず、本誌二百二十四五號に、東京蠶技場、福田重太郎氏の、記述せられたる最も有効なる蠶蛆の灰綠菌あるも、是が記述は、暫く措き現今に記述せらるゝ、赤疆病菌に就て少しく、左に記述することゝせやう。

▲赤疆病菌は蠶兒の主害病菌にあらず

回顧するに、今が赤疆病菌を見たるは、去る三十五年十一月、岐阜縣(オホミノムシ)の該園に於ては、紅梅にオホミノムシの該園に侵されたるものあるを見たが、始めて、其蠶蛆に有効なるを認めたるは、同四十年試驗の爲め、蟄伏せしめたる蠶蛆に就て偶然に認めた、其れ以來是に關する調査を行ふと同時に、其他の方面に於ても、絶へず該菌に關する看察を怠らんのであるが、余はドウしても該菌を以て、蠶兒の主害菌である樣に苦しむ者である。

即ち其理由とする處は、該菌は本邦至る處に分布して居る樣であるが、余は未だ不幸にして特殊の人工を加へざる外、其蠶兒に寄生せるを目にしたことがない、然るに岐阜縣下に於ける、該菌の分布を調査して見ると、殆ど各郡に行き渡つて居るが、地方の氣候、養蠶の方法、及び其他の生育取扱者の床下等に、蟄伏せる蠶蛆に、其最も

果して、前述の如くなりとせば、此被害の僅少なる時代に乘じ、極力彼れが撲滅に努力するは、之れ最も策の得たることであるが、さて其驅除の實行は、中々難なることである理窟の上から云ふと、生育は完全に設備した處に於ては、蠶蛆は逃遁せぬのであるけれども、實際に於ては知らずゝの間に間隙等が出來て、氣の付た頃には既に蠶蛆は床下に逃遁したと云ふ樣な、無關法を作ることが往々ある、況して蠶蛆が何物たるやも解へず、只單に眼前に於ける、自己の利益のみに、目が暗んで居る處に於ては、だ粗み少いことである。

斯く逃遁せしめたる場合は、床下掃除をすれば宜しい樣なものであるが、さて〳〵實際に於ては、此法も不完全なものである……と云ふのは蛆が蟄伏した床下等は、例令何程掃つても到底滿足に取り盡すことが出來ぬものである、元來蠶蛆の蟄伏すべき場所は、床下にありては土の輕鬆なる處の外、龜裂の中とか、は土藏の床下等にて、殊に後者の場所には、其蟄伏せるものが多い、是を完全に掃り取らんとしたならば、土藏石

多きを認めず、其実たしきは該菌の爲め、一個の生蛆をすら殺す能いず、様な家が悉くなり、して見ると此地方に於ては該菌の脆子が飛散して居ることは當然であるから、其家と蠶兒とに關する關係を知らんが爲め、數年來、斯様な家屋又は此地方に於て、有蠶中に生ずる、硬化病に就て調査をしたが、頗も多きは黄彊病と絲彊病とにして、病菌にして、一頭も是を得ることが出來なかつた。赤彊病に至ては、一頭も是を得ることが出來なかつた。又、該菌は、去る三十五年一月、桑の赤蛞蝓の蛞から、分離せられたもので、決して蠶兒を侵して居たものではない、其蠶兒を侵すことゝ云ふことの世上に知られたのは、該菌を蠶兒に接種して、其蠶殖には都合よく、蠶兒には不適當である様に、温度を調和する等の、人爲を加へたのに起因するので、是を忌避なく云へば、無理に蠶病に編入したものであつて決して蠶兒の主害菌でないものと信ずる。

▲該菌の繁殖は殊に土中に於て劇烈なり

該赤彊病菌は、佛人ラルフツシー氏の Podrytis tilelli. 又は チャード氏の Isaria chusa + ink. と同一菌なるが如く、該地にあつては金龜子の幼蟲（當に土中に存す）に寄生することが多いと云ふことである、チャード氏は金龜子の幼蟲が、該菌の寄生を受けたる場合に、濕地にありては菌絲の發育が盛であるが、乾燥地に於ては是に反する、故に該菌は土中にあつては繁殖するも、外氣中にありては、其繁殖に適せぬと云ふて居るが、本邦に於ける該菌の如きは、水縣にありては乾燥する地方に多く認むるが、是に反して赤彊病菌は濕氣の多き地方に多く、のみならず、該菌の繁殖には殊に多量の濕氣を要することは、赤彊病菌を研究した者のよく知る處である。

▲宜しく蠶蛆驅除に赤彊病菌を利用すべし

佛國の巴里府では、該菌が金龜子等の実蟲に寄生して是を斃死せしむるの力が偉大であると云ふ處から盛に是を培養して、生産に致し度い、斯くすると云ふことであるが、本邦に於ても是と同じく、該菌を盛に培養し、土砂に混じて是を配布し、蠶蛆の一面に撒布せしめて散く様に致し度い、斯くすると云ふことは、蠶蛆が此處に逃遁して繁殖して、其卵間等に當り、該菌の脆子を體面に附着せしめて土中に蟄伏するから、茲に於て脆子は恰も土中に於ける適當の濕氣を得て發芽し、遂に蠶蛆を斃すことになるので、實に其殺蛆力の偉大なるは到底人爲を以て床下を掃除する

るが如き比でない。

是を要するに、該菌は實直接外氣の接觸不適當なる、或は蠶蛆の繭に、寄生を逞ふするものにして、特殊の人爲を加へざる外は、蠶兒に寄生せず、即ち赤彊病菌は家蠶の主害菌でないと、余は信ずると共に、此蠶蛆驅除に有効なる該菌を、蠶病の一つに加へられ居るを、甚だ遺憾とする者である。

實に、該菌が家蠶を斃すは、特殊の人爲を加へたる場合にあるものにて、決して該菌の罪ではない、彼の現今野蛮の驅除に使用せられて居る、チブス菌は其効果が其だ強大であるけれども、一度人類の口中に這入らば、忽ち人を侵す危險さへあるが、野蛮驅除に有効なる點より、是を廣く培養配布せられて居るではないか……古語に「毒藥變じて良藥となる」と云ふことがあるが、赤彊病菌も、其利用宜しきを得たならば、家蠶を害せず、必ず蠶蛆を撲滅せしむる時期も遠からずと信ずる、其に餘り案じて居ては良藥も口にすることが出來ず、空しく死を俟つより外はないのである、以上は不完全ながらも聊か余の實驗に因き、少しく記述して大方の教を希ふ次第である。

蠶蛆が絲繭に及ぼす影響

東京蠶業講習所技手　丹羽四郎

蠶蛆が繭の害敵にして、その多少が蠶種製造業の興亡に深大の影響を及ぼすものなることは、萬人等しく了知する所にして今更喋々を要せざるなり、然れども絲繭に於ける蠶蛆の寄生歩合は、繭繭に比してその率頗る高く、蛆害多き地方にありては百中百の寄生即ち十割に達するものありその五六割を存する地方に至りては敢て乏しとするに足らず、その一割内外なるは蓋し最少限度なるべしか、加之絲繭の數量は繭のそれに比して頗る多くこれを蠶蛆の寄生を受ける春蠶繭に就きて見るに繭繭に供せらるゝものは總産額の僅に一、五パーセント一内外にて、その餘の九十八パーセント餘は飛び去れども絲繭に供用せらるゝものたり。故に若し絲繭にして蠶蛆の影響を被ることあらばその結果繭に種繭の損害如に止まらざるなり、故に予茲には這般の消息を明にせんが爲め、絲繭に於ける蠶蛆の影響に關し一研究を行ひたり。（肥後―丹

羽、蠶蛾の寄生が繭質に及ぼす影響

東京蠶業講習所試驗成績第四十五號一五七—一六四自參照ニ

本試驗ハ去ル四月一日第一期ニ於テ行ヒタルものにして、供試ノ材料ハ一化性蠶種ノ第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第百、第百一、第百二、第百三、第百四、第百五、第百六、第百七、第百八、第百九、第百十、第百十一、第百十二、第百十三、第百十四、第百十五、第百十六、第百十七、第百十八、第百十九、第百二十、第百二十一、第百二十二、第百二十三、第百二十四、第百二十五、第百二十六、第百二十七、第百二十八、第百二十九、第百三十、第百三十一、第百三十二、第百三十三、第百三十四、第百三十五、第百三十六、第百三十七、第百三十八、第百三十九、第百四十、第百四十一、第百四十二、第百四十三、第百四十四、第百四十五、第百四十六、第百四十七、第百四十八、第百四十九、第百五十、第百五十一、第百五十二、第百五十三、第百五十四、第百五十五、第百五十六、第百五十七、第百五十八、第百五十九、第百六十、第百六十一、第百六十二、第百六十三、第百六十四、第百六十五、第百六十六、第百六十七、第百六十八、第百六十九、第百七十、第百七十一、第百七十二、第百七十三、第百七十四、第百七十五、第百七十六、第百七十七、第百七十八、第百七十九、第百八十、第百八十一、第百八十二、第百八十三、第百八十四、第百八十五、第百八十六、第百八十七、第百八十八、第百八十九、第百九十、第百九十一、第百九十二、第百九十三、第百九十四、第百九十五、第百九十六、第百九十七、第百九十八、第百九十九、第二百、第二百一、第二百二、第二百三、第二百四、第二百五、第二百六、第二百七、第二百八、第二百九、第二百十、第二百十一、第二百十二、第二百十三、第二百十四、第二百十五、第二百十六、第二百十七、第二百十八、第二百十九、第二百二十、第二百二十一、第二百二十二、第二百二十三、第二百二十四、第二百二十五、第二百二十六、第二百二十七、第二百二十八、第二百二十九、第二百三十、第二百三十一、第二百三十二、第二百三十三、第二百三十四、第二百三十五、第二百三十六、第二百三十七、第二百三十八、第二百三十九、第二百四十、第二百四十一、第二百四十二、第二百四十三、第二百四十四、第二百四十五、第二百四十六、第二百四十七、第二百四十八、第二百四十九、第二百五十、第二百五十一、第二百五十二、第二百五十三、第二百五十四、第二百五十五、第二百五十六、第二百五十七、第二百五十八、第二百五十九、第二百六十、第二百六十一、第二百六十二、第二百六十三、第二百六十四、第二百六十五、第二百六十六、第二百六十七、第二百六十八、第二百六十九、第二百七十、第二百七十一、第二百七十二、第二百七十三、第二百七十四、第二百七十五、第二百七十六、第二百七十七、第二百七十八、第二百七十九、第二百八十、第二百八十一、第二百八十二、第二百八十三、第二百八十四、第二百八十五、第二百八十六、第二百八十七、第二百八十八、第二百八十九、第二百九十、第二百九十一、第二百九十二、第二百九十三、第二百九十四、第二百九十五、第二百九十六、第二百九十七、第二百九十八、第二百九十九、第三百、第三百一、第三百二、第三百三、第三百四、第三百五、第三百六、第三百七、第三百八、第三百九、第三百十、第三百十一、第三百十二、第三百十三、第三百十四、第三百十五、第三百十六、第三百十七、第三百十八、第三百十九、第三百二十、第三百二十一、第三百二十二、第三百二十三、第三百二十四、第三百二十五、第三百二十六、第三百二十七、第三百二十八、第三百二十九、第三百三十、第三百三十一、第三百三十二、第三百三十三、第三百三十四、第三百三十五、第三百三十六、第三百三十七、第三百三十八、第三百三十九、第三百四十、第三百四十一、第三百四十二、第三百四十三、第三百四十四、第三百四十五、第三百四十六、第三百四十七、第三百四十八、第三百四十九、第三百五十、第三百五十一、第三百五十二、第三百五十三、第三百五十四、第三百五十五、第三百五十六、第三百五十七、第三百五十八、第三百五十九、第三百六十、第三百六十一、第三百六十二、第三百六十三、第三百六十四、第三百六十五、第三百六十六、第三百六十七、第三百六十八、第三百六十九、第三百七十、第三百七十一、第三百七十二、第三百七十三、第三百七十四、第三百七十五、第三百七十六、第三百七十七、第三百七十八、第三百七十九、第三百八十、第三百八十一、第三百八十二、第三百八十三、第三百八十四、第三百八十五、第三百八十六、第三百八十七、第三百八十八、第三百八十九、第三百九十、第三百九十一、第三百九十二、第三百九十三、第三百九十四、第三百九十五、第三百九十六、第三百九十七、第三百九十八、第三百九十九、第四百、第四百一、第四百二、第四百三、第四百四、第四百五、第四百六、第四百七、第四百八、第四百九、第四百十、第四百十一、第四百十二、第四百十三、第四百十四、第四百十五、第四百十六、第四百十七、第四百十八、第四百十九、第四百二十、第四百二十一、第四百二十二、第四百二十三、第四百二十四、第四百二十五、第四百二十六、第四百二十七、第四百二十八、第四百二十九、第四百三十、第四百三十一、第四百三十二、第四百三十三、第四百三十四、第四百三十五、第四百三十六、第四百三十七、第四百三十八、第四百三十九、第四百四十、第四百四十一、第四百四十二、第四百四十三、第四百四十四、第四百四十五、第四百四十六、第四百四十七、第四百四十八、第四百四十九、第四百五十、第四百五十一、第四百五十二、第四百五十三、第四百五十四、第四百五十五、第四百五十六、第四百五十七、第四百五十八、第四百五十九、第四百六十、第四百六十一、第四百六十二、第四百六十三、第四百六十四、第四百六十五、第四百六十六、第四百六十七、第四百六十八、第四百六十九、第四百七十、第四百七十一、第四百七十二、第四百七十三、第四百七十四、第四百七十五、第四百七十六、第四百七十七、第四百七十八、第四百七十九、第四百八十、第四百八十一、第四百八十二、第四百八十三、第四百八十四、第四百八十五、第四百八十六、第四百八十七、第四百八十八、第四百八十九、第四百九十、第四百九十一、第四百九十二、第四百九十三、第四百九十四、第四百九十五、第四百九十六、第四百九十七、第四百九十八、第四百九十九、第五百、第五百一、第五百二、第五百三、第五百四、第五百五、第五百六、第五百七、第五百八、第五百九、第五百十、第五百十一、第五百十二、第五百十三、第五百十四、第五百十五、第五百十六、第五百十七、第五百十八、第五百十九、第五百二十、第五百二十一、第五百二十二、第五百二十三、第五百二十四、第五百二十五、第五百二十六、第五百二十七、第五百二十八、第五百二十九、第五百三十、第五百三十一、第五百三十二、第五百三十三、第五百三十四、第五百三十五、第五百三十六、第五百三十七、第五百三十八、第五百三十九、第五百四十、第五百四十一、第五百四十二、第五百四十三、第五百四十四、第五百四十五、第五百四十六、第五百四十七、第五百四十八、第五百四十九、第五百五十、第五百五十一、第五百五十二、第五百五十三、第五百五十四、第五百五十五、第五百五十六、第五百五十七、第五百五十八、第五百五十九、第五百六十、第五百六十一、第五百六十二、第五百六十三、第五百六十四、第五百六十五、第五百六十六、第五百六十七、第五百六十八、第五百六十九、第五百七十、第五百七十一、第五百七十二、第五百七十三、第五百七十四、第五百七十五、第五百七十六、第五百七十七、第五百七十八、第五百七十九、第五百八十、第五百八十一、第五百八十二、第五百八十三、第五百八十四、第五百八十五、第五百八十六、第五百八十七、第五百八十八、第五百八十九、第五百九十、第五百九十一、第五百九十二、第五百九十三、第五百九十四、第五百九十五、第五百九十六、第五百九十七、第五百九十八、第五百九十九、第六百、第六百一、第六百二、第六百三、第六百四、第六百五、第六百六、第六百七、第六百八、第六百九、第六百十、第六百十一、第六百十二、第六百十三、第六百十四、第六百十五、第六百十六、第六百十七、第六百十八、第六百十九、第六百二十、第六百二十一、第六百二十二、第六百二十三、第六百二十四、第六百二十五、第六百二十六、第六百二十七、第六百二十八、第六百二十九、第六百三十、第六百三十一、第六百三十二、第六百三十三、第六百三十四、第六百三十五、第六百三十六、第六百三十七、第六百三十八、第六百三十九、第六百四十、第六百四十一、第六百四十二、第六百四十三、第六百四十四、第六百四十五、第六百四十六、第六百四十七、第六百四十八、第六百四十九、第六百五十、第六百五十一、第六百五十二、第六百五十三、第六百五十四、第六百五十五、第六百五十六、第六百五十七、第六百五十八、第六百五十九、第六百六十、第六百六十一、第六百六十二、第六百六十三、第六百六十四、第六百六十五、第六百六十六、第六百六十七、第六百六十八、第六百六十九、第六百七十、第六百七十一、第六百七十二、第六百七十三、第六百七十四、第六百七十五、第六百七十六、第六百七十七、第六百七十八、第六百七十九、第六百八十、第六百八十一、第六百八十二、第六百八十三、第六百八十四、第六百八十五、第六百八十六、第六百八十七、第六百八十八、第六百八十九、第六百九十、第六百九十一、第六百九十二、第六百九十三、第六百九十四、第六百九十五、第六百九十六、第六百九十七、第六百九十八、第六百九十九、第七百、第七百一、第七百二、第七百三、第七百四、第七百五、第七百六、第七百七、第七百八、第七百九、第七百十、第七百十一、第七百十二、第七百十三、第七百十四、第七百十五、第七百十六、第七百十七、第七百十八、第七百十九、第七百二十、第七百二十一、第七百二十二、第七百二十三、第七百二十四、第七百二十五、第七百二十六、第七百二十七、第七百二十八、第七百二十九、第七百三十、第七百三十一、第七百三十二、第七百三十三、第七百三十四、第七百三十五、第七百三十六、第七百三十七、第七百三十八、第七百三十九、第七百四十、第七百四十一、第七百四十二、第七百四十三、第七百四十四、第七百四十五、第七百四十六、第七百四十七、第七百四十八、第七百四十九、第七百五十、第七百五十一、第七百五十二、第七百五十三、第七百五十四、第七百五十五、第七百五十六、第七百五十七、第七百五十八、第七百五十九、第七百六十、第七百六十一、第七百六十二、第七百六十三、第七百六十四、第七百六十五、第七百六十六、第七百六十七、第七百六十八、第七百六十九、第七百七十、第七百七十一、第七百七十二、第七百七十三、第七百七十四、第七百七十五、第七百七十六、第七百七十七、第七百七十八、第七百七十九、第七百八十、第七百八十一、第七百八十二、第七百八十三、第七百八十四、第七百八十五、第七百八十六、第七百八十七、第七百八十八、第七百八十九、第七百九十、第七百九十一、第七百九十二、第七百九十三、第七百九十四、第七百九十五、第七百九十六、第七百九十七、第七百九十八、第七百九十九、第八百、第八百一、第八百二、第八百三、第八百四、第八百五、第八百六、第八百七、第八百八、第八百九、第八百十、第八百十一、第八百十二、第八百十三、第八百十四、第八百十五、第八百十六、第八百十七、第八百十八、第八百十九、第八百二十、第八百二十一、第八百二十二、第八百二十三、第八百二十四、第八百二十五、第八百二十六、第八百二十七、第八百二十八、第八百二十九、第八百三十、第八百三十一、第八百三十二、第八百三十三、第八百三十四、第八百三十五、第八百三十六、第八百三十七、第八百三十八、第八百三十九、第八百四十、第八百四十一、第八百四十二、第八百四十三、第八百四十四、第八百四十五、第八百四十六、第八百四十七、第八百四十八、第八百四十九、第八百五十、第八百五十一、第八百五十二、第八百五十三、第八百五十四、第八百五十五、第八百五十六、第八百五十七、第八百五十八、第八百五十九、第八百六十、第八百六十一、第八百六十二、第八百六十三、第八百六十四、第八百六十五、第八百六十六、第八百六十七、第八百六十八、第八百六十九、第八百七十、第八百七十一、第八百七十二、第八百七十三、第八百七十四、第八百七十五、第八百七十六、第八百七十七、第八百七十八、第八百七十九、第八百八十、第八百八十一、第八百八十二、第八百八十三、第八百八十四、第八百八十五、第八百八十六、第八百八十七、第八百八十八、第八百八十九、第八百九十、第八百九十一、第八百九十二、第八百九十三、第八百九十四、第八百九十五、第八百九十六、第八百九十七、第八百九十八、第八百九十九、第九百、第九百一、第九百二、第九百三、第九百四、第九百五、第九百六、第九百七、第九百八、第九百九、第九百十、第九百十一、第九百十二、第九百十三、第九百十四、第九百十五、第九百十六、第九百十七、第九百十八、第九百十九、第九百二十、第九百二十一、第九百二十二、第九百二十三、第九百二十四、第九百二十五、第九百二十六、第九百二十七、第九百二十八、第九百二十九、第九百三十、第九百三十一、第九百三十二、第九百三十三、第九百三十四、第九百三十五、第九百三十六、第九百三十七、第九百三十八、第九百三十九、第九百四十、第九百四十一、第九百四十二、第九百四十三、第九百四十四、第九百四十五、第九百四十六、第九百四十七、第九百四十八、第九百四十九、第九百五十、第九百五十一、第九百五十二、第九百五十三、第九百五十四、第九百五十五、第九百五十六、第九百五十七、第九百五十八、第九百五十九、第九百六十、第九百六十一、第九百六十二、第九百六十三、第九百六十四、第九百六十五、第九百六十六、第九百六十七、第九百六十八、第九百六十九、第九百七十、第九百七十一、第九百七十二、第九百七十三、第九百七十四、第九百七十五、第九百七十六、第九百七十七、第九百七十八、第九百七十九、第九百八十、第九百八十一、第九百八十二、第九百八十三、第九百八十四、第九百八十五、第九百八十六、第九百八十七、第九百八十八、第九百八十九、第九百九十、第九百九十一、第九百九十二、第九百九十三、第九百九十四、第九百九十五、第九百九十六、第九百九十七、第九百九十八、第九百九十九、第十百、第十百一、第十百二、第十百三、第十百四、第十百五、第十百六、第十百七、第十百八、第十百九、第十百十、第十百十一、第十百十二、第十百十三、第十百十四、第十百十五、第十百十六、第十百十七、第十百十八、第十百十九、第十百二十、第十百二十一、第十百二十二、第十百二十三、第十百二十四、第十百二十五、第十百二十六、第十百二十七、第十百二十八、第十百二十九、第十百三十、第十百三十一、第十百三十二、第十百三十三、第十百三十四、第十百三十五、第十百三十六、第十百三十七、第十百三十八、第十百三十九、第十百四十、第十百四十一、第十百四十二、第十百四十三、第十百四十四、第十百四十五、第十百四十六、第十百四十七、第十百四十八、第十百四十九、第十百五十、第十百五十一、第十百五十二、第十百五十三、第十百五十四、第十百五十五、第十百五十六、第十百五十七、第十百五十八、第十百五十九、第十百六十、第十百六十一、第十百六十二、第十百六十三、第十百六十四、第十百六十五、第十百六十六、第十百六十七、第十百六十八、第十百六十九、第十百七十、第十百七十一、第十百七十二、第十百七十三、第十百七十四、第十百七十五、第十百七十六、第十百七十七、第十百七十八、第十百七十九、第十百八十、第十百八十一、第十百八十二、第十百八十三、第十百八十四、第十百八十五、第十百八十六、第十百八十七、第十百八十八、第十百八十九、第十百九十、第十百九十一、第十百九十二、第十百九十三、第十百九十四、第十百九十五、第十百九十六、第十百九十七、第十百九十八、第十百九十九、第十一百、第十一百一、第十一百二、第十一百三、第十一百四、第十一百五、第十一百六、第十一百七、第十一百八、第十一百九、第十一百十、第十一百十一、第十一百十二、第十一百十三、第十一百十四、第十一百十五、第十一百十六、第十一百十七、第十一百十八、第十一百十九、第十一百二十、第十一百二十一、第十一百二十二、第十一百二十三、第十一百二十四、第十一百二十五、第十一百二十六、第十一百二十七、第十一百二十八、第十一百二十九、第十一百三十、第十一百三十一、第十一百三十二、第十一百三十三、第十一百三十四、第十一百三十五、第十一百三十六、第十一百三十七、第十一百三十八、第十一百三十九、第十一百四十、第十一百四十一、第十一百四十二、第十一百四十三、第十一百四十四、第十一百四十五、第十一百四十六、第十一百四十七、第十一百四十八、第十一百四十九、第十一百五十、第十一百五十一、第十一百五十二、第十一百五十三、第十一百五十四、第十一百五十五、第十一百五十六、第十一百五十七、第十一百五十八、第十一百五十九、第十一百六十、第十一百六十一、第十一百六十二、第十一百六十三、第十一百六十四、第十一百六十五、第十一百六十六、第十一百六十七、第十一百六十八、第十一百六十九、第十一百七十、第十一百七十一、第十一百七十二、第十一百七十三、第十一百七十四、第十一百七十五、第十一百七十六、第十一百七十七、第十一百七十八、第十一百七十九、第十一百八十、第十一百八十一、第十一百八十二、第十一百八十三、第十一百八十四、第十一百八十五、第十一百八十六、第十一百八十七、第十一百八十八、第十一百八十九、第十一百九十、第十一百九十一、第十一百九十二、第十一百九十三、第十一百九十四、第十一百九十五、第十一百九十六、第十一百九十七、第十一百九十八、第十一百九十九、第十二百、第十二百一、第十二百二、第十二百三、第十二百四、第十二百五、第十二百六、第十二百七、第十二百八、第十二百九、第十二百十、第十二百十一、第十二百十二、第十二百十三、第十二百十四、第十二百十五、第十二百十六、第十二百十七、第十二百十八、第十二百十九、第十二百二十、第十二百二十一、第十二百二十二、第十二百二十三、第十二百二十四、第十二百二十五、第十二百二十六、第十二百二十七、第十二百二十八、第十二百二十九、第十二百三十、第十二百三十一、第十二百三十二、第十二百三十三、第十二百三十四、第十二百三十五、第十二百三十六、第十二百三十七、第十二百三十八、第十二百三十九、第十二百四十、第十二百四十一、第十二百四十二、第十二百四十三、第十二百四十四、第十二百四十五、第十二百四十六、第十二百四十七、第十二百四十八、第十二百四十九、第十二百五十、第十二百五十一、第十二百五十二、第十二百五十三、第十二百五十四、第十二百五十五、第十二百五十六、第十二百五十七、第十二百五十八、第十二百五十九、第十二百六十、第十二百六十一、第十二百六十二、第十二百六十三、第十二百六十四、第十二百六十五、第十二百六十六、第十二百六十七、第十二百六十八、第十二百六十九、第十二百七十、第十二百七十一、第十二百七十二、第十二百七十三、第十二百七十四、第十二百七十五、第十二百七十六、第十二百七十七、第十二百七十八、第十二百七十九、第十二百八十、第十二百八十一、第十二百八十二、第十二百八十三、第十二百八十四、第十二百八十五、第十二百八十六、第十二百八十七、第十二百八十八、第十二百八十九、第十二百九十、第十二百九十一、第十二百九十二、第十二百九十三、第十二百九十四、第十二百九十五、第十二百九十六、第十二百九十七、第十二百九十八、第十二百九十九、第十三百、第十三百一、第十三百二、第十三百三、第十三百四、第十三百五、第十三百六、第十三百七、第十三百八、第十三百九、第十三百十、第十三百十一、第十三百十二、第十三百十三、第十三百十四、第十三百十五、第十三百十六、第十三百十七、第十三百十八、第十三百十九、第十三百二十、第十三百二十一、第十三百二十二、第十三百二十三、第十三百二十四、第十三百二十五、第十三百二十六、第十三百二十七、第十三百二十八、第十三百二十九、第十三百三十、第十三百三十一、第十三百三十二、第十三百三十三、第十三百三十四、第十三百三十五、第十三百三十六、第十三百三十七、第十三百三十八、第十三百三十九、第十三百四十、第十三百四十一、第十三百四十二、第十三百四十三、第十三百四十四、第十三百四十五、第十三百四十六、第十三百四十七、第十三百四十八、第十三百四十九、第十三百五十、第十三百五十一、第十三百五十二、第十三百五十三、第十三百五十四、第十三百五十五、第十三百五十六、第十三百五十七、第十三百五十八、第十三百五十九、第十三百六十、第十三百六十一、第十三百六十二、第十三百六十三、第十三百六十四、第十三百六十五、第十三百六十六、第十三百六十七、第十三百六十八、第十三百六十九、第十三百七十、第十三百七十一、第十三百七十二、第十三百七十三、第十三百七十四、第十三百七十五、第十三百七十六、第十三百七十七、第十三百七十八、第十三百七十九、第十三百八十、第十三百八十一、第十三百八十二、第十三百八十三、第十三百八十四、第十三百八十五、第十三百八十六、第十三百八十七、第十三百八十八、第十三百八十九、第十三百九十、第十三百九十一、第十三百九十二、第十三百九十三、第十三百九十四、第十三百九十五、第十三百九十六、第十三百九十七、第十三百九十八、第十三百九十九、第十四百、第十四百一、第十四百二、第十四百三、第十四百四、第十四百五、第十四百六、第十四百七、第十四百八、第十四百九、第十四百十、第十四百十一、第十四百十二、第十四百十三、第十四百十四、第十四百十五、第十四百十六、第十四百十七、第十四百十八、第十四百十九、第十四百二十、第十四百二十一、第十四百二十二、第十四百二十三、第十四百二十四、第十四百二十五、第十四百二十六、第十四百二十七、第十四百二十八、第十四百二十九、第十四百三十、第十四百三十一、第十四百三十二、第十四百三十三、第十四百三十四、第十四百三十五、第十四百三十六、第十四百三十七、第十四百三十八、第十四百三十九、第十四百四十、第十四百四十一、第十四百四十二、第十四百四十三、第十四百四十四、第十四百四十五、第十四百四十六、第十四百四十七、第十四百四十八、第十四百四十九、第十四百五十、第十四百五十一、第十四百五十二、第十四百五十三、第十四百五十四、第十四百五十五、第十四百五十六、第十四百五十七、第十四百五十八、第十四百五十九、第十四百六十、第十四百六十一、第十四百六十二、第十四百六十三、第十四百六十四、第十四百六十五、第十四百六十六、第十四百六十七、第十四百六十八、第十四百六十九、第十四百七十、第十四百七十一、第十四百七十二、第十四百七十三、第十四百七十四、第十四百七十五、第十四百七十六、第十四百七十七、第十四百七十八、第十四百七十九、第十四百八十、第十四百八十一、第十四百八十二、第十四百八十三、第十四百八十四、第十四百八十五、第十四百八十六、第十四百八十七、第十四百八十八、第十四百八十九、第十四百九十、第十四百九十一、第十四百九十二、第十四百九十三、第十四百九十四、第十四百九十五、第十四百九十六、第十四百九十七、第十四百九十八、第十四百九十九、第十五百、第十五百一、第十五百二、第十五百三、第十五百四、第十五百五、第十五百六、第十五百七、第十五百八、第十五百九、第十五百十、第十五百十一、第十五百十二、第十五百十三、第十五百十四、第十五百十五、第十五百十六、第十五百十七、第十五百十八、第十五百十九、第十五百二十、第十五百二十一、第十五百二十二、第十五百二十三、第十五百二十四、第十五百二十五、第十五百二十六、第十五百二十七、第十五百二十八、第十五百二十九、第十五百三十、第十五百三十一、第十五百三十二、第十五百三十三、第十五百三十四、第十五百三十五、第十五百三十六、第十五百三十七、第十五百三十八、第十五百三十九、第十五百四十、第十五百四十一、第十五百四十二、第十五百四十三、第十五百四十四、第十五百四十五、第十五百四十六、第十五百四十七、第十五百四十八、第十五百四十九、第十五百五十、第十五百五十一、第十五百五十二、第十五百五十三、第十五百五十四、第十五百五十五、第十五百五十六、第十五百五十七、第十五百五十八、第十五百五十九、第十五百六十、第十五百六十一、第十五百六十二、第十五百六十三、第十五百六十四、第十五百六十五、第十五百六十六、第十五百六十七、第十五百六十八、第十五百六十九、第十五百七十、第十五百七十一、第十五百七十二、第十五百七十三、第十五百七十四、第十五百七十五、第十五百七十六、第十五百七十七、第十五百七十八、第十五百七十九、第十五百八十、第十五百八十一、第十五百八十二、第十五百八十三、第十五百八十四、第十五百八十五、第十五百八十六、第十五百八十七、第十五百八十八、第十五百八十九、第十五百九十、第十五百九十一、第十五百九十二、第十五百九十三、第十五百九十四、第十五百九十五、第十五百九十六、第十五百九十七、第十五百九十八、第十五百九十九、第十六百、第十六百一、第十六百二、第十六百三、第十六百四、第十六百五、第十六百六、第十六百七、第十六百八、第十六百九、第十六百十、第十六百十一、第十六百十二、第十六百十三、第十六百十四、第十六百十五、第十六百十六、第十六百十七、第十六百十八、第十六百十九、第十六百二十、第十六百二十一、第十六百二十二、第十六百二十三、第十六百二十四、第十六百二十五、第十六百二十六、第十六百二十七、第十六百二十八、第十六百二十九、第十六百三十、第十六百三十一、第十六百三十二、第十六百三十三、第十六百三十四、第十六百三十五、第十六百三十六、第十六百三十七、第十六百三十八、第十六百三十九、第十六百四十、第十六百四十一、第十六百四十二、第十六百四十三、第十六百四十四、第十六百四十五、第十六百四十六、第十六百四十七、第十六百四十八、第十六百四十九、第十六百五十、第十六百五十一、第十六百五十二、第十六百五十三、第十六百五十四、第十六百五十五、第十六百五十六、第十六百五十七、第十六百五十八、第十六百五十九、第十六百六十、第十六百六十一、第十六百六十二、第十六百六十三、第十六百六十四、第十六百六十五、第十六百六十六、第十六百六十七、第十六百六十八、第十六百六十九、第十六百七十、第十六百七十一、第十六百七十二、第十六百七十三、第十六百七十四、第十六百七十五、第十六百七十六、第十六百七十七、第十六百七十八、第十六百七十九、第十六百八十、第十六百八十一、第十六百八十二、第十六百八十三、第十六百八十四、第十六百八十五、第十六百八十六、第十六百八十七、第十六百八十八、第十六百八十九、第十六百九十、第十六百九十一、第十六百九十二、第十六百九十三、第十六百九十四、第十六百九十五、第十六百九十六、第十六百九十七、第十六百九十八、第十六百九十九、第十七百、第十七百一、第十七百二、第十七百三、第十七百四、第十七百五、第十七百六、第十七百七、第十七百八、第十七百九、第十七百十、第十七百十一、第十七百十二、第十七百十三、第十七百十四、第十七百十五、第十七百十六、第十七百十七、第十七百十八、第十七百十九、第十七百二十、第十七百二十一、第十七百二十二、第十七百二十三、第十七百二十四、第十七百二十五、第十七百二十六、第十七百二十七、第十七百二十八、第十七百二十九、第十七百三十、第十七百三十一、第十七百三十二、第十七百三十三、第十七百三十四、第十七百三十五、第十七百三十六、第十七百三十七、第十七百三十八、第十七百三十九、第十七百四十、第十七百四十一、第十七百四十二、第十七百四十三、第十七百四十四、第十七百四十五、第十七百四十六、第十七百四十七、第十七百四十八、第十七百四十九、第十七百五十、第十七百五十一、第十七百五十二、第十七百五十三、第十七百五十四、第十七百五十五、第十七百五十六、第十七百五十七、第十七百五十八、第十七百五十九、第十七百六十、第十七百六十一、第十七百六十二、第十七百六十三、第十七百六十四、第十七百六十五、第十七百六十六、第十七百六十七、第十七百六十八、第十七百六十九、第十七百七十、第十七百七十一、第十七百七十二、第十七百七十三、第十七百七十四、第十七百七十五、第十七百七十六、第十七百七十七、第十七百七十八、第十七百七十九、第十七百八十、第十七百八十一、第十七百八十二、第十七百八十三、第十七百八十四、第十七百八十五、第十七百八十六、第十七百八十七、第十七百八十八、第十七百八十九、第十七百九十、第十七百九十一、第十七百九十二、第十七百九十三、第十七百九十四、第十七百九十五、第十七百九十六、第十七百九十七、第十七百九十八、第十七百九十九、第十八百、第十八百一、第十八百二、第十八百三、第十八百四、第十八百五、第十八百六、第十八百七、第十八百八、第十八百九、第十八百十、第十八百十一、第十八百十二、第十八百十三、第十八百十四、第十八百十五、第十八百十六、第十八百十七、第十八百十八、第十八百十九、第十八百二十、第十八百二十一、第十八百二十二、第十八百二十三、第十八百二十四、第十八百二十五、第十八百二十六、第十八百二十七、第十八百二十八、第十八百二十九、第十八百三十、第十八百三十一、第十八百三十二、第十八百三十三、第十八百三十四、第十八百三十五、第十八百三十六、第十八百三十七、第十八百三十八、第十八百三十九、第十八百四十、第十八百四十一、第十八百四十二、第十八百四十三、第十八百四十四、第十八百四十五、第十八百四十六、第十八百四十七、第十八百四十八、第十八百四十九、第十八百五十、第十八百五十一、第十八百五十二、第十八百五十三、第十八百五十四、第十八百五十五、第十八百五十六、第十八百五十七、第十八百五十八、第十八百五十九、第十八百六十、第十八百六十一、第十八百六十二、第十八百六十三、第十八百六十四、第十八百六十五、第十八百六十六、第十八百六十七、第十八百六十八、第十八百六十九、第十八百七十、第十八百七十一、第十八百七十二、第十八百七十三、第十八百七十四、第十八百七十五、第十八百七十六、第十八百七十七、第十八百七十八、第十八百七十九、第十八百八十、第十八百八十一、第十八百八十二、第十八百八十三、第十八百八十四、第十八百八十五、第十八百八十六、第十八百八十七、第十八百八十八、第十八百八十九、第十八百九十、第十八百九十一、第十八百九十二、第十八百九十三、第十八百九十四、第十八百九十五、第十八百九十六、第十八百九十七、第十八百九十八、第十八百九十九、第十九百、第十九百一、第十九百二、第十九百三、第十九百四、第十九百五、第十九百六、第十九百七、第十九百八、第十九百九、第十九百十、第十九百十一、第十九百十二、第十九百十三、第十九百十四、第十九百十五、第十九百十六、第十九百十七、第十九百十八、第十九百十九、第十九百二十、第十九百二十一、第十九百二十二、第十九百二十三、第十九百二十四、第十九百二十五、第十九百二十六、第十九百二十七、第十九百二十八、第十九百二十九、第十九百三十、第十九百三十一、第十九百三十二、第十九百三十三、第十九百三十四、第十九百三十五、第十九百三十六、第十九百三十七、第十九百三十八、第十九百三十九、第十九百四十、第十九百四十一、第十九百四十二、第十九百四十三、第十九百四十四、第十九百四十五、第十九百四十六、第十九百四十七、第十九百四十八、第十九百四十九、第十九百五十、第十九百五十一、第十九百五十二、第十九百五十三、第十九百五十四、第十九百五十五、第十九百五十六、第十九百五十七、第十九百五十八、第十九百五十九、第十九百六十、第十九百六十一、第十九百六十二、第十九百六十三、第十九百六十四、第十九百六十五、第十九百六十六、第十九百六十七、第十九百六十八、第十九百六十九、第十九百七十、第十九百七十一、第十九百七十二、第十九百七十三、第十九百七十四、第十九百七十五、第十九百七十六、第十九百七十七、第十九百七十八、第十九百七十九、第十九百八十、第十九百八十一、第十九百八十二、第十九百八十三、第十九百八十四、第十九百八十五、第十九百八十六、第十九百八十七、第十九百八十八、第十九百八十九、第十九百九十、第十九百九十一、第十九百九十二、第十九百九十三、第十九百九十四、第十九百九十五、第十九百九十六、第十九百九十七、第十九百九十八、第十九百九十九、第二十百、第二十百一、第二十百二、第二十百三、第二十百四、第二十百五、第二十百六、第二十百七、第二十百八、第二十百九、第二十百十、第二十百十一、第二十百十二、第二十百十三、第二十百十四、第二十百十五、第二十百十六、第二十百十七、第二十百十八、第二十百十九、第二十百二十、第二十百二十一、第二十百二十二、第二十百二十三、第二十百二十四、第二十百二十五、第二十百二十六、第二十百二十七、第二十百二十八、第二十百二十九、第二十百三十、第二十百三十一、第二十百三十二、第二十百三十三、第二十百三十四、第二十百三十五、第二十百三十六、第二十百三十七、第二十百三十八、第二十百三十九、第二十百四十、第二十百四十一、第二十百四十二、第二十百四十三、第二十百四十四、第二十百四十五、第二十百四十六、第二十百四十七、第二十百四十八、第二十百四十九、第二十百五十、第二十百五十一、第二十百五十二、第二十百五十三、第二十百五十四、第二十百五十五、第二十百五十六、第二十百五十七、第二十百五十八、第二十百五十九、第二十百六十、第二十百六十一、第二十百六十二、第二十百六十三、第二十百六十四、第二十百六十五、第二十百六十六、第二十百六十七、第二十百六十八、第二十百六十九、第二十百七十、第二十百七十一、第二十百七十二、第二十百七十三、第二十百七十四、第二十百七十五、第二十百七十六、第二十百七十七、第二十百七十八、第二十百七十九、第二十百八十、第二十百八十一、第二十百八十二、第二十百八十三、第二十百八十四、第二十百八十五、第二十百八十六、第二十百八十七、第二十百八十八、第二十百八十九、第二十百九十、第二十百九十一、第二十百九十二、第二十百九十三、第二十百九十四、第二十百九十五、第二十百九十六、第二十百九十七、第二十百九十八、第二十百九十九、第二十一百、第二十一百一、第二十一百二、第二十一百三、第二十一百四、第二十一百五、第二十一百六、第二十一百七、第二十一百八、第二十一百九、第二十一百十、第二十一百十一、第二十一百十二、第二十一百十三、第二十一百十四、第二十一百十五、第二十一百十六、第二十一百十七、第二十一百十八、第二十一百十九、第二十一百二十、第二十一百二十一、第二十一百二十二、第二十一百二十三、第二十一百二十四、第二十一百二十五、第二十一百二十六、第二十一百二十七、第二十一百二十八、第二十一百二十九、第二十一百三十、第二十一百三十一、第二十一百三十二、第二十一百三十三、第二十一百三十四、第二十一百三十五、第二十一百三十六、第二十一百三十七、第二十一百三十八、第二十一百三十九、第二十一百四十、第二十一百四十一、第二十一百四十二、第二十一百四十三、第二十一百四十四、第二十一百四十五、第二十一百四十六、第二十一百四十七、第二十一百四十八、第二十一百四十九、第二十一百五十、第二十一百五十一、第二十一百五十二、第二十一百五十三、第二十一百五十四、第二十一百五十五、第二十一百五十六、第二十一百五十七、第二十一百五十八、第二十一百五十九、第二十一百六十、第二十一百六十一、第二十一百六十二、第二十一百六十三、第二十一百六十四、第二十一百六十五、第二十一百六十六、第二十一百六十七、第二十一百六十八、第二十一百六十九、第二十一百七十、第二十一百七十一、第二十一百七十二、第二十一百七十三、第二十一百七十四、第二十一百七十五、第二十一百七十六、第二十一百七十七、第二十一百七十八、第二十一百七十九、第二十一百八十、第二十一百八十一、第二十一百八十二、第二十一百八十三、第二十一百八十四、第二十一百八十五、第二十一百八十六、第二十一百八十七、第二十一百八十八、第二十一百八十九、第二十一百九十、第二十一百九十一、第二十一百九十二、第二十一百九十三、第二十一百九十四、第二十一百九十五、第二十一百九十六、第二十一百九十七、第二十一百九十八、第二十一百九十九、第二十二百、第二十二百一、第二十二百二、第二十二百三、第二十二百四、第二十二百五、第二十二百六、第二十二百七、第二十二百八、第二十二百九、第二十二百十、第二十二百十一、第二十二百十二、第二十二百十三、第二十二百十四、第二十二百十五、第二十二百十六、第二十二百十七、第二十二百十八、第二十二百十九、第二十二百二十、第二十二百二十一、第二十二百二十二、第二十二百二十三、第二十二百二十四、第二十二百二十五、第二十二百二十六、第二十二百二十七、第二十二百二十八、第二十二百二十九、第二十二百三十、第二十二百三十一、第二十二百三十二、第二十二百三十三、第二十二百三十四、第二十二百三十五、第二十二百三十六、第二十二百三十七、第二十二百三十八、第二十二百三十九、第二十二百四十、第二十二百四十一、第二十二百四十二、第二十二百四十三、第二十二百四十四、第

り切蹟は二倍半に近し、第五齡添食區に在りて蠶蛾の寄生を受けかるものは、その方ならざるものに比し絲長絲量は共に僅少の減少なれども、繭節及切蹟は減多を示せり、以上減少する所を綜合すれば、絲繭に及ぼす蠶蛾の影響は決して甚少なるものにあらずして、第一、收繭量を減ずること著しく、第二、繭質を傷ふこと亦少なからず、而してその被害の程度は孰れも早齡なる時期に寄生せるもの程甚しく、早齡に至れるものの程少なしと雖、早齡なるものは寄生の機會少なきを以て被害の範圍狹く、これに反し晩齡なるものは寄生の機會多きを以てその範圍廣し、換言すれば早齡に寄生を受けたるものは、個體に於ける被害大なるも全體としては少なく、これに反して晩齡に寄生を受けたるものは個體に於ける被害少なきも全體としては多きを見る、故に此稿を了するに際し蛹蛾蠶絲業に�receiveする識者子が蛹害の恐るべきは單に種繭に止まるのみにあらずして、これに信ずるの危害が絲繭の上にあることを深く說せられんことを乞ふて止まざるなり。

●伊國蠶絲業奬勵新案法（其二）

委員會は此案の檢出段に於て蠶業に關係ありと認ずるものは、之を二種に分ち、其一は製絲業者の利益に關するもの、其二は蠶種業者の利益に關するものとし、其一に對しては、製絲業者の利益に關する事項を調査し、其二に對しては、蠶種業者の利益に關する事項を調査する。

農工商務省に組織する蠶業調査委員會（Consiglio per l'industria dei bachi）を設け、左の委員を以て之れを組織す。

一農會及蠶業試驗場の代表者三人
二蠶絲業の生産者及工業者の代表者三人
三組織の生産者及工業者の代表者若干名（此代表者は本會に於て定めたる半減大臣の上奏に依り勅選せらるべきものとす）
四農務局長及工務局長
五勅令商務省の代表者中に一人（一九一一年度分として千萬「リラ」、其後毎年五百萬「リラ」の限度を以て組織氣利害調査會の決見に依り左の目的の用途に出すものとす。）
（イ）蠶業者に對する利益の調査及作成
（ロ）蠶業目的
（ハ）組工業各殺業者の研究者にくだ賞與所の發勵及所內外視察
（ニ）蠶業道費の助成に目的の設立に使にする目的
（ホ）殺蛹法及乾繭に關する研究
（イ）蠶業者に對する利益の調査及作成
（ロ）蠶業目的
（ハ）組工業各殺業者の研究者にくだ賞與所の發勵及所內外視察
（ニ）蠶業道費の助成に目的の設立に使にする目的
（ホ）殺蛹法及乾繭に關する研究
（イ）蠶業者に對する利益の調査及作成
（ロ）蠶業目的
（ハ）組工業各殺業者の研究者にくだ賞與所の發勵及所內外視察
（ニ）蠶業道費の助成に目的の設立に使にする目的
（ホ）殺蛹法及乾繭に關する研究

論より證據實驗して見よ

蠶座紙には如此き効能あり

岐阜縣農業技師　町田治助

全く讀に本會報第百八十四號に於て蠶箔の敷物たる蓆を廢し、紙を代用するの利益をきこと為敷説せり、其後經々改良するの結果、蠶座紙の實驗に勢力つゝあるものゝ如く見なれども未だ少々の一部にも此紙の有利なるを耳にして居りながら之が改良に苦心されるものもあるべく、或は紙座あるを知らざるものもあらう、仍て余は其所に再び實驗たる結果の報告を為す。

▲第一絕便なること　蠶座紙は蠶箔と紙とに其重量に於て大差がある、農家の副業たる養蠶は婦女子老幼者を主たる勞働者としてと無くば利益の増進は計れぬ、而して彼等が悉て仕事に從ふは成るべく少力を出さずして之を成し、兼い蠶箔の上げ下しは血氣の壯男子にて堪面をする、況や繊弱な彼等に於ておや、元来仕事なるものは熟み在つて初めて覩り切が能く捗りもするが、上手にも出來る、厭々なる仕事に妙技は加味せぬものである、此等から想みても一枚二百目内外の違ひある紙座が如何に有利なるかは首を傾けても瞭かであらう。

▲第三蠶沙の乾きよきこと　蠶座は蠶沙の乾くは上面から許りであるから若し蠶沙少しく蠶座に積着すると下方蠶座に接着する方面は微溽の氣味となり色惡く變色となりて往々黴菌の繁殖場となり、蠶兒の衛生に危害を來すのである、夫故に飼育者は勞力を犧牲にして振動蠶沙等を普通以上回數を増し、出むを

郷す生産費用を殖して利益の減殺を除徹なくするのである、紙屑は然らず上面よりも乾くが下面よりもより以上乾くのである、夫故に鋼沙堆積するときは天氣のよきときなどは下方は殆ど無水分に青干に乾く、雨天續きのときでも色が黑く乾くとかの感があるとか云ふことは決してない、余は嘗て新龍に試驗したるに蓮座は天氣の悪いときは五餘期は竹に微が生へる事があつたが紙屑には此缺點が無かつたのである、因て以て如何に紙屑が蒸熱醗酵の影響を受けゆかゞ厥かに知らるゝのである、夫故に紙屑を用るときは振糠を用なし、若くは除沙の回數を減ずることが出來る、故に一つ注意すべは紙屑は一餘中は乾き過ぎる缺點のあることである、故に厚飼になして面積に對する給桑の分量を増すか、或は一餘丈は蓮を併用するのである、二餘以後は此患なき若も傷過乾の恐れある場合は新稍(蔟)給桑するのである、兎に角紙屑は蛹を重ねるに從ひ、蚕が得意の効能を發揮するものであつて、鋼沙乾燥の工合の宜か加減たら之を試用せざるもゝ夢想に係はざる處である。

大野古國和上川野流投接法の光景(鈴木鈴一郎氏著作堂繪)

▲第四日乾の要なきこと　蓮は一度使用せるものは著く濕潤するから除沙毎に取り替て日乾するの必要があれど、紙屑は嘗て上に敷かれて居る際でも常に乾て居るから日乾の要がない、雨天數日續くときの如きも蓮は之を手すに假令火力に據るも、乾燥容易でないが、紙なれば極めて容易であるは多言を俟たぬ、此等の關係は即ち蠶箔の數に應じ、一割位餘分に備て置けば事足ることとなるのである、尚ほ除沙の際に於ける蔟の如く一々箔等に清潔にするの手數を省き得らるるから勞力の點に於ても室内を清淨に保たせる點に於ても餘程得策である。

▲第五消毒容易且費用勘きこと　フォルマリン撒布消毒をなすとして藥量は蓮の約三分の一で完全に出來、又フォルマリン蒸發法に據るも恰好の箔等へ綴く巻に紙に入れ置き蒸發器の孔口を挿入して瓦斯を送入すれは僅の藥液で完全に消毒し得る

らるゝは誠に容易に首肯し得ることであらう、日光消毒にしても効果の顯著なる喫々を要さぬ。

▲第六保存容易なること　此項は説明するの要なし只鼠に噛まれぬ用心肝要である。

▲第七永久の使用に耐ゆること　紙は無限である、若も破て破るときは其部分だけ膏藥張をして用ゐるのである、年々歳々張つて行つて者も二重三重になり厚碓紙の樣になつて初めて暇が出るのである、が十年や二十年は其度にはならぬ、余は七年間毎年春秋二回、勿論の時に蠶秋期にも使用しつゝ來たが、未だ一向に損ぜぬ、人見て今年の新調かと問ふ位である、若も馱々草に使つて皺だらけになつたならば極めて薄藤汁を塗抹して整理すれば再び新と同樣になる。

以上列擧せるが如く紙屑の利益は多々あるが之を用ふるならば飼育用と上簇用とを別にするがよい、余は上簇用としては新聞紙を用ひて居るが、是とて數年間の使用に耐ふるのである、若も製種家であれば新聞屑は直に穴明紙に利用すれば妙である、蔟中死蠶等出來た場合は其部分丈を切り取り膏藥張をして使ふのである。

過般視察に來たる黄蚕より絹絲代用品を製する方法

過般視察に專賣特許を受けたる黄蚕より絹絲代用品を製する方法として國務に於ける應用化學時報の報ずる處に依れば先づ黄蚕繭を加工セリン溶液を含める酸醗酵に浸漬後之を洗滌乾燥せしむることなれど從來の方法より異なる點はデリセリン溶液を用ひるに在り是が爲めに該繭纖維が不純物を除去し清潔なる纖維を良質ならしめ駆して製出もられたる纖維は三百番手の細物に紡績する得組織と見機なる先部と予期りる附與する爲めに夏にヴェルベロクサイド溶液を以て處理するといふ人造絹絲の使用益々盛なる當今又絹産價の代用品を發明するに至り我國の如き生絲賣捌を以て其生命とする國に於ては最も注意を要すり事項なりと信ずる云々

田原商務官は語れりとか

◉又も出たり絹絲代用品

ボルドウ合劑撒布桑葉の蠶兒に及す中毒作用

農學得業士　工藤文太郎

ボールドウ合劑を害蟲驅除若しくは病菌殺滅の目的を以て直接桑樹に撒布する事は稀なるも、東北方其他にありて果樹園と混植の桑園若しくは果樹園の周圍に植え置けるものにありては果樹に対し、ボールドウ合劑撒布により隣接せる桑樹にも飛散する場合あり、此る桑葉を以て蠶兒を飼育し、其の害の如何は風起る間題なり、故に此等の桑葉の蠶兒に對し、中毒作用の如何を試み、且つ其の有害の程度をきはめ、又如何にして其の害を除くべきかを探究せんとして本試驗を始めたるに、茲に其の決する所ありたるを以て茲に之を公にして世に紹介せんとす。

◎東京蠶業講習所試驗結果

以前ボルドウ合劑撒布桑葉を給與せる蠶兒の中毒作用に關し東京蠶業講習所報告第二十九號に明石弘及び丹羽四郎兩氏の試驗成績あり、之れを轉載するに次の如し。

ボルドウ液撒布桑葉給與試驗

五月十二日(明治三十九年)午後三時右驅除液の撒布をなし

供試蠶兒		蠶數	中毒蠶兒	死亡數	死後の見込なきもの	無害蠶數
甲區	四齡四日目	三〇	二七	一〇	三	—
乙區	四齡四日目	三〇	二〇	一〇	—	—
丙區	四齡四日目	三〇	二二	八	—	—
丁區	四齡五日目	三〇	一九	一一	—	—
戊區	四齡五日目	三〇	一二	一〇	—	—
八		三〇	一一	一〇	—	—

右成績に示す如く、戊區以外に於ては散布後經過時の多少により中毒の程度に差異少きは試驗除液の不揮發性分よりなるに因るものなるべし、右撒布の桑葉を給與する時は蠶兒は其の一部を食べると雖も後靜止して再び食桑せず給もの右桑葉を嫌ふものゝ如き狀を呈し、十時間を經過するも、外觀

甚の異狀を認めず、十二時間にして二三頭の斃蠶を生じ、後二三時間にして大部分斃死せり、斯の如く、中毒の爲め、苦悶するなく、體軀は殆んど生活せるものの如く伸長して斃死し、一晝夜を經れば腐敗して黑色を呈す、尙中毒輕微にして斃死に至らざるものと雖も、僅かに餘命を繼續するに過ぎずして後復の見込なし。

◎合劑調合

從來百二十匁目を以てするものと百八十匁目を以てするものとの二方法あり、何れにありても只其の濃度の關係即ち水を以て稀釋する水量に依るものなるが百二十匁目なるものは流酸銅及び生石灰各百廿匁目を以て合劑を作るにあり、百八十匁目なるものは硫酸銅及び生石灰各百八十匁目を以て作るにあり、今二法式の割合及び硫酸銅及び生石灰の含有量を示せば次の如し。

一二〇匁目一斗式は一八〇匁目二斗五升式に相當す

一二〇匁目一斗五升式は一八〇匁二斗式に相當す

一二〇匁目二斗式は一八〇匁目三斗式に相當す

次に表示すれば

一八〇匁目	一二〇匁目
一斗式	—
一斗五升式	一二〇匁目一斗式
二斗式	(一八〇匁目二斗式)
二斗五升式	(一二〇匁目一斗五升式)
三斗式	(一八〇匁目三斗式)
三斗式	(一二〇匁目二斗式)

一八〇匁目及び一二〇匁目割式の合劑一斗中に含有せらるべき流酸銅及び生石灰の量は次表の如し。

	一八〇匁目	一二〇匁目
一斗五升式	一二〇	九〇
二斗式	一〇五	七五
二斗五升式	九〇	六〇
三斗式	七五	四五
一二〇匁目一斗式	一二〇	九〇
一斗五升式	一〇五	七五
二斗式	九〇	六〇
二斗五升式	七五	四五
三斗式	六〇	三〇

以上の割合に調劑せらるゝものにして其の製品たるや決して酸性ならず、結氣を帶べる中性の合劑にして可良なるものなりしなり、故に此の如き割合に調劑せるものを使用せり。

◎中毒症狀

蠶兒はボールドウ合劑散布桑葉を食するや稍ありて食桑を止め、多少苦悶の狀を現して靜止し體軀を伸長し、頭胸部を下方に下げ、第五關節より屈曲して微かに動くと雖も、僅に餘命あるのみ、かくして遂に斃れんとする際には軟糞を出し甚しきものは下痢す。

食桑後早きは三時間にして斃死するものあり、又十八時間後に至りて死するものもあり、一定せざるも概して濃度の強きものは一般に早く斃れ、弱度のもの程遲く斃るゝものとす斃死するも尙體色生前に異なる事なく、多少剛直症狀を呈し稍ありて少しく柔かくなれり、されども、他の軟化病蠶の如

く軟化する事なし、一昼夜後にありても容易に變色せざるものは普通なりとす、此ボルドウ合剤によりて幾分か殺菌の効力あり、微菌の著殖を少抑止するものの如し。

而して一昼夜を經過せしものは體縮少しく、二毒化後にありては多變色せざるものなく普褐色を表せり、此の際には體も軟化し通例蠶體と異ならざるも、第七八の節間に青色を呈するは特徴なりとす。

◉第一回給與試驗

七月三日午後〇時二化性新星第二化目二齡三日目のもの五區に各區三十頭宛を供試す、供試桑葉は一二〇匁目式のボルドウ合劑散布後六時間を經たるものなり。

次に各區中毒斃死蠶數を示す(五區に別ちて行へり)

桑葉發經過時間	一五	二五	三五	當時室溫
	(式斗一)	(式斗二)	(式斗三)	
三時間目	〇	〇	〇	七七
六時間目	〇	一	〇	七四
九時間目	四	〇	〇	七六
十二時間目	六	〇	〇	七六
廿四時間目	三	〇	〇	七五
合計	一九	三	〇	七四

此の如くにして三斗式及び二斗五升式は全然無害にして二斗式多少の中毒をなせるもあり、一斗五升式は三分の二程斃死し、他は中毒症狀を呈せず、されども多少の蠶體を出せり、一斗式は全く中毒を受けて斃死したり。

◉第二給與試驗

七月四日午後〇時二化性新星第二化目三齡四日目のものを以て試む、本試驗の際は一八〇匁目ボルドウの合劑撒布後六時間の桑葉を給與す、其の斃蠶數を示せば

(各區頭數は五十とす)

給與後經過時間	一五	二五	三五	當時室溫
	(式斗一)	(式斗二)	(式斗三)	
三時間目	〇	〇	〇	七四
六時間目	四	一	〇	七四
九時間目	一〇	〇	〇	七五
十二時間目	一九	〇	〇	七三
廿四時間目	四	四	一	七八
七十二時間目	五	七	六	七四
斃死合計	四七	三八	四	七七
生存蠶數	三	一二	四四	

供試蠶兒は三齡四日目にして泛食後三十六時間にして悉く眠につき、其の眠中に斃死するものを認めたり、而して生存數は三眠起蠶の數にして、只後は普通のものと大差を認めざる經過を探れり。(未完)

秋蠶の恐るべき胴黑病に就て

東京蠶業講習所　三谷賢三郎

本年の秋蠶期は各地共に不時の天災多く、東北地方の凶作愛媛縣下一部の雹害或は出除地方の風害等之れ皆が死地方養蠶家の損害は真に不尠ざることと思ふ、實に遺憾に堪へない次第である。

而して天災多かりし春蠶期も既に過ぎ去り、最早や秋蠶期に入つたのである、天災に被むられし地方の蠶家は秋蠶の豐作を期待して其孰れも奮起んとせらるべく、又幸かに春蠶豊作せられたる新蠶家は、秋蠶に於ても春蠶に優る収穫を獲すべく努力せらるゝことであらうと思ふ。ところが秋蠶期は気温高く加ふるに鼠害多いなど悪て蠶兒の病生に適するの時期であるから飼育法其宜しきを得ざれば多くの病蠶を生じ得ざるとの番惧も水の泡となる次第であるから、秋蠶期は見て蠶病に對して注意し蠶兒を強健に飼育せねばならぬ、予は之により秋蠶期中最も恐るべき蠶の一つで未だ研究家の耳に多く達して居ない、蠶の胴黑病に付其害の秋況發病の原因より、豫防法に亟る迄之を記述して蠶業者の注意を請ふことにする。

▲胴黑病の被害の狀況

此胴黑病は蠶病として近年迄知られて居なかつたのであるが、近頃に至りて研究せられた結果從來秋蠶期に非常なる大害をなしつゝありし蠶病であることが解つたのである、之れ迄秋蠶期に多くの蠶家が本病の蔓延に損害を被むつて居たものがあるにも拘らず、何故待に注意を拂ふものがなかつたかと云ふに此病の初期が良く軟化病蠶に似て居る所から、普通の軟化病蠶と誤認して特種の恐るべき蠶病であることを考へ及ばなかつたのであると思ふ、斯様な次第であるから往昔から本病が存在したかドーカは知ることは難い、然し近年に於ける之れが被害の狀況は極めて慘狀を呈した例が少なくないのである、一昨年であると思ふ千葉縣の九十九里浜岸地方に甚しく本病を發現し、殆んど救助すべからざる狀況を呈し、多く秋蠶の壮蠶を水葬に附したが、其の慘害の區域は殆んど四郡廣きに亘り、漸く年年の一割五分内外の收穫を見たに過ぎなかつたといふが如きは其被害の最も甚だしいものであるが斯樣に甚しからざるものにありても恐らく右地方のみならず各地方の秋蠶期に本病を發生し多くの損失を招かるゝことも少なくないことであらうと起ふて、之れが豫防驅除の甚だ肝要なることを憂ゆるのである。

▲胴黑病蠶の徴候

本病は菌類の寄生して起る病であつて一種の軟化病と見るべきものであるが病の初期の徴候が良く軟化病蠶に似て居るので、往々誤認し易いのである。

本病の現はるゝは主に第五齡の盛食期殊に上蔟の間際に現はるゝことが多く、又上蔟後蔟中で發病斃死するものも尠なくないのである。

本病に犯された蠶兒は始めは別に徴候が解らないけれども病勢が進ゝむと共に現はれて來るのである、始め挙動が不活潑となつて食桑することが緩慢となり、多少背條管の鼓動が減じて來るのみであるが、遂には病勢が末期に進むと食桑を停止し運動も同じく衰へ停止して體の前部を擡げて靜止し、

頭胸部を左右に或は上下に動かし苦悶するのである、或物は日より吐液し或は肛門から泡病して尾部が青ぶ衰へ、病蠶は色に變ずると共に體の内容が固結し、後に微候は病蠶が斃死しない前にも現はるゝものが稀れにある。

而して其固結するのは體の内部が平均に固まるものと恰も蠶體に指頭を觸れると容易に知ることが出來る、又以上の微候と全く異なつて病蠶見の未だ斃死せない前に尾端第十一節十二環節が黑褐色となつて固結して、來て脱糞することが出來ないで糞結りとなり、漸次に前方に固結して行き遂に斃死するものも不病の一徴候である、此等の病蠶は遂に體が全く黑褐色となつて固結するときは、即ち蠶の全部に廣がつて恰も白凝蠶の様な狀態を呈するか大なる差異であるのである、之れは本病が完全な病徴を現はした時の狀態であるが普通の中には本病蠶が斃死、固結後白色綿狀物を生ずるのである、之れは秋蠶の該中で多く見るのである、又一度固結してから後再び軟弱となつて、遂に腐敗するものもある、之れは、多く飼育室の多湿な場合に認むるもので軟化病蠶と呼び易いのである、此中で前の如く様殊なる微候を呈するものもあるが、蛹殻は固結して稍褐色を帶び次多くの皺

殊に敗を地ねた様に一部分が固結して居るものとあり、恰も蠶體に指頭を觸れると容易に知ることが出來る、又以上の微候と全く異なつて病蠶見の未だ斃死せない前に尾端第十一節十二環節が黑褐色となつて固結して、來て脱糞することが出來ないで糞結りとなり、漸次に前方に固結して行き遂に斃死するものも不病の一徴候である、此等の病蠶は遂に體が全く黑褐色となつて固結するときは、即ち蠶の全部に廣がつて恰も白凝蠶の様な狀態を呈するか大なる差異であるのである、之れは本病が完全な病徴を現はした時の狀態であるが普通の中には本病蠶が斃死、固結後白色綿狀物を生ずるのである、又一度固結してから後再び軟弱となつて、遂に腐敗するものもある、之れは、多く飼育室の多湿な場合に認むるもので軟化病蠶と呼び易いのである、此中で前の如く様殊なる微候を呈するものもあるが、蛹殻は固結して稍褐色を帶び次多くの皺

ある、其後久しく其儘病蠶の斃體を放置して置くと、稍れに腐絲は軟弱を呈して高く肛起し蛹子硬束と云ものを造るが之れは其先きが數個に分離して其先端に楕圓形の胞子を結ぶのである、是等の胞子は、又他に飛散して桑葉其他に附着して再び蠶見に傳染し如上の發育順序に依て繁殖蔓延するのである。

▲胴黒病の傳染

胴黒病菌が蠶見に傳染するのは他の硬化病菌の如く皮膚から傳染することは全くない様に思ふ、主として食物傳染と皮膚間傳染の二途で、此二者中でも殆んど前者の場合が多いのである。

食物傳染の場合は本病菌の胞子又は菌絲が桑葉に附着して居るものを蠶見が食下すると、消食管内で發芽して蠶體に寄生するのである、皮膚間傳染する場合には蠶體に傷が出來て居ると、其處から菌絲が入り込んで寄生蔓延するのである、ソシテ本病の傳染する源地は、前年本病を發生した蠶室蠶具に附着して居るものから來るとか、又野外の昆蟲で本病の爲めに斃死したものがあれば其糞又は菌絲が、桑葉に附着して來るとかに依りて傳染する場合が多いのである、又飼育中に發現せし本病蠶より傳染する場合も少なくない。

ソシテ本病は、溫度の高低により非常に傳染に影響を及ぼすのである高溫な場合には、非常に傳染するけれども低溫な場合には之れに反するのである、尚例へ高溫の場合でも非常に乾燥して居ると傳染が困難であるから、本病の傳染には最も潤湿の狀態が適するのである、又飼育法に依りても大

なる關係があるのである、即ち除沙を怠り蠶座を不潔にして飼育するが如き、又水分の多き桑葉を多く給與するが如き、殊に、何處にも良くあるが、秋蠶期には桑葉の枯凋を防ぐ爲め霧を撒布したる桑葉を給與するが如きは最も本病を誘發し易いのである。

▲本病の豫防驅除法

本病を豫防驅除するには次の如き注意をなすべきである。

（イ）高溫多湿な場合には、可成戸障子の開閉其他の方法に依り蠶室内を清涼ならしむるに務むべきである。

（ロ）蠶座は常に蠶沙を堆積せしめざる様除沙を屢々行ふべきである。

（ハ）不良な桑葉は本病の發生に大なる關係を及ぼすものであるから想思なるものの又は蒸熱を醸したるものを給與せざる様に注意すべきことである。

（ニ）秋蠶期には何れの地方にても良く行ふとあるが桑葉の枯凋を防ぐ考へて霧を撒布し、其濡れた桑葉を其儘蠶見に給與するときは、本病を誘發し易きが故に嚴に慎むべきである。

（ホ）飼育に供する蔟は、消毒したるものを使用し、又飼育中も除沙の際は必ず之れを日光に曝露して、充分乾燥せしものを使用すべきである。

（ヘ）其他蠶見の生理を害し衛生に適はざるの事柄は嚴に慎み、蠶見を強壮に飼育することは難に本病のみならず總て蠶病豫防上極めて肝要なることである。

生繭取引法に就ての私見

特別會員　鳥羽久吾

貴會の懸案に就ての狂見を簡單に述べんに、繭取引上の便宜より云すれば生繭取引は絶對に禁止し故に改むる最好と考ふるも現在養蠶家の技能は未れ充に發達せず、同一の繭買人にも殺傾向繭の取引法の行はるゝ理由と考へらるゝ。

既に生繭取引は止むを得ざるものとすれば之を如何に改良して其際に於て先提唱せられたるは余輩の歓迎するところなり。

大會に於て決は、直接繭買人と養蠶家との利害得失より打算せば容易なる如くなれども、完璧の議論も實際に行はれざる場合多からず、大會の決議たる生繭取引の直接取引の禁止、製絲家と養蠶家との直接取引の禁止、製絲家と養蠶家との取引の禁止、之を概觀すれば極めて妥當なるも、其實行は至難の事項なり、譬令ば夜間取引の際には生繭の購入に常り、光澤形、艶、絲質の良否を識別するに不便を感ずるも、繭仲買人及び生繭取引店は之に依て勤勞時間の延長により、多忙時期に満上多大の便益あり、又た養蠶家に於ては、繭仲買人は買次店又は製蠶家へ賣渡すまで、放任無責任なる取扱は、自から警戒の許否を決すべし、事物の改善は、之を作爲する當事者の行動を改善の心に存するにあり、今繭夜間取引を禁止する為、之に從ふ者に取締なくんば、依然生繭の混同品買の蔓延は脱かれざるべし、製絲家へ一般の意見に反するの嫌あれども、其調査する所は生繭取扱法の改良に外ならず、幸に貴會幷に當局の一顧を得は幸甚。

が許可には本人の性行を調査の上、又は製絲家若しくは繭買次店の保證を要するとし、繭仲買人は常に買入帳を所持し、繭買入に當り養蠶者より其繭の升量（又は貫目）種別の記入證印を得、賣渡しに常りては之を買受人に明示して商談をすること等は最も平易にして、養蠶家仲買人繭買次店各の實行を、明に、之に依て勤勞を少なし得べし。

蠶家は其生繭を仲買人に賣渡すまで、仲買人は買次店又は製蠶家へ賣渡すまでの、放任無責任なる取扱は、自から警戒する所なるも、製絲家は蠶業經営上多大の便益あり、又た養蠶家と製絲家の直接取引は最も希望する所なるも、製絲業の經営上適當なる位置を撰み成べく多数同業者の協同連絡を必要とし、大規模の設備を要するを以て、之が原繭仕入を為すに當りては、幼び繭仲買人買次店の必要を生ず、即想の設としては各地悉く養蠶組合を設け、製絲家と直接の取引をなさしむるは即ち可なれども、各地御隣の地に散在する養蠶家を驅集し、其組合の自治によつて產繭組合を各製絲家に均等なる供給をなし得るや、現今の狀勢にては殆んど不可能事と言はざる可らず、特に繭買の整理に就ては、假令へ養蠶組合なるも、養蠶の技術には巧拙あり產繭に甲乙ある以上は各々數によりて之が撰別をなさざる可らず、已に良否を區別し購求するは、仲買人により購入すると異なるなき結果に終るべし。

要するに繭夜間取引の禁止と云ひ、養蠶家製絲家の直接取引と云ひ、何れも繭仲買人の不良行爲に基因して其責任は、生繭の混同品買の蔓延に、

細民の救濟と蠶業の普及（中）

石川縣農事講習所技師　岩藤馬太郎

見よ米價は、近々十年の中、五圓二十四錢てふ著大なる騰貴を來たせりと雖も米價騰貴は、毫も小作者をして安息せしむるものに非ず、利潤せしむるものに非ず、彼等は米は喰ふべく寶却するの剩餘を有せず、然り而して之に伴ふて肥料の價格亦如斯向上し、生活費の凡ては、ともいふべき日雇賃金、亦增大し、一進の如く然り、而して小作者の利潤たる收米增加は僅々二升六合のみ、これを以て他の騰貴に比せばか、實に九牛の一毛のみ、肥料暴騰、生活向上は、細農者流をして

▲益々沈滯せしむるの大鐵鎚たり

嗟々四圍の境遇日々小作に良からず、彼等は自然、覆沒の機運に進めるなり、尚未だ彼等が力めざるなりと云ふ乎、彼等は實に力むるも尚及ばざるなり、彼等は必然的非運を負へり、この西山の嶺に懸れる太陽が、大海の蒼瀾に、深く投げられる鉛彈の如き、彼等の運命に向ひ救濟の手を垂るゝ、地主に非ずして誰ぞや、又曰はんゝ小作の經濟我干知る所に非ず、我は我一家の事あり、彼等は自ら計るべし、我は我計をなさん、年貢微發の如きは當然の權利なりと、蓋に曰はずや地主親と、これ慈母が愛兒に對する言葉なりや、地主亦農民なり、農界の經濟を增進し、富有たらしめ、これが事業發展を計る、蓋し彼等が先天的使命なり、ふかも他山石視して省みず、其だしきは却て溝陷の擧に出づ、悲まざるべけんや、鼓に地主橫暴、細農が氣息奄々、自滅か、反抗か、其徑路今や爲投ずるの金はあり、勞苦のため散ずるの財はあれど、農業振興、細民救助に向つて、除力を割く者、殆んど曉天の星も晨ならずといふべし。去る明治四十年我帝聖文武なる

今上陛下、玆に憂慮措かず給はず、戊申の詔勅を發せられて勤儉治產の綱領を授け給ひ、政府當局、亦之が際風を一掃し、之が困窮を救はんとし、或は產業組合を督勵して、消極的手段を講じ、耕地整理によつて、肥料供給勞力節減を期し、生產檢査を嚴にして、產米の品位を向上を促し、改良農作法を實施、强行して、收穫の增進に力め、或は低利資金融通によつて、經濟の沈滯を救ひ、或は利潤の權利を獲せられ、近隣の交際、産米の品位を向上を促し、改良農作法を實施、强行して、收穫の增進に力め、或は低利資金融通によつて、經濟の沈滯を救ひんとし、營々日も尚足らず、而して細民衰微、振はざる事依然舊の如きは何ぞ、而言す、細農唯一の利澤たる收穫增加は僅少のみと、崇高なる學理と、考練なる經驗とによつて行はるる改良農作法の効果にして斯の如しそれ米作は、報酬漸減の頂點と、間髪を容るゝのみ、生產檢査は一般、產米改良上重要なる政策にして、結果地主、小作、共有するの利、多大なならんも尚

▲地主を益するの大なるは言を俟たず

家產使用の如き、下層の農民に望むべくもあらず、購買の資金なきは勿論、妻子養族を扶養する、已に難事たり、況や其他をや、低利資金貸下げと雖も今日の細農之を利用するの餘力ある乎、彼等居常債鬼の襲撃に苦しむ、まして其額を增大せんか賃、雇の途たゝず、これ資金借入れの如きは乘隙の人に石を持たしむるに等し、又甚だしきに至つては地主自己が高利資金を運用せしめんが爲、又甚だしきに至つては地主自己が高利資金を運用せしめんが爲、却て之が流通を阻害するが如き不都合あるを聞く、言蹈同斯の事といふべし、稱地整理亦一朝一夕これが完成と、豫期の効果を擧ぐる事、猶て容易に望むべくもあらず、況て從に至れば、之等種々の政策、皆地主に利多くして、小作救濟の根本を穿たるものといふ能はず、驅つて

▲哀れなる細農が經濟狀態を見よ

一の米こそ以て無限の支途に充てんとし、近隣の交際、産米鎮守の祭祀、兒女が教育といひ、二醫の災、祝賀の變、皆米による、實に彼等は鬻斗を倒に受けたるが如く、入口狹く、出口廣きの有樣なり、有限の米は無限の要求に對する、唯一の收入なり、假令產米增收、米質改良、遺憾なく完成さるゝも未だ之が窮境を脫せしむる能はず、今や收穫增加、品位改良のみを以て滿足するの秋に非ず、進んで新財源發見、新收入事業の調査、研究、否着手の秋なり、蓋し之が施設經營は時勢の要求にして、細民救助の緊急問題たり、また彼の產業組合の如き、一面に於ては急要なりと雖も、稍もすれば中流以上の輩により左右せらるる傾あり、故に其の効果は細民の自覺に俟たざるべからず、然り而して奬勵米擔出、納米割引の如き美擧は即ち美擧たりと雖も、未だ萬全の策とな す能はず。

▲然らば萬全の策は何ぞ

一時を糊塗せざる永久的治療法は何ぞ、曰く兩者鼎力着々新財源を求め、之が普及を計り上下團結以て有終の美をなす事之なり、或は曰はん、此等研究は小作者の事のみ、我は納

米以外なる要求する者に非ず、彼等眞によく自ら救はんとならば、自ら謀を廻らすべしと、されど思へ彼等の智慮は淺薄なり、資力は不充分なり、地主は農界の雄、小作は貧富の差は、直に影響を自己が頭上に加ふる事を、小作は地主の出資援護を蒙らざるべからず、地主は小作の忠誠なるべからず、實に二者は唇齒輔車の關係を絶つ能はず、唯之を繁ぐに慈悲、親善、以て相互の福利を增進するにあるのみ相互の利得を增進し且細農が經濟狀態を救ふの策、多々ありと雖も、余は副業を措いて他に之に及ぶ者なきを信ず、然らば副業として如何なるものを選擇するの適實なるかを述べん彼の

▲麥稈眞田奬勵の失敗

經木眞田の頗繁、或は木蔓細工の如く、前述の調査を忽諸に附し徒に附和雷同、急劇傳習所を開設し、數年ならずして龍頭に始まりしもの遂に終尾に終りしは、今尙副業奬勵の大障害たらずんばあらず、又彼の果樹園藝、蔬菜栽培の如きは大都會の附近、或は局部的副業としては適切なられども、未だ絶對的國家の有利事業として目すべからず、何となれば之普國民各自が實中を往來するに過ぎざればなり。

鍋のエーベルマン氏は、副業を左の三種に分けり。

一、耕作の餘暇を以て從事するもの。

二、田園山林の副產物を賣却するもの。

三、生產物又は廢物を利用して賣却するもの。

後者二條は現今我國の農家に適用するに能はず、唯第一法は我細農の間に普及せしめ得るの良法たり、今やこを我副業中に求めんか、唯一つの蠶業あるのみ、實に蠶絲は國民經濟之を以て上は　皇室に於かせられても明治初年、宮中御親蠶の儀あり、故　英照皇太后も青山御所に蠶室を設けて親しく養蠶の事に從はせられ、皇后陛下亦鳳凰を西ケ原蠶業講習所に枉げさせ給ひ、皇太子同妃殿下亦陛下の旨を奉ぜられて繭銀を寄させ給ひ、殊に　妃殿下は一人斯業に御熱心にてかの先年の御摺の節も侍臣に命じて養蠶の事を代行はしめ給ひしに、承はる、實業奬勵の事少なからずと雖も、妃殿下親しく手を下して其範を垂れさせ給ふは獨り蠶業あるのみ、上已に斯の如し從つて、下郡縣に至る迄親意斯業の發展に盡瘁せり、これ聖旨を體するのみならず、國富增進の策たると、細農が淺落を防ぐ

▲社會政策上の重要問題

なればなり、聖旨のある所、寔に茲に存するか、それ農界の首腦者以て奈何となす、如斯上は　皇室政府の奬勵により斯業の發展は他日東天の彩を以てし、その產額は遂年著大の進步を示すと雖も、局部的隆盛に止まり、一般戶數の普及遲々蝸牛の步みに異ならず、蓋し細農が斯業によつて、此の窮境を脫せんとするの智慮乏しきと一つは、之が施設經營の資力缺之を援護するなきとによるなり。

卯門

鳴呼是れ世の

製絲家が模範と

すべき製絲場

東京高等商業學校長　法學士　坪野平太郎氏談

坪野平太郎氏

予は曾て二重縣の伊藤製絲場の事業經營狀を聞いて歸からず感心せしことがあるが、今一言にして之を評すれば伊藤氏の近日に至る迄、普通の業にも稱す可きであらう、故に予は斯う思ふのだ、赤四に計りェライ人があるやうに考へて、ナニ三重の伊藤位が上位す人があるなら江英人は我に予は誤ずるに足らぬものだやと、實に伊藤氏の眞方は實に製絲家の方の模範ちのない、一般貿業家の好い模範ちやい思ふ丈には何故であらうか、予が伊藤氏の遺口に就て感じた事柄の二三を話すならば自然と首肯し得るもの、であらうと、左の如く語られた。

▲工女と呼ばずに生徒として取扱ふ

先づ第一に予の感じたのは工女と呼ばずに生徒として取扱ふといふことである、ナゼ工女と呼ばぬか、之には餘程深い意味があるのだ、從來の慣習からいふと世間からは工女といふものは品性の卑しいものであると見做れて居る、故に工女工女と呼ぶ時には工女になつた本人は吾身は卑しい者と卑下する心を生じ、其結果品性を劣し素行を崩し、遂には工場の風紀迄も害するやうになつて、統一した立派の生絲が出來ぬやうになるといふ……故に工女と呼ばずに生徒として取扱ふことにしたのであるさうだが、隨て其勤勞に對する報酬の如きも賃銀としては與へずに成績に對する賞與として與へることに定めてあるから、賃銀を目的として働く者は一人もない、十人は十人年ち、百人は百人年ち何れも皆

研究を目的として互に其腕を磨き技術を進めやうとして働いて居るから、其品性は高尚になり其成績は良くなる計である。

▲嫁に貰人が非常に多い

併し下層社會の者になると名稱の如何や事柄の義理はドーでも良い下層社會の者になると名稱の如何や事柄の義理はドーでも良いが只貰銀が慾しいといふ考へを有する者が大部分を占めて居るから、中流以上の娘夫れも一々履歴書を取つた上でなければ入場を許さぬといふことにしてある、世間幾多の製絲工場では工女に缺乏して同業者互に工女の爭奪さへ敢てするといふのに、履歴書を見た上でなければ入場させぬとは何んとエライ見識ではないか、されば伊藤製絲場へ來る者は入場する時から既に立派の資格を有して居るのだ、夫れが又生徒として腕を鍛へ上げるのだから、ドーしても立派の人間にならざるを得ぬ、立派の人間になつて見れば世間からは注目せらるゝは當然の話で嫁に貰ひ人が非常に多いといふことである、故に娘を早く縁付けたりや伊藤製絲場へ遣れといふ位になつて居る、ナンと百人からの娘を預つて如此く立派の人間に仕立つるといふことは、エライことではないか一面からいへば確に社會の大教育者である。

▲食物を一定して生絲の品位を一定す

予は此大教育者に生絲の品位を如何にして一定するかといふ質問を發した、其時食物を一定にするに在りと應へられたが、此一言は余輩意所を突かれたやうな氣持がしてナール程と思はせ首肯した、元來人間は食物である、男女老若の別なく貴賤貧富を通じて食物ほど喧しいものはない、如何なる家庭でも食物から注意して掛れば、大概は風波なしに治まつて行く、大阪邊の商人が小僧や丁稚に粗食をさせ乍ら、自分一人は一間へ遣入つてシャモ鍋をつゝくといふやうな遣方をする、タトへ、シャモ鍋が見えなくとも甘い香がプーンと小僧や丁稚の鼻を刺激するから溜らない、己等も喰べたいなーといふ淺間敷い心を起し、ツイ使ひ先きでシャモ鍋遣つて口を拭ふて知らぬ顔をして居るやうになる、それが、二邊が三邊と度重さねれば、遂には主人の物をも胡魔化すやうな惡い量見を起すとになるから、食物に區別を立つるといふことは前に良くないとであるに依つて、人を使ふ人の大に注意を要する點ちやが、伊藤小左衛門氏が此點に眼を着け百人からの工女の心を收攬するには食物を一定するに在りとし、自ら進んで工女と食事を一處にし、主從の間に何等の別を設けぬのは實にエライと言はねばならぬ、人は客嗇だからと思ひ許すなかも知らぬが客嗇の者程自分丈け甘い者を喰べたがるもので、到底工女などと食を同じふすることの出來るものぢやない、然るに工女と三度の食を共にするといふことは非常の勇氣と忍耐と同情心とがなければならぬことで到底凡人の真似し得ることではない。

▲更に檢査をせぬ

伊藤氏は如此く法を以て先づ工女の心を收め、而して後に徐に製品の絲一を國より優良品の產出に努めらるゝのであるが開け伊藤製絲場では工女の繰絲せるものに對し檢査一つしたことがないといふことである檢査をせなければ其費用の省ける丈けでも慾くないが、他の製絲工場ではナカ〳〵檢査をせねばこゝに於ては、否檢査は頗る嚴重である、嚴重に、檢査をしても製品の統一といふことが困難であるといふのに伊藤製絲場では更に檢査をせぬのに其製品が立派であるとは妙てはないか、此邊は大に味ふ可きことであらう。

▲注文がなければ製絲をせぬ

トコロが父伊藤製絲場では注文がなければ、決して生絲を製造せぬといふことである、茲に辛つて予輩益感服せざるを得ぬ、全國大部分の製絲家は自分の絲が賣れるか賣れぬか先き〳〵眞暗で生絲の製造をして居るから到底投機的事業たる冤れぬのであるが、注文を取つて引くに於いては間違はない確實の事業である、本年の生絲は幾何で賣られるかなら、生產費は幾何で上げねばならぬと、事業を始むる其前に於てチャンと算盤を立てゝ道るからには、空飛の利益のない變動しても之が爲に影響を受ることは極めて尠ちから、其業は頗る安全のことわり、製絲業の如き國家重要の生產業を投機的に經營するといふことはないて、ドーか全國の製絲家は伊藤製絲場の例に倣つて注文に應じて絲繰し成行賣といふ樣な危險の道を蹈まぬやうにせられたい。

▲皆是信仰心が根柢ならん

之を要するに伊藤家の經營振りは何から何迄感ずべき事が多い、之といふもツマリ信心が其根柢を爲して居るのではあるまいか、慈悲、同情心といふやうな美しい花は信心がなければ咲かぬ、此美しい花が心の中に咲てこそ事業の上に結ぶ構なる木の實を結ぶのぢやの、伊藤家の事業が著實の業ぢやの王者の榮業ぢやいはるゝのも、歸する處信心が其根柢を爲して居るのに相違ない、之から考へると製絲家たる者先づ以て信仰を得て自らの精神修養を爲し遂んで工女に精神教育を施すことが肝要であらう。

●蠶卵紙輸送臨時列車

蔵倉陸にて蠶絲業者及び小物技師紙輸送に當分の内次の通り設本、野々井間に臨時旅客列車を運轉し輕井澤高崎間普通列車に編成せむる由なり、臨時列車の發着時間は左の如し。

午後　六時四十五分　松本發
同　十二時十四分　輕井澤着

●夏蠶狀況

七月二十二日迄に本會に到着せる各地農信委員よりの報告を綜合すれば本年度の夏蠶は主として之が飼料に供すべき春期の殘桑一般に少く夏秋蠶用桑園は殆んど殆ど皆無の狀態なりしが故に來蛾の最盛と蠶家の出力を田畑に注ぐに出るもしたる春蠶の事情とは異なりて一般に其掃立成績は概ね良好なりしが、其成績の主たる原因は略各種の要因に基因するものなりしにあるも今日の經過は蠶卵實績の常に委ねとする處少かりし爲各地を通じて一般に佳良にして既に孵化終れる處は何れも品質佳良なり殊ふる夏秋は天候不順なりしが故に蠶業の生物なる關係上に於て其影響を受けるなられ。

天然絹絲の本場たる我邦に
「人造絹絲の工場を」
「起すは目下の急務なり」

東京高等工業學校教授　飯野知次氏談

予は數年前より人造絹絲の研究を校務の餘暇に遣つて居り農商務當局者からも鮮なからず助力を受けて居る。

▲人造絹絲製法に就ての研究

御承知の如く人造絹絲に就ての製法には既に四百有餘の特許があるが、殆ど研究の餘地がないと迄云はれて居るから吾々が研究するといつても何れかの方法に倣ねばならぬ、夫れで有らゆる方法を一通り研究をした結果、銅アンモニア法に據ることにした、勿論種々なる特許法に付きて實驗をして見たが、中々甘く行かぬから之は自分で考へて其製法を見出す外に道はないと思ふて大に苦心したが此頃漸く成の人造絹絲が出來るやうになつた……在樣發明といへば發明のやうだが彼の有名なる研究家ローエ氏が人造絹絲に就て說を公にして以來泰西の人々が種々の方面から研究に研究を重ねてある今日發明呼ばはりをするのも何となく愧しいやうな氣がする……ソー特許位は拵ても差支ないが之も今ドーしようと云ふ成案はない。

▲何故に日本人は人造絹絲製造會社を起さぬか

由來我邦は天然絹絲の產出國ではあるが、併し人造絹絲に關する會社の一つ位はあつても良からう、之迄屢々噂さもあつたが未だ實現せんのは遺憾である、日本人が愚圖〳〵して居たならば外國人に機先を制せらるゝ、やうなことになるだらう、現在日本へ輸入せらるゝ人造絹絲は幾何位と言ふに此表の如き者である。

人造絹絲の本邦輸入額（農商務省調）

年	數量	價格
明治三十八年	八三	五二六
同　三十九年	七四〇三	四二三三四
明治四十年	三五六八七	一〇二〇五七
同　四十一年	二八一四六二	一九八〇七
同　四十二年	一四一一五五三	四一七一〇四
同　四十三年	一三五六三三一	三九二八九二〇一斤一圓九十錢
同　四十四年	八二一九三七	一五七八四八二〇一斤一圓九十錢

昨年輸入者は下等品多し　食料に始め之を輸入せしは明治三十年頃

之れに由りて見れば現今我國の需要は三四十萬圓と見積る事が出來る、然し人造絹絲が今一段の進歩をしたならば其輸入額の著しく增加することは明かだ、又內地に事業を起すとすれば新需要を喚起する事が出來るから今日四五十萬圓位の會社を組織しても、組織した當時は困難であらうが、其困難を切り拔けた曉には相當利益を見ることが出來るやうになると信ずる、此學校に居る外國人の如きも、ナゼ日本人は人造絹絲製造會社を起さぬかと怪しんで居る位だから、其前途の有望なることはいふ迄もない。

▲三割六分乃至五割餘の配當

尤も歐米に於ける人造絹絲製造會社は甘く行つて居らぬなどいふ評判もあるが、之は其實際を知らぬからだ、勿論三十有餘の會社何れも順調にあるとはいはぬ、彼のシャードンネ式に據る會社の如き伯耳義に在るものを除くの外はあせり來に望なく破產する者が多い有樣である、けれども其他のクエースコース式や、アンモニヤ法に依るものは皆相當の純益を擧げて居る、現に獨逸のグランストッフ會社の如き年々三割六分の配當をして居るではないか、トコロで伯耳義に於けるシャードンネ式に據る會社が何故に利益を擧げて居るか、之は如何にも尤もの不審だが夫れはアルコールの低廉なると、出來た品が高く賣れるからである、然も年々五割餘の配當をして居るやうだ。

▲予の人造絹絲製法は……

予の人造絹絲の製法は今玆に發表することは出來ないが、棉にアンモニア銅液を作用せしめて造るものである、我邦に之が原料は豐富だから會社の起した處で其原料に困るやうのことはない、エー馬肉で人造絹絲ですと……成程新聞や雜誌に見たこともあるが到底出來るものではない、ヨシ出來た處で實用にはならぬ、蓋は出來ぬこともあるまいが之も實用となつたら如何のものか、先づ是等は問題にならぬと思ふ。

▲人造絹絲の產額

左樣最近の統計に據れば人造絹絲の產額は一ケ年約六百萬基だ、天然絹絲の產額に比べると約八分の一に達して居る、即ち左の如き者である。

年度	產額
一九〇四	一四〇〇
一九〇五	二〇〇
一九〇六	二四〇
一九〇七	三〇〇
一九〇八	四〇〇
一九〇九	五〇〇
一九一〇	六〇〇

之に對する資本は二千萬圓と推定される、然し現今人造絹絲を製造しつゝある會社は二十七で又今迄に工場を經營したる者三十八會社、而して特許を得、若くは、何々會社と名を付たる者は幾何あるか分らない、兎に角此新事業が利益多き者たる事を知りて一つ會社を設立して見ようとする人は頗る多い樣に思はるゝ、先づ現今迄に四千五百萬圓位の資本を之れに投じたる者と推算する事が出來る。

▲人造絹絲製造會社の現況

人造絹絲製造法を特許ですか、左樣、現今製品を出しつゝある者左の三式にして外國に於ける製造の成行は左の如き者である、

一、ナイトロ、セルロース式　千八百八十四年佛人シャルトンネ氏始めて特許を得千八百九十年同國ブサンソンに資本金七十六萬圓の會社設立（Fabrique de soie artificielle de Besançon）千八百九十八年始めて六朱二五の配當を爲し千九百四年十五割の配當をなせしが千九百九年蚕業不良となり他工場に併合、而して此式にて現今最盛なるは白耳義の會社（Fabrique de Soie artificielle de Tubize）にて創立三十八萬圓の資本なりし者現今五倍以上の工場を有して資本金六百五十萬圓（推定）を有し年々五割の配當を爲しつゝある。

二、銅アンモニア式　佛人デスペッジ氏（一八九〇年）發明、其後千八百九十七年獨人バウレー氏特許を得てより千八百九十九年獨逸聯合グランツ、ストッフ會社設立（資本金千二百萬圓、現今にては六倍所以上の工場を有し資本金六百萬圓

も時の一割一分乃至三割なりし者千九百八年には二割六分乃至五割となり、從來絹絲のみに使用すべき者と考へられたる者が昨今經絲にも使用する事となつた、今少し進歩したならば交織若くは撚揚み絲とせば吾人の衣服にも用ひ得るであろう。

▲我蠶絲業の爲には恐るべき勁敵

之を要するに從來人造絹絲と天然絹絲とは、自ら其用途を異にし、天然絹絲の販路を妨ぐるやうのことは無かつたのである、現今は段々其用途を侵さんとする有樣となり、今少し進歩したならば、リボンやネクタイや、帽子、窓掛等の裝飾用のみではなく、衣服地といふやうな實用向の方面に廣く使用せらるゝやうになるであらう、二三十年前の人造絹絲が現今に至れる、發達の歴史を追想したなら今より二三十年後は如何であろうか我邦蠶絲業の爲め恐るゝに足る事明白である。

▲人造絹絲製造事業を起すの餘地充分に存せり

されば人造絹絲てふ問題は商工業を國是とする本邦人の大に考慮を要する事柄にて唯徒に外國に於ける新業の發達を神經に惚れて「ビク〳〵」して見て居る樣ではいけない、大に其製法を研究し是が製造業を起すの決心を要する事と思ふ、然し絲に一言述べざるは此れは一つ「ダンプ」で中途起しに出て行き易い事業なれば、又一つ「ダンプ」で今迄に國家的事業を思ふの熱誠ありて始めて起る事業なる事である、然らば果して我國に於て此事業を起し得るの成算ありや余は從來の經驗により現今に於ては其餘地ありと答ふるに躊躇しないのである、然し此時を過ぎ歐米に於て充分なる既成の品が輸入せらるゝ時は、成立の見込なく、遺憾ながら諦むる外なかるべしと思ふ、がだ余は本邦人の資本により且つ本邦人の手によりて新の事業の成立を望む事切なる者である。

◎米國蠶絲協會の篇德表

福井県氏族中有名なる人物にして故小村氏に次ぐ人物なり、氏は明治維新の功績大なるのみならず故小村氏の外務卿たりしとき、氏は外務卿の職を奉じて米國に駐在し、

一命を賭して漸く解決したる桑赤澁病の大騒動

富山縣技師　土居伊太郎氏談

▲一命にも係る大問題

去明治四十年即ち今から五年前のことであつた、高知縣に赤澁病が非常に蔓延して養蠶家に多大の損害を與へたことがある蔓延區域は香美、長岡、土佐の三郡に跨り、損害反別五百六十餘町歩といふのだから其騒動は一通りではなかつた。

常時予は高知縣に本職して居たので其狀況を目擊した、而かも予は蠶業奬勵の位置に居るのだから之が救濟策を講ぜねばならぬ大責任を負ふて居たのである。

世論は沸騰する、當業者は愁訴して來る、之が救濟策の方法如何は無論予が位置にも關係する、イヤ能り迚へば一命にも係はる大問題、今でも思ひ出すと戰慄する。

▲何故に收葉量を減ずるか

予が就職して間もなく高知縣の蠶業試驗場に赴任して間もなく高知縣の桑園を巡視する故に、東北地方の北海道北陸地方などに多くある桑病であるが、高知地方では發生の發病を既往する事

は滅多になつてゐたが、本年桑園を見て驚いたのである、本年は何故に斯かる桑病が流行したのか、予は之を研究するに、桑園の中央飛廻はつて一層蔓延の度を多くしてゐる、之は病菌が蔓延して其の小數の病點から生じて來たのである、なぜ病點が多くなつたのか、其原因は、桑園に肥料を施さずして、其

は此問題について物は云はぬといつて立ち去つたのである。

▲光風晴月のやうな高知縣人

其後何回か逢つてもキマツて一言其事か云はなかつたが、後者は高知縣人ちゃ[illegible]

[illegible]

▲病毒の蔓延は實に恐ろしい

[illegible]

丸子繭絲會社は如此くして生繭を取引せり

依田社長　下村龜三郎氏談

製絲資金の大部分は原料の仕入に要するのだから生繭の賣買取引は最も慎重にせねばならぬ、然るに今日の狀態は、弊害百出の間に繭の取引をして居るから、冥々理に反する處は決して出少ならぬのである、故に予輩は從來の取引方法を改良して末に永年の弊風を一掃し、繭絲業上の利益を增進したいと考へ、一昨年十三年に於て我丸子村に丸子繭絲會社といふのを組織した。

此會社は養蠶家と製絲家との中間にたつて生繭の賣買取引を爲さしむる一の紹介機關であつて、株主は九十五人、其株金は總額六千圓を以て成立して居る。

▲競爭入札

會社の建物は四十三年の春に新築したが其建築費は六千圓程掛つた、建物の大さは競買取引所が六間に二十間、座付が二間半に五間、繭置場が二間に十四間、會計室が二間に三間、住宅が二間に六間で、競買取引所の處はコンクリートとなし中央に七尺の二間といふ競爭臺を備へ、此臺に繭を載せ競爭入札を行ふのである。

繭の賣買取引期間は年に依て幾分の相違はあるが春蠶は六月十八日より七月二十五日迄、夏蠶は八月六日より三十日迄、秋蠶は九月六日より三十日迄の間に行ふことにして居るが、昨年に於ける絶取引高は四十八萬除圓に達した、此取引中に働いて居る人は競臺札問きが一人、繭仕舞が三人、帳場が四人、繭渡が凡て四人、看貫が三人、赤帽か二人乃至三人、都合二十人前後の人が敏に働いて以て取引の進行を圖つて居る、繭の出廻り緩漫の時には其取引を午後一時から六時、逆繁忙の場合には午前の八時から午後の六時迄行ふ、一時間に六十口位取引するのである、其取引の方法は所謂競爭入札で持ち寄る繭を一口毎に競臺に載せて、買ふと思ふ製絲家は一一之を鑑定した上で見込み次第の値段を書て錢葉皿の中へ入れ、終つた處で開札掛が之を開き、一番高直に入れた處へ落札せしひるのである、勿論落札したからといつて是非買はねばならぬ賣らねばならぬといふ譯はなく、賣つた、買つたは自由にしてあるが賣買兩者に於て異議がなければ直に看貫を行ひ、買人が之を受取る場合に再び看貫を行ふ看貫の手數料は、百圓に付ら五十錢づゝ賣買兩者より徴收し、之を會社の維持費に宛つるやうにしてある。

中央下列左から三番目が依田氏、左隣が吉野多喜氏、右端が佐田二平氏

丸子繭絲會社は如此くして生繭を取引せり

▲繭絲會社の特長養蠶家の滿足

一昨年此會社を創立して其年の春蠶から直に行ひ、昨年で二回しか行はぬが、此成績は頗る良い、即ち世間普通の取引のやうに不良繭が高く賣れて良繭が安く賣れるといふやうなことはない、品質に相當した相場で取引せらるゝから、養蠶家も自然良い物を作らねば損ぢやといふ考へを起して大に改良の方面に心を向けて來たやうだ、之を[illegible]て予輩は斯く考へて居る、生繭取引の際風を改良せし上の[illegible]は[illegible]宜しく知此き會社を各所に隨所に設置し此競爭入札を以て取引するとは[illegible]なく[illegible]は風に行はれて居る、[illegible]し自然良い物を作らねば損ぢやといふ考へを起して大に改良の方面に心を向けて來たやうだ、之を[illegible]て予輩は斯く考へて居る、生繭取引の際風を改良せし上の[illegible]は[illegible]宜しく知此き會社を各所に隨所に設置し此競爭入札を以て取引するとは[illegible]なく[illegible]は風に行はれて居る、[illegible]し自由に勝手に取引するやうにしてあるから、力の強い者は始終先廻りをして早く取引をせやうとし、仲買の如きは同業者互に一團となりて人先きに取引をするから、自然養

蠶家個人の調は後へ廻はされ、婦人の如きは終日待つて居ても遂に賣ることが出來ずに空しく歸らねばならぬやうな場合もないでもないから、馬鹿々々しい一晩仲買に賣つて仕舞へといふやうになる。之では折角の市場も仲買等の專横に任すことになり弊風は依然として取り去ることが出來ないのである。我が邦に於ては深く蠶に經驗なく、而して繭の着廻に依て取引するが爲に嚴密なる如何なる仲買人でも人先き廻はつて取引することは出來ない、女子供のやうなものでも早く來れば早く調を賣つて歸ることが出來るから其喜ぶは一通りでない、何れも非常の滿足を以て賣買を濟ませ、勇んで我家へ戻るといふ有樣だ、養蠶家が如此く喜ぶと共に製絲家も亦品質相當の代價を以て原料の仕入を爲すことになるから見込み違ひといふことは殆どない、隨て之が爲に生ずる損失といふことがなくなるから其經費は餘程安全になるのである。

●蠶種郵送締切便

信州松本平の秋蠶種郵送に關し松本郵便局にては去月十六日より通常便の外に更に長野及名古屋間に臨時締切便を開始するが賣捌期間は松本名古屋間は八月三十一日迄に長野への發立時刻は午前五時三十五分長野着同日晩八分に夫れより信越線に依り各地へ送達され午後八時二十八分なり、又名古屋への發立時刻は午前六時三十分名古屋着午後三十八分に同日より各方面へ分送し之れと同時に市安金郵の急々、絲、豐科、東張高と松本との間に臨時急行列車を運轉し其間の郵便物は特に松本郵便局の調査を經て其日直ちに發送することが肝要である。

第二節　冷藏の時期

冷藏時期の遲速は蠶室の生理上重大なる關係のものである、即ち蠶子は一定の時期を過ぐるときは蠶室の溫度に强く影響を受け、低溫に對する抵抗力が漸次減ずるとなるのであるから、冷藏時期の遲速は蠶子の發育に關係する所甚だ多しとなす。

冷藏時期の遲速は蠶子の發育に關係する所甚だ多しとなす。

冷藏時期の遲速は蠶室の生理上重大なる關係のものである、即ち蠶子は一定の時期を過ぐるときは蠶室の溫度に强く影響を受け、低溫に對する抵抗力が漸次減ずるとなるのであるから、冷藏時期の遲速は蠶子の發育に關係する所甚だ多しとなす。

冷藏時期の遲速は蠶室の生理上重大なる關係のものである、即ち蠶子は一定の時期を過ぐるときは蠶室の溫度に强く影響を受け、低溫に對する抵抗力が漸次減ずるとなるのであるから、冷藏時期の遲速は蠶子の發育に關係する所甚だ多しとなす。

蠶子が此の發育程度に達するの時期は保護溫度の高低によりて遲速せざるべからず

蠶種の冷蔵の適温度は種類によりて多少の差異あれども一般に約摂氏七度乃至十五度の間が宜しいのであるが、一般に蔵温が過ぎたるときは蔵期を多く要し、然れども之れに比して蔵期が多くなるときは蔵温に比して蔵期が少なくなるから、蔵温と蔵期とを適度に調和の度に達し、減じ種蔵をして蠶種に水蒸を附着せざるやうに仕向けなければならぬ。蔵温が不適當なるときは蠶種に水蒸を附着する

一、然れども冷蔵に堪へ得る程度は蛹期の冷蔵の時期の外、其の蛹の強弱及び発育期に於ける冷蔵の時期の外、其の蛹の強弱の関係に基くものなり、即ち蛹期の冷蔵期間短少であれば冷蔵の日数長きに亘るのは再冷蔵の日数は之に反して短縮せざるべからず、之に反して蛹期の冷蔵期間長きに亘るのは再冷蔵の日数は之に反して短縮せざるべからず、

（三）冷藏の日數

たゞの氷室の如く冷藏することが四十五日間以上に達したときには、最も適当な期間であるが、且つ、最も適當の溫度を用ひて、例へば、抵死棉の發芽の如きものに、飲の冷藏の日數は他の事情の最も適當なる場合に在りては、大略四十日內外に止むるのが宜しい。

又冷藏日數の長いものは假令冷藏倉庫を歩合が少くなくて繭質が不良となる傾向があるから此點に關ひするのが宜しい。

冷藏の日數四十日以內のものとして、其時期者くは溫度の不適當の場合に其程度に應じ種子に死棉を加へ、或は然らざるも繭質が不良となる虞のあることは前數に述べし所の如くである、然れども其時期及び溫度及び日數の三者の相互間の關係は極めて密接で、比例のない、且つ其否の限界値は、一定の線引をなすことは、なかなか難しいのである。

之れが明瞭に確言することは、なかなか難しいのである。

特に冷藏日數と氣にしたものは同一の飼料により同一の飼育方法で飼育することが出來ないから、單に冷藏日數の延長に因り生ずる影響のみを考慮にすることが出來ない。

（蠶事報告第四十號第四十二號及第四十四號參照）

結繭蠶一升當の繭量の

登蔟歩合　歩合の粒數　粒數の繭量

九九、一　八〇、六　二九〇　四、六七

標準區

一日目					
二日目	四、七				
三日目	六八、八				
四日目	九六、七	八九、〇	三〇五	四、九一	
五日目	九八、一				
六日目	九七、二	七七、七	三〇三	四、四五	
七日目	九七、二				
八日目	九六、六	七七、六	二九六	四、六九	
九日目	九八、八				
十日目	九六、七				

零度區

一日目					
二日目					
三日目					
四日目					
五日目					
六日目					
七日目					
八日目					
九日目					
十日目					

十日間

五度區

一日目					
二日目					
三日目					
四日目					
五日目					
六日目					
七日目					
八日目					
九日目					
十日目					

十度區

一日目					
二日目					
三日目					
四日目					
五日目					
六日目					
七日目					
八日目					
九日目					
十日目					

零度區

一日目					
二日目					
三日目					
四日目					
五日目					
六日目					
七日目					
八日目					
九日目					
十日目					

廿日間

五度區

一日目					
二日目	二五、三				
三日目	七六、八				
四日目	八三、五	七三、五	三一三	四、四四	
五日目	九七、七				
六日目	九四、一	七四、五	三一九	四、三八	
七日目	八五、四				
八日目	九四、四	三二、九	三二五	四、〇一	
九日目	二九、二				
十日目	五七、七				

十度區

一日目	九一、一				
二日目	二二、五				
三日目	八〇、三	六七、一	三四八	四、二八	
四日目	九六、七				
五日目	八五、四	七〇、六	三五七	三、九三	
六日目	八九、六				
七日目	七五、三	二六、二	四二七	二、八四	
八日目	二八、四				
九日目	五四、八				
十日目	六〇、七				

零度區

一日目					
二日目					
三日目	九五、四	六〇、七	三四八	三、九八	
四日目	九五、九				
五日目	九〇、三	六六、七	三五六	三、六九	
六日目	五〇、八				
七日目	三五、五	二四、八	三八二	三、〇九	
八日目	五二、六				
九日目					
十日目	八、九				

廿日間

五度區

一日目					
二日目	二〇、二				
三日目	二二、九				
四日目	八七、〇	六七、五	三四六	三、五四	
五日目	九六、一				
六日目	九四、六	五〇、五	三七一	三、四七	
七日目	九〇、九				
八日目	九三、九	一五、七	三九〇	三、二四	
九日目	四、〇				
十日目	〇、二				

十度區

一日目	六五、五				
二日目	四〇、〇				
三日目	八五、九	五八、〇	三四〇	三、七〇	
四日目	七六、七				
五日目	七四、八	三九、七	四四八	二、五一	
六日目	六、九				
七日目	〇、二				
八日目					
九日目	三、三				
十日目	一四、〇				

零度區

一日目					
二日目					
三日目					
四日目					
五日目					
六日目					
七日目					
八日目					
九日目					
十日目					

第四章　人工三化法

二化性不越年蛾に對し前項第一項に準じ、低溫、強、青之を造ると其發蛾に依りて、若子は再び不越年蛾となるのである、此の如く二蠶に於て年二回の不越年蛾を得る目的で行ふ人工三化法である。

一、二蠶に於て年三回度の飼溫を保へし。

一、溫度は前項第一項の場合に同じ。

一、時期も蔟第一項の場合に同じ。

一、蛾の產卵は第一項の場合に同じ。

一、孵化の日數は第一項に準じ。

是故に人工三化法を行はうとするには第一期不越年蛾の產付後五六日目

（本所試驗成績第四十七號參照）

第五章　人工越冬法

越冬蠶とは、春蠶を人工的に冬眠せしむる法を云ふのである。人工越冬法を行ふ時機は、一定の期間一定度の低溫に無数の日数を經たる後なるべきこと。

一、其溫度は摂氏三十五六度乃至四十度内外なるべきこと。

一、低溫に感じ易き日数は七十五日以上なるべきこと。

一、低溫に感じ易き日数の最も適当なるものは、七十五日及び氷點以下の溫度なるべきこと。

一、氷點以下の溫度は二化するものか少ないから共に適當でない、又貯藏日数七十日以内の發生しない蛾は不孵化するから使用に供する事が出來ない。

二化性一化蛾の取扱は本法を施すと一化性のものに比して發生が佳良である。

（本所試驗成績第四十四號參照）

第六章　蠶卵の發育溫度

蠶卵胚子の發育は主として保護溫度の高低如何に關する。溫度が高ければ高く、又下る若し、其低ければ低く、又下る傾向を生じるやうになる。蠶卵の發育溫度は、冷蔵の際に於ける胚子の發育程度の如何に依りて大差がある。

蠶卵の孵化溫度も亦胚子發育程度の如何によりて差異がある、其間要ぜば左の如くである。

一、胚子が休眠の狀態に在りて來た頃、節を生ずるものに在りて來た頃、節を生ずるものの三十二度乃至三十五度に於ては、始め蛾を發育するが、三十五度以上の溫度に於ては、始め蛾を發育するが、三十五度以上なれば、著しく發育する。

一、胚子の發育程度の如何に關する。

一、胚子の發育程度の如何に關する。

一、胚子が孵化する溫度は、五十度の溫度にして、五十度以上なれば、孵化しない。

一、胚子の發育程度は、五十度以上にて始めて孵化する。

一、胚子の發育程度は、溫度の高低に從ひ、

▲不良蠶種が多い

氣象的要素が前述の如く不適である、其上に蠶種、其物が春蠶に較べて不良なるものが多い、即ち微粒子毒の寄生を受けたるものゝ多いことは、蠶種孵化者の統計を見ても明かである、且飼育法の不完全なる為に、性質が虚弱になつて病原體に對し抵抗性の少なくなつたる為に、性質が虚弱になつて病原體に或は催青中の保護を過つものゝも多い、假令又蠶種は無毒で貯蔵保護には缺點のないものでも、其性質が一化性又は一化性に近い優等の種類であると、氣象的要素の不備なる本期に飼育すれば、其結果は春蠶期に比して劣ることは免れぬのである。

▲飼料の選擇を過り易い

蠶兒は桑葉を唯一の食物として居る、即ち命の親であつて又組織の原料である、故に桑葉の適否は發育の上に將た組織の上に及ぼす影響は、實に豫想の外に重大である、然るに春蠶期と異りて掃立の際から五齢に與ふべき葉まで由來である、故に各齢に於て撰擇者が夫々適當なる葉を選擇せなければならぬ、此葉選みが粗漏で硬軟其度に適せざるものを摘採して與ふるか、或は水分の含有量が不適當なるものを與ふるならば、蠶は之が影響を受けて、其發育に異常を來すのである、元来桑葉の温度が不適當であるときは、極力之が調和に努むるは勿論であるが、一面桑葉中に含有する水分を之を調和することが肝要である、前にも述べた通り秋蠶期に在りては、飼育室をば常に開放してあるから、桑葉の温度を調節することは不可能である、故に過乾と謬むるときは水分の多い桑を與へて、之に依りて乾温を調節することを心掛けねばならぬ。

▲病原體の蕃殖蔓延が速い

前述の如く蠶兒の御生育の方面から見れば、春蠶よりも不利の事柄が多い、然るに病原體の蕃殖蔓延の速度は微粒子病毒を始めとし、軟化病菌も硬化病菌でも總ての病毒が、年内で最も蕃殖蔓延の刺激なる時期は此際である、故に一朝秋蠶に此等の病原體の侵襲を蒙るならば、恰も冬の枯野に火を放ちたるが如くに蔓延する、現に近年白殭病の爲に二三の地方では、其ひどい惨狀を極めて居る、斯様な次第であるから秋蠶は病原體の爲には、至極適當の培養基であつて、其蕃殖蔓延を助長する媒介物である、故に其禍は延ひて翌年の春蠶にも及ぼすのである。

▲飼育保護を周到にせよ

前述せる事柄は、秋蠶が春蠶に較べて不利なる點である、此の如く不利なる事情の下に於て、殆んど二倍の速度を以て發育を遂げしむるのであるから、飼育者は絶て保護を周到にして、欠缺の不備缺點を補ふて行かねばならぬ、即ち眠起の際は勿論のこと、平時に於ける保護も春蠶に較ぶれば一層周密に注意せねばならぬ、然らば秋蠶を飼育するに就ては、如何なる事に注意すれば良いか先づ以て、

▲自己の技術に相當せる品種を選べ

前既に述べた如く、秋蠶期に於ては免れ難き自然的の不備缺點がある、故に素質の適否は發育の上に將た組織の上に及ぼす影響は、實に豫想の外に重大である、然るに春蠶期と異りて掃立の際から五齢に與ふべき葉まで由來である、故に各齢に於て撰擇者が夫々適當なる葉を選擇せなければならぬ、此葉選みが粗漏で硬軟其度に適せざるものを摘採して與ふるか、或は水分の含有量が不適當なるものを與ふるならば、蠶は之が影響を受けて、其發育に異常を來すのである、元来桑葉の温度が不適當であるときは、極力之が調和に努むるは勿論であるが、一面桑葉中に含有する水分を之を調和することが肝要である、前にも述べた通り秋蠶期に在りては、飼育室をば常に開放してあるから、桑葉の温度を調節

備缺點がある、故に素質の適否は發育の上に將た組織の上に及ぼす影響は、實に豫想の外に重大である、然るに春蠶期と異りて掃立の際から五齢に與ふべき葉まで由來である、故に各齢に於て撰擇者が夫々適當なる葉を選擇せなければならぬ、此葉選みが粗漏で硬軟其度に適せざるものを摘採して與ふるか、或は水分の含有量が不適當なるものを與ふるならば、蠶は之が影響を受けて、其發育に異常を來すのである、元来桑葉の温度が不適當であるときは、極力之が調和に努むるは勿論であるが、一面桑葉中に含有する水分を之を調和することが肝要である、前にも述べた通り秋蠶期に在りては、飼育室をば常に開放してあるから、桑葉の温度を調節

強い品種を選ぶものが得策である、優等の品種は氣象的及び其他の障害に對する抵抗性が弱いから被害し易い、かたく以て自己の手腕に相當の品種を採用するが肝要である、古来夏秋蠶には二化性に近い雑種で、比較的劣等の品種が行はれて居ることは偶然でないのである。

▲蠶種の催青は斯の如くせよ

古来夏秋蠶種の催青保護は、一般蚕業者に忘られて居る、否、然るに温度に任すべきものゝ様に考へて、寒暑乾湿共に人爲を以て調和を圖る者は殆ど稀である、之れが爲に善良なる蠶種も虚弱となり、優等の品種も劣等種と同様のものとなり、甚しければ蠶生不良或は死卵となるものもある、而して世間では高温に過ぐるものである、前にも云へる如く、八十度以上の温度は熱れの場合に於ても、之に接觸せしむることは不利である、故に催青中八十度以上の温度が来たらば、穴蔵とか洞窟とか井戸とか云ふ低温（七十五六度）を保つたる場所に避暑せしむることが必要である即ち避難所を設備して置て、高温の際は何時でも避難せしむるのである、又若しも七十度以下の冷氣が来たらば無論火力を以て補温するのである、要は七十五六度を中心として、前後四五度の間を往来するに止むるを適度とする、又風穴蠶種の催青中は、乾き過ぎぬ様にすることも肝要である、即ち乾湿球の差は四度乃至六度の間に保つを適度とする、若し空氣が乾き過ぐるならば、温氣の多い處に移すか、或は種紙の裏面から霧を吹くも良い、但し是は温度の八十度に近いときに限る。

▲蠶室蠶具類の消毒は斯の如くせよ

秋蠶期に病原體の蕃殖蔓延の劇しいことは既に述べた通りである、故に掃立前に於て尋常の方法に從ふて嚴密なる消毒を行はねばならぬ、併し掃立前一度消毒したのでは、夫れで安心して居られぬ、掃立前の消毒は前期の餘毒を撲滅するのみで、急掃立てから、後々蔓延する病毒は撲滅するの及ぶものではない、故に飼育中に於て若し野外から病毒が入り込んだとすれば、此等の病毒は蠶兒に寄生し、甲から乙から丙に傳染をするし、又蠶座蠶具網等に附着して、蔓延を過ふするのである。

▲蠶具類の日乾は一舉兩得である

前陳の如くであるから、實は飼育中に於て屢々蠶具類を消毒すれば良いが是は實際行とび難しいとしてある、故に飼育中に於ては蠶具類を親切に日乾するが良い、日光が紫外線の消毒力を有するとは、既に諸多の實驗に依りて明瞭なる事實である、蠶具類を日乾するは一つは温氣を除いて蠶兒の衛生を助け、一つは病毒を撲滅する效力がある、即ち一舉兩得とは此事である。

▲桑葉の摘採は此標準に據れ

桑葉の摘採は蠶齡に依りて自ら適否のあることは、夙に當業者の知れる處である、秋蠶は特に其適度を過らざることが肝要である、今生長の盛なる一本の條に就て、摘採すべき葉を指示すれば、梢頭の一鋏銅貨大の葉を第一葉とし以下順次番號で數ふれば其第三葉に當る葉は一齡の蠶兒に與へて適當なる葉である、故に一齡中は一本の條から第三葉に當るの一葉を摘採するのみである、第二齡に至りては第四葉が適度であるが、若し第四葉のみで供給不足なれば、第三葉を採して用ゆるが良い二齡の蠶兒に對し、第五葉は少しく硬きの感がある、第三齡に至りては、第四葉、第五葉、第六葉位迄が適當である、第四齡に至らば第五葉以下第八葉位迄が適當である、而して五齡に至りては、濃綠色を帶ぶる葉であれば枝元を摘採して差支ない、寧ろ五葉以上の軟葉は軟かい過きて不適當である、序に述べて置くのは、各齡の飼食の際及び其後續いて二回目の桑へる桑は、前記標準よりも幾分か軟いものを摘採して與ふるを得策とする。

▲長時間絶食せしめてはならぬ

飼蟻に適したる蠶兒は、病原體に對しては例へのことと雖て隣害に對しては、抵抗性に乏しい、病毒、孤食の成績に依て見ても、疑ふべからざる事實である、殊に八十度以上の場合に於て然りである、故に食桑中に於ても、又眠後に於ても、久しく絶食させて置くのは、衛生上甚だ危險である、例せば食桑中に於て全身透明になるまで給桑を遮らすと、脱皮後指數時間を經過するも、飼食、を行はぬとか云ふことは危險である、故に給桑は成るべく前午身透明するときに行ひ、飼食は多數の蠶が脱皮してから、十時間以内に行ふことを目的とするが良い、但し是は氣温が八十度乃至八十七八度としての話である。

▲秋蠶は夜間に飼へ

晝間の温度は概ね八十度以上昇ゝたときは九十度をも超ゆることが稀でない、斯樣な場合は何處か涼い處に蠶を避暑させたいが、斯の如きは實行し難ゝから止むを得ぬ、併し此場合は蠶が暑さに苦むことは、飼育者と雖も變りはない、若し斯樣な高温で夜一貫するならば飼育者の蔚へられない、然るに晝間に、蠶も間滿に發育を遂ぐることは出來ない、然るに晝間九十度に昇る日に於ても、夜間に至れば七十七八度位迄は降る、此時に至りて始めて蠶兒の發育に適當なる温度となる、故に蠶兒は此際充分に食桑して、晝間の埋め合をせなければならぬ、然るに飼育者が晝の暑さに弱り込んで、夜間は樂々と寢て休みて、給桑や其他の保護を忘りては蠶の立つ瀬がない、故に秋蠶期は其日の最終の給桑として、午後十一時か十二時頃與へ、翌日第一回の給桑は、午前の三時頃に與へなければならぬ、之を與へず正に置て午前五時頃に起きて見ると、蠶は既に死亡となつて居る、斯の如く成ては何とても充分なる作は望まれない、寧に蠶の健康は維持したとしても、繭層の薄いことは免れぬ、又夜間周圍の雨戸を閉鎖して剩さへ食ひ不足のない樣にとて、最終の給桑を特別に多量に與ふることは大禁物である、斯樣な處置は往々大失敗の基となることがある、何となれば雨戸の閉鎖と桑葉の多量とにて、相俟ちて氣通を妨ぐるからである。

▲雨桑の外野桑のないときは如何にする

秋蠶期に於て長く雨の降る場合は、空氣中にも必ず多量の温氣を含むのである、雨休がなく二三日も降り續くときは、概ね野桑が盡きて雨桑を與ふるの止むなき場合に遭遇する、然るに空氣が既に多温であるから、雨桑を與へなくとも、蠶兒は水分過量の弊を被つて居る、若し此上に雨滴のある桑を與へれば、必ず多少の害を免れぬ、去りとて與へざれば飢へる、何れにしても多少の被害は免れぬが、比較的に害の輕いのは減食するに在る、即ち平時の半量を限度として與へるのである、斯の如くして二三日も經過れば、絲量の少い繭を結ぶことは免れぬけれ共、雨桑の為に蠶病を惹起する例はない、若し蠶を愛する爲に雨桑を多量に與ふれば、概ね水分過剩の弊に陥りて、蠶病を起さしむるのである、此事は獨り秋蠶に限りたる事ではない、春蠶に於て此場合は同樣である、秋蠶期に於ては春蠶期の如く深山に於ては、雨が來ぬから、殊に雨天の際に稍儀する、又温度が高いから、飼育者が蠶の見を見ないに忍びずして、多量に與へて失敗し易いのであるから特に此事を注意した所以である。

◎佛國蠶絲業奬勵金（光二）

一九〇九年九月十一日の法律第廿五號桑葉製糸家製糸業の使用に比例し等年第三日以上の製糸家一箇に付き四百法（四百法は諸君の知る通り一日取上の製糸家に付き百法の割合に當る）の割合にて奬勵金を受けつゝあること、諸君の知る通り所なる所が第四條の此精神は第五條に依り著しく變更せられたり即ち第五條に曰く（外國産の絲糸は第四條に規定する四百法に減ずらるゝ、但し製糸一箇に付き二百法の最高額に達する場合に於ては二百法に減ずるものとす）と、此外國産の絲糸に對する奬勵金の内訳は第一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第二十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第三十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第四十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第五十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第六十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第七十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第八十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第九十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百二十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百三十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百四十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十八に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百五十九に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六十に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六十一に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六十二に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六十三に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六十四に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六十五に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六十六に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合に於ては二百法に減ずらるゝ、第百六十七に外國産の絲糸は第四條の二百法と第三百四十法に同功蠶用製絲金と其に奬勵金を付すべき額二百法と最高額に達する場合

佛國蠶業調査會が爲せる佛國栽桑業に關する調査

在里昂海外實業練習生　酒匂鷲郎

▲佛國蠶業調査會の組織

佛國政府は蠶業政策に就き調査會に應答し、並に佛國蠶絲業の發達を期せんがため農務大臣をして、去る一千九百十一年十二月以來蠶業調査會を組織せしめたり、而して同會は一千九百十年三月八日の國會の決議に基き組織せらる、上院議員ゲーラン氏は同會の會長にして下院議員ジョセフ、レイナシュ氏副會長たり、其他同會の委員は省内官吏及主なる蠶業地方の實業家より成る、而して民間委員の氏名を示せば左の如し。

トーブナス（アルデシュ縣）、エリ、ザフール（ドローム縣）
イボリット、ローベール、モーリス、ゴーサル（以上ガール縣）
フォグス、ローベス、エミリアン、ヤランギエ（以上ヴァール縣）
ジスト、ダクヴエール（ヴォークリューズ縣以上

▲蠶業調査會の目的

同蠶業調査會の目的は蠶絲業家と協力し、蠶絲業に關する各種の問題を研究し、殊に桑業の生産、蠶兒飼育、蠶種製造及蠶業經濟に關し講究せんとするにあり。

▲第一回開會に於ける問題

第一回開會に於ては左の問題を討議せり。

佛國に於ける桑業生産の現狀、多年來世人の注意を喚起せる佛國桑樹の衰廢が養蠶業に及せる影響。

▲調査會が諮問せる五問題

本問題を研究するに先ち各養蠶地に於ける桑葉需給の有樣及桑業の生産と相樣生産との間に存する經濟上、或は技術上の關係は如何なる狀態に在るか等を調査せんがため、調査會は大の五問題を養蠶の有ある丶廿二縣下の農業教師及蠶業講習所長に諮問せり。

第一、貴管轄地に於ける桑業の生産は養蠶の需要に相投合するや又之れが生産は將來增進の見込ありや。

第二、桑業の生産を增加せしむるために、桑樹栽培上如何なる改良法を採用せざる可らざるか。

第三、政府の奬勵を受けし桑樹育苗場は貴管轄地に於て桑樹栽培の發達に効顯ありしや、又斯の如き政桑奬勵の組織を如何に存續せば可なるや。

第四、路傍、園圃の周圍或は新開墾地に桑樹を栽植し能ふや又貴管轄地方に於て右の如き栽植は有利なるや。

第五、貴管轄地方に於て現在栽培せらる、桑樹の品種は如何。

右の質問に對し各地方より調査會に送れる報告の大要を綜合的に記載せば以下の如し。

▲佛國に於ける蠶繭の生産

農務省の調査によれば一千九百十一年に於ける養蠶戶數、蠶卵掃立數量及產繭額は左の如し。

養蠶戶數	一〇二、六〇五戶
蠶卵掃立數量	一四、七二四オンス
產繭額	一〇九、四二六基

（但一オンスは廿五瓦とす　但生繭の重量一千八百九十三年より一千九百十一年に至る間に於て養蠶戶數は四萬六千三百六十六戶を減じ、蠶卵掃立數量は八萬四千四百八十八オンスを減少せり、而して一千八百九十三年に於ける收繭量九百九十八萬七千百十基は一千九百十一年に至り五百十萬九千四百二十六基に減少せり、今更に既往十年間の平均數を示せば左表の如し。

養蠶戶數	蠶卵掃立數量	產繭額
一八九四年至一九〇三年	一二〇、三六七オンス	一七、七六〇、五七五基
一九〇四年至一九一一年	一三四、二〇六戶	一七、七〇〇、八四〇

佛國蠶業調査會が爲せる佛國桑業に關する調査

一千八百九十二年以來養蠶家は收繭に對し政府の補助金、（生繭一基に對する補助金額は一千八百九十七年迄は五十サンチームなりしも一千八百九十八年以來六十サンチームに改正せらる）を受けつゝありと雖、以上の表に據り佛國に於ける製絲用蠶兒の飼育は漸々衰退しつゝあること明なり、而して斯の如き現狀は調査會の諮問に應答せる各下の農業教師及蠶業講習所長は皆悉以上同樣なる現狀を報告す。

斯の如く斯業の衰退せる原因は既に分明なるか如く經濟上の影響に歸因す、即ち第一東洋蠶絲の猛烈なる競爭に歸來に吸收せらる、約二千五百萬基の生繭中二千萬基は東洋蠶絲國に供給に係る、第二地方の勞働者が都會に移住し農業勞力缺乏の結果、勞賃の騰上、第三繭價の下落等は佛國の蠶業斯く衰退せしむる最大なる原因なり、而して第三の原因たる繭價の下落は生絲市場に多量に現はるゝ東洋蠶絲及各國に於ける產繭額の增加より來る最も合理的の結果に外ならざるなり。

▲調査會の諮問に對する應答

第一貴管轄地に於ける桑業の生産は養蠶の需要に相投合するや又之れが生産は將來增進の見込ありや。

現今收繭業は得る所の收繭の數を概算すること能はざると共に桑業生産量と蠶卵掃立數量を比較すること困難なり然れども今廿五瓦の蠶卵より發生せる蠶兒を飼育するに要す

る今桑業の收益を七百基と評定せば、一千九百十一年に於ける卵掃立數量に基き佛國に於ける年桑業の消費量は左の如し。

14,174,×240=3,402,960,000kil

農務省の統計に據るときは佛國に於ける年桑葉生産高は約十九萬噸（一噸供給基とす）なり、即ち現今養蠶家の需要に比し、約十噸供給基に過ぎず、依之觀之時は佛國養蠶業の衰退が蠶兒飼料の供給不足に原因せざるや明瞭なり期の如き判定は調査會の調査及地方官吏の爲せる評定を比較するときは最も正確なるを知るべし、斯くして佛國に於ける桑業の供給は唯だ蠶種製造地方たる、パール縣下、ロルグ、グリモー、ビドーバン等の附近及ピバス、アルプスの山間地方を除き、他は到る處需要に超過することを是認するに至りては佛國養蠶業は吾人が其の出所を先見し能はざる急運に到達することを結論するに躊躇せざるなり。

第二、桑業の生産を增加せしむるために桑樹栽培上に如何なる改良法を採用せざる可らざるか、調査會に於て徵收せる報告は全養蠶地方に於て桑樹の肥培は漸次等閑に附せらるゝことを明示せり、養蠶業が未だ收利多き時代にありては、農家は桑樹の生理を顧みず銀りも代に伐條採葉せる結果桑樹の發育を大に妨害せり、桑樹を伐條するに當りて不完全に剪枝するか、或は根株に伐條するときは樹の力を減じせしめ、且つ時に最も危險なる樹液の逆流を促し、桑樹の枯死を來すなり、又桑樹の生理を侵入せしめ桑病を惹起せしむる原因となるべし。

培法を改良せば其の結果は顧價の騰上によりて改良に要せる勞費を補償し、尚ほ餘利あるを得可し、養蠶家に於て一層著しきが故、養蠶家の危急なる經濟狀態は小養蠶家に於て一層甚しく、或は新に桑樹を植ゑむる等に大に適當なる方法は、補助金配布の基礎を定するなり、是れ現行の補助金制度は僅に數百門に過ぎず、故に相當に改良するときは多くの勞費を投じ、然かも其の收穫額は平均收穫量にも達せざるが如き不率なる養蠶家に對し、却つて愚典薄く充分救濟の目的を達し能はざるを以てなり。

第三、政府の奬勵を受けし桑樹育苗場は貴管轄地に於て桑樹栽培の發達に効顯ありしや又斯の如き栽桑奬勵の組織を如何に存續せば可なるや、現今に於ける生絲市場の經濟狀態は益々重き以上は、桑樹所有者をして之が救濟を及ぼすことは

に不適當にして且つ桑葉の採取を防ぐこと困難なり、又收葉後堰防及道路は全く日陰を缺に至るのみならず矮小なる樹木或は其だしく發育を妨げたるものを、路傍に栽植するときは並木の美觀を失ふに至る、故に桑樹より有益なりとす、故に調査の結果は地方行政廳の協力により栽桑を擴張せしめんとするは將來の萬一に資せんとする偉伟的計畫に過ぎずして少くとも直接の利益なかるべきことを是認せしむ。

第五、貴管轄地方に於て現在栽培せらるゝ桑樹の品種如何

佛國に現今栽培せらるゝ桑樹の種類は左の如し。

白桑、白桑、黑桑、野桑。

白桑及之れが多數の品種は佛國の各養蠶地方に是も多く栽培せらる即ちアルデシュ、オード、アゲエレロン、ブーシュジュ、ロース、ガール、エロール、ロット、ロゼール、ゲオークリューズ、ビレネ、オリエンタル等の各縣下に栽培す。

白桑の品種として名く認めらるゝものは左の如し。

Varidé blanche.（上記各縣下に普く存在す）

〃　Grise.（アルデッシュ縣下に存在す）

〃　Rose.（アルデッシュ、ブーシュ、ジュ、ロース、ドローム、ガール、エロール等の各縣下に存在す）

〃　Morette.（ドローム、ゲオークリューズ、アルデッシュ縣下に存在す）

〃　Mailleuse.（アルデシュ、エロール縣下に存在す）

黑桑はコルシカ島及バース、アルプスの地方に栽培せらる

野桑は、コルシカ島及エロール縣下に利用せらる。

▲報告の大多數は次の結論に一致せり

要之各縣下より報告の大多數は次の結論に一致す。

一、製絲用蠶兒の飼育は外國蠶絲業の競爭及養蠶地方に於ける農業勞力の缺乏の影響により殆んど停止せらる、而して蠶業の經濟狀態が改善せらるゝに非ざれば斯業の氣運を挽回する能はず。

二、繭價の下落に際し尚ほ良く之れに抵抗し、國家の補助金を受け能ふ養蠶は自己所有の桑葉を用ひ、家族の勞力にて一二オンスの蠶卵を飼育するが如き家族的養蠶なりとす。

三、或る一地方を除き桑葉の供給は需要に超過す、而して今日桑樹は病菌の寄生蟲により被害し或は過剰の伐採により生理を害せらるゝと雖も、其の桑葉生產高は尚ほ長期間同一の需要に超過するならん、然れども萬一將來に於て佛國南部の減產栽培業に悉くを來し、而して農民生計の方法或は育蠶の實直的狀態等の革變を見るに至らば、更に桑葉の需要を增加し、延て桑樹の栽植を勸誘し能ふに至るべし。

四、路傍園地の周圍鐵道の沿道に桑樹を栽植するが如き方法は特殊の地方を除く外奬勵し能はざるなり、此の特別なる場合を除き、以上記せる各種の栽桑改良法の實行に要する費用は之れが結果に比較し極めて些少なるべし。

五、桑樹栽培の慣張は自ら不必要にして何年間育の當用に充分應ずるためには唯だ私人或は共同の桑樹育苗場を地方に設置するを以て足れりとす。

生絲貿易界の偉人　故原善三郎君

木會編輯主任　加藤南嶽

▲大局を察して生絲貿易に志す

君は武藏國兒玉郡渡瀨村の人、父君を太兵衛と呼び世々農耕を業とし、傍ら紙及び生絲類の賣買を營み、君長子として生れてよく父母に仕へ、昨日馬を遣ひて野に携せば今日門門を出でて價を算し勝業至らずといふことなし。

嘉永三年既にして君二十四才の齡を重ねるの時、米國使節ペルリ提督浦賀に來りて通商交易を強要し、歷海の嶮幅を渺頭に留めて威を示す、維新の風雲急に成るや、鎖國と呼び攘夷と呼び、或は開港を論じ通商を主張し物論騷然として未だ輿論の決すべからざるに早く勤王を唱ふる血氣の士は南關北嶺に起りて腥風漸く繁く果ては白刃を振つて米艦に切り入る者をさへ生ずるに至り人心恟々たるものあり、此の秋に當りて君熟々大局を察して鎖國攘夷の實行し得べからずして通商の止むべからざるを悟り、自ら生絲貿易を以つて身を立てんと欲し、先づ之が基礎を固うせんため屬に生絲の產地として知られたる上、武、信三州の當業者を歷訪し、榮を啓き徹を穿ち生絲に關する一切の智識を得るに至れり、此の如くして前後八九年、安政六年に至り君機の熟せるを悟り九月始めて橫濱に出で生絲貿易を開けり、時に通商の途既に開け洋人の橫濱に來りて貿易を營むもの多く、生絲の如きは其の最も歡迎

するところなりき、之を以て君が計畫は着々として功を奏し、開業幾何ならざるに早く既に産を成し、横濱に居住する有數の生糸貿易商として自ら重きをなすに至れり。

▲大志遂に成る

大局の趨勢を察して斷然踏切を開里に捨て決然横濱港に來りて洋人と伍し生糸の實況に從ひてより奮鬪又奮鬪、苦闘を凌き千難に勝ち、居ること五年にして、君が勇奮苦闘の功空しからず、利は着々として君が掌中に歸して漸く産を成すに至りしより慶應元年故地を辞し天通りに下して家壯なる店舗を設け茲に不磨の基礎を築くに至れり。

君が才氣と手腕とは唯に産を成さしめのみならず、時の政府の信用及び興望を買ひ、明治二年には商法司爲替方を申付けられ、又貿易商社頭取を仰せつけられたり、君此等の諸役に任じてよく當路の信任益々厚く三年には爲替會社並に御貸付方頭取を、五年には勧農察御用達を申付けられ、六年には租税寮御用達、生糸改所頭取を命ぜられたり。

然れども君固より此等の諸役に任じて以て足れりとするものにあらず、私に意を生糸貿易の上に留めて大に奉公を加へんと期するものあり、知らず、期するところのもの果して何？

▲生糸荷預所を創設す

開港以來我國の生糸は太く外人の嗜好に投じ、賣行極めて良好に貿易の高は年と共に增加するに至りしが、之と同時に粗製濫造を生じ、本邦生糸の信用漸く地に墜ちんとし取引に困難を生じ來り、且つ其の間に幾多取引上の弊害を生ずるに至りしより、君密に之を慮し我國輸出生糸の將來を慮り如何にもして正しく彼我對等の商權を得んとと共に他面率先同志者に警告を與へて繰糸上の改善を促すと共に一面當業者に募りて生糸荷預所を創設し、聯合ひつて外商に當り、後に我國生糸業者の地位と面目とを一新するを得たり、時に明治十四年なりき。

▲横濱蠶絲貿易組合頭取となる

君が幾多の心労と努力とによりて設立せられたる生糸荷預所は久しく市場に清新の氣を與へしが、淨水も久しければ亦子孫を生じ易く、明治十七八年頃には先年の餘弊胚胎として來り、我貴込業者の不利を慮しきものあるより明治十九年同志復た相會して横濱蠶絲貿易組合設置を決し大に廟謨の實を擧げんとしたるに偶々同業者中異議を唱へて之が加入を肯んぜざるものあり、之が爲めに共同一致の歩調を以て銳意外商の圓體に抗抵する能はず、時日徒らに遷延して不利の忍ぶべからざるものありしより、君甚だ之を遺憾とし自ら東西に走り奔心勧誘して感情の融和に努め、衆力君を推し推して頭取となし以つて大に我國生糸業者の利益を伸張するを期せり。

▲自ら製絲場を起して改良を企圖す

横濱市場に其の双腕を揮してより將に三十星霜に亜んとし視る可きものの人きものの製糸家に其の所見を述べて華客の意たり、其の間常に内地の製糸家に其の所見を述べて華客の意に投じ、好評に後れざらしめんと努めしが、両様に当らざるもの多きより自ら製絲場を經營して意の如き生糸を得んと欲し二十一年六月場玉縣兒玉郡若泉村に製絲場を新設し、大に製絲改良の實を擧げ近縣に其の範を示し、然るに偶々二十六年一月祝融の災に罹り、工場、倉庫及吟藏の繭等悉く烏有に歸するの不幸に逢着せり、君の意氣爲めに沮喪するの止むなきに至れりと雖も君心機一轉更に勇を鼓して工を起し更に規模を擴張して外國專門家の考案、意見を徴し、伊太利最新の機械を模造して二百人取となし大に製絲の改良に力めしより、幾何ならずして製品は市場に一頭角を表し細絲の優等品として外人間に稱揚せらるゝに至れり。

茲に於てか君大に偉るところあるに感じ、明治二十五年五月更に群馬縣下仁田に製絲場を新築し兩々相呼應して製絲の改良を努めしより是亦細絲の優等品として特に米國機業家の直接注文を受くるの盛況を呈せり。

▲君死するも事業は尚活きたり

君既に家に巨萬の富を積み、外に公共の德を爲して斯界に尽くすの功偉なるものあり、明治二十二年始めて正六位に叙せられ、金製黄綬、褒章を賜はり、二十六年神奈川縣蠶絲貿易商組合頭取に選任せられ、翌年横濱の蠶絲外四品取引所理事長の榮職に就けり、二十九年に横濱生糸檢査所監督商議員となり、國務に努ひること多年其の功勞決して淺からず、敍するに勲四等を以ていとへべし。

明治三十二年天君に壽を假さず、遂に焉として逝くや車畏くも天聽に達し特旨を以て位一級を進められ從五位に叙せらる。

君今茲に逝くや國家の損失大なり、君が大成せざる事業は擱然として今見る、今我生糸貿易が一億圓の巨額を保てるもの亦實に君が遺績によらずんばあらざるなり。

●佛國蠶絲業奬勵金　一九三一

我蠶絲業は外國蠶絲産業に基礎を置き、日本生糸の需要に依りて成ればなり日本生糸は非常に繊良なり天産に依り多産に生産せられ作例にて貿易安き産物者豊富なるか故に生産費少きなり其等の利益に依りて輸送せらるゝ便あり如のみならず製糸家は歐洲に於ける蠶の繭市に繰糸の工場製品購入資金を外繰に來む る唯一の方法なれば日本のみにて世界蠶絲産額の三分の一以上を産すること又其輸出は一九〇九年の四、六一九、〇〇〇基より一九一〇年の八、八〇〇、〇〇〇基に達せること即ち六年間に九割の增加を爲すことの見は日本の生糸生産力の如何に偉大なりかを知られ而して此産の增加に刺戟し刺激し而佛國製糸は所の如き不約合なる條件の下に日本糸と競爭せるべからざれは其分なる保護を加ふるにあらずんば仮令に自國の市場より驅逐せらるゝの目あらんことは智者を待ちて後知る所にあらざるなり未完

産業組合に就きて（承前）

東京農科大學助教授
農學士　佐藤寛次

▲生産組合の事業

生産組合は己に述べたる通り、組合員の生産物を組合に集めて、組合の設備と勞力とを以て之に工作を加へ若くは精製して組合員に返戻するか、又は組合員をして其の事業上に必要なる器具機械等を使用せしめ、以て組合員の事業を補助せしむるを目的と爲すものである。從つて生産組合の事業に就きて第一に注意すべきことは、組合に於て備ふべき生産上の設備と勞力とである。

▲設備すべき事項

生産組合は、組合員の生産物の種類に從ひ、加工の程度に應じ、又組合員の事業の性質によりて、設備すべきものに大なる差異のあるべきは今更云ふまでもなきことであるが、之を便宜の爲め大別すると、集注的設備と分散的設備と爲すことを得るのである。集注的設備といふのは、製絲機械工場の如く、繭の貯藏倉庫の如く、組合員の悪ふ儘に其の位置を轉換するを得ざるものであり、物の生産其の他の必要上或る地點に集中し居るものを謂ひ、之に反して組合員が隨意に設備の位置を轉換して自己の便益に供し得るもの、例へば蠶室消毒器の如きは、之を分散的設備といふのである。此の二者の區別は敢て重要といふ譯ではないが、組合員が自己並に其の家族の勞力を自己の家庭に於て自己の計算を以て事業の經營に利用するを以て得策とする場合には、勢分散的設備を必要とし、今日の資本的大企業を多數の組合員の力を合同して營むことを必要とする場合には集注的設備を必要とする。此の區別は家庭工業と工場工業との利害を打算し、組合に於て何れを可とするかを決定する場合などに必要とする位に過ぎぬ。其の他不動的設備、可動的設備などの區別もある。

▲設備資金の調達

生産組合は、他人より適當なる設備を借用し得る場合を除外するときは、組合の設立當時より割合に多額の資金を設備の爲めに投ぜねばならぬ、尤も借入金をなし得る場合もなきにあらずと雖も、かくては設立當初より利子仕拂の負担を生ずるから、出來るだけ組合の力を以て事業の進捗を害する虞があるから、出來るだけ組合の力を以て資金を調達するを以て安全とする。然らば如何にして調達すべきかそれには、豫め準備する所がなければならぬ。資金に

乏しい人々の組合ならば、次の事項などは重要なことであらう。

一、豫め信用組合を設けて組合員に勤勉を奬め餘財を組合に蓄積せしむること

二、信用組合の信用により出來るだけ低利の資金を融通するの途を講ずること

三、資金の潤澤なるに及びて生産組合の事業を兼ね營むこと

と

輕易にして分散的なる設備ならば、信用組合のみを以て各組合員に其の要する資金を貸付し、各自をして生産事業を遂行せしめ得るから必ずしも生産組合の事業を兼ねるに及ばざる場合が多いのである。

▲設備の大小

生産組合の設備の大小は、組合に於て組合員の生産物に加工を爲す場合には、其の生産物の組合に集まる數量に應ずべく、組合員をして其の事業に必要なる物を使用せしむるときには組合員の需要に應ずる程度に從ふべきは云迄もない事である。然し實際に於ては、かゝる單純なる理論通りにならないものではない、分散的設備ならば、其の使用の順序日數等によりて割合に簡單に設備の大小を決定することが出來、又其の設備を組合員をして充分に利用せしめ得るのであるが、集注的設備となると、其の設備も概して大でなければ、設備の能力を發揮するを得ぬ譯であるから、組合員は組合の希望通りの數量を組合に提供するの義務を盡さず、又年々に依りて供給數量に多大なる差違があつて爲めに組合は非常なる困難を感ずる場合があるから其の設備の大小を定むる上に於て充分の注意を拂ふべき必要があるのである。

▲勞力の需要

生産組合の設備が分散的のものであつて、之を利用する者は組合員各自なる場合には敢て本問題の如きものに就きて注意する必要がないが、集注的設備に依り大仕掛の工業を起す時には、勞力者を如何にして得べきか、又各組合員をして資本主たると同時に勞働者たらしむべきか等につきて考慮を費すことは大に必要なることである。殊に後者によりて勞力の需要を減じ得ることに於ては勞力の效果は大となりて割合に業程は進み、機械の取扱は丁寧にして原料の浪費少なく之に加ふるに監督費と勞働者に雇ふの爲めに要する運動費などを要せず（普通の製絲工場は工女事務の爲めに多大の費用を空費す）從つて組合の經營は此の方面に於て甚だ好都合であるのである。

▲生産組合の加工

生産組合は組合員の生産物に加工を爲し得るに止まり、之を生産組合の名を以て販賣するを得ざるに依り、又必ずしも販賣を爲すを便利とせざるに依り、之を組合員に返戻し、其の處分は之を組合員の自由裁量に任すものなるが故に、加工を爲す上に於て手數少からず、左に二場合につきて說明を試みんとす。

一、混合加工

これは組合員の生産物を受取ると、其の種

類、品等、加工の程度に依り之を分類し、同一類のものを混合して加工するものであるが、組合員に加工品を返戻する時は、混合當時の標準に從ひ換ぬて定めたる割合に依りて組合員に交附するのである。生糸の場合に採用せらる。

二、分離加工　これは各組合員の生産物は、之を混合することなく、別々に加工を爲すものを謂ふのである。此の方法は組合員の生産物を尊重して、加工の上返戻するものであるから、一見甚だ公平にして希望すべきものゝ如くなるが、此の如きことは集注的大組織の工場としては利益を以て實行し得べきものでない、又品物に依りては全く出來得ないものもあることを注意せねばならぬ。

▲生産組合の使用

生産組合は、實際の利用上より觀て便宜から云ふ時は使用組合であるのである。從つて使用の方面に就きては、餘程應用の範圍は廣く、器具機械等の外に倉庫の如き、土地の如き、漑船の如き商品陳列場の如き廣告場の如きものに至るまで、組合員の事業進捗の爲めに生産組合に於て設備し得るのである。

▲倉庫の使用

倉庫には組合員の生産物を保管し、盜難火災等を防ぐを以て目的とする保管倉庫、一定期間生産物の保管し、後日の收入を可能ならしめ、小作人に對しては、農業上の改良進歩を可能ならしめ、小作人の地位を向上し、農業上の改良進歩を可能ならしめ、小作人に對しては、動産其の業に從ひ其の社會的地位を改良し得ることゝなるのみならず、近時頗々として耳にする所の、地主對小作人間の紛議を豫防し、豫ねて内地殖民の目的を充分に達し得ることゝ思ふのである。

其他生産組合は、蠶卵紙の製造、製糸、製織の如き蠶糸業に關するもの、より、染織業、製紙業、園藝産品の加工、醸造業等一切の産業に應用せらるゝ範圍は實に廣いのである。

▲生産組合の經營費は如何

組合員の出資、又、組合の借入金は主として組合の設備の費用に充當せらるゝのであるが、其の他經費支辨の爲めには、加工料（組合に於て加工する場合）又は使用料（組合員各自が使用の場合）を徴して賄ふことは已むを得ないのである。然し乍ら、此等徴收することは決して多くを要するものでない、僅に組合員は之に出を補へば足るのである。此の點に於て各組合員は多くの便益を得る次第であるのである。

▲土地の使用

生産組合に於て土地を借入れ若くは購入して、組合員をして使用せしむるに當りて、組合は地主の地位に立ち、組合員は其の作業の一切を共同して行ふ所の、所謂共同耕作を爲すことは常に成功すると謂ふことは出來ぬ。英佛に此の種のものもあれども、然し、各組合員は其の勞働力及資本力を以て組合より土地を借入れ、自由の判斷を以て農業又は蠶業を營み、作業中共同するを利益とする部分につきて協力するの制度は、理論上より見るも、實際上より見るも、大に利益があることである。殊に生産組合に依る土地の使用は、現時に於ける我が國の小作制度を改善し、地主には確實なる小作料の收入を可能ならしめ、小作人に對しては、勤勉其の業に從ひ其の社會的地位を向上し、農業上の改良進歩を可能ならしむるの利益がある、何故なるかといへば、我が國の小作は定免の制度であるけれども、小作人は其の資力智力共に甚だ劣等のものなる爲めに、一朝凶作、蟲害等に際會すれば、小作料の減額を要求するに依り、小作料の減額を所定の小作料を納むる得ざるに依り、小作人は、到底、事情亦減額より外に方法はない、茲に於て工料（組合に於て加工する場合）又は使用料（組合員各自が使用の場合）を徴收することは已むを得ないのである。然し乍ら、此等徴收することは決して多くを要するものでない、僅に組合員は之に出を補へば足るのである。此の點に於て各組合員は多くの便益を得る次第であるのである。

▲兼營組合の事業

兼營組合とは、信用販賣購買及生産組合の事業を二つ以上兼ね行ふ所の組合であるから、其の事業については今更繰り返して説明するを要せないのである。然し事業兼營の可否につきては數言を加ふるの必要がある。

農村などになると人物に限りがあるし、製糸業が單純であるから、通常信用組合を基礎組合として、購買とか販賣とかの事業を兼ねる方が、大に利益がある。之に反して、製造販賣組合、製造購買組合（殊に自己生産的）などになると、立派な一つの大工業であつて、信用組合其他のものと兼營するときは寧ろ混雜を來すの虞が多いのである。從つて此等の組合は專業的經營を爲すを以て適當とすることゝ思ふ。

▲産業組合聯合會は如何

産業組合は自然人が組合を組織し得ると同じく、又産業組合聯合會を組織することが出來る、其の事業も産業組合と同一である。其の組合聯合會は四種あり、信用組合聯合會、販賣組合聯合會、購買組合聯合會、及生産組合聯合會の四種である、其の事業は、又、此の事業を兼ね行ふことを得る點も亦産業組合と同樣である、從

小作料は豐年の年に收納し得べきものを以て定め凶作のときは歩引を爲す所の謂はゞ最高小作料制度であるから、小作人は一定の小作料を取り立て得る限りなく、小作人は一生餘裕を見ずして得るを得ずといふ有樣である、然るに生産組合を小作人に於て成立せしむるときは、地主には一定額の小作料を必ず納め得べく、從つて在來より幾分か小作料を低減し得可く、小作人は互に相戒めて、耕作を勵み、病蟲害の防除に熱心し、小作料を納めて餘りあるものは之を積み立て、其の資力を充實して、社會的地位を改良し得ることゝなるのみならず、近時頗々として耳にする所の、地主對小作人間の紛議を解決するの一手段となり國産を增加し、國民經濟の上進を見るに至るは期して待つべきものがあらうと思はれる。

生産組合は又開墾を爲す場合にも利用せらるゝことは申す迄もない、北海道の開拓、朝鮮の殖民を爲すに當りて其の農業者間に生産組合を組織せしめたならば、將來に於ける地主小作人間の紛議を豫防し、豫ねて内地殖民の目的を充分に達し得ることゝ思ふのである。

其他生産組合は、蠶卵紙の製造、製糸、製織の如き蠶糸業に關するもの、より、染織業、製紙業、園藝産品の加工、醸造業等一切の産業に應用せらるゝ範圍は實に廣いのである。

▲生産組合の經營費は如何

組合員の出資、又、組合の借入金は主として組合の設備の費用に充當せらるゝのであるが、其の他經費支辨の爲めには、加工料（組合に於て加工する場合）又は使用料（組合員各自が使用の場合）を徴收することは已むを得ないのである。然し乍ら、此等徴收することは決して多くを要するものでない、僅に組合員は之に出を補へば足るのである。此の點に於て各組合員は多くの便益を得る次第であるのである。

▲兼營組合の事業

兼營組合とは、信用販賣購買及生産組合の事業を二つ以上兼ね行ふ所の組合であるから、其の事業については今更繰り返して説明するを要せないのである。然し事業兼營の可否につきては數言を加ふるの必要がある。

農村などになると人物に限りがあるし、製糸業が單純であるから、通常信用組合を基礎組合として、購買とか販賣とかの事業を兼ねる方が、大に利益がある。之に反して、製造販賣組合、製造購買組合（殊に自己生産的）などになると、立派な一つの大工業であつて、信用組合其他のものと兼營するときは寧ろ混雜を來すの虞が多いのである。從つて此等の組合は專業的經營を爲すを以て適當とすることゝ思ふ。

▲産業組合聯合會は如何

産業組合は自然人が組合を組織し得ると同じく、又産業組合聯合會を組織することが出來る、其の事業も産業組合と同一である。其の組合聯合會は四種あり、信用組合聯合會、販賣組合聯合會、購買組合聯合會、及生産組合聯合會の四種である、其の事業は、又、此の事業を兼ね行ふことを得る點も亦産業組合と同樣である、從

つて其の事業の成否や、設立等につきては説明を要せないのである。上述の點と産業組合法を御一覽になると明である。

▲産業組合中央會は如何

中央會は産業組合の普及發達を圖り其の統一を期せむが爲めに設立された機關であつて、産業組合及勅令の規定に基づき各種の事業を營み又て、組合理事者の教育、組合事業の發達の爲めに盡力しつゝあるが、其の事業の概要を擧ぐると次の如きものである。

一、産業組合及産業組合聯合會の設立を奬勵斡旋すること。

二、組合及聯合會に關し指導を爲すこと。

三、組合及聯合會に關し表彰を行ふこと。

四、組合及聯合會相互の聯絡を圖り事業執行上の便宜を與ふること。

五、組合及聯合會に關する講習講話等を行ふこと。

六、組合及聯合會に關する調査を行ふこと。

七、會員の實況に應ずること。

八、會報を發行すること。

九、組合及聯合會に關する書籍を發行すること。

十、肥料其他理事に於て定めたる物を購買して之を會員たる組合又は聯合會に實却すること。

十一、生産品陳列所其他理事に於て定めたるものを備へ之を會員たる組合又は聯合會に使用せしむること。

中央會は其の事務所を東京神田區三崎町三ノ一に置き四十一府縣に支會を有し、郡市には郡會あり、其の目的を遂行しつゝあるのである。故に産業組合は中央會に加入するときは、各種の便益を受くべく中央會は之に因つて、其の能力を大にするを得て、我が國産業組合事業の發達の上に多大の效果を奏し得るは言を俟たざる所である。昨年七月十八日に聖上陛下より多額の御手許金と、御慰勵の御沙汰とを拜受したる所以亦此の點に存することゝ拜察するのである。

（大尾）

●佛國蠶業奬勵金（其四）

里昂工業の前途は我立法者が外國生絲に輸入稅を課することを許さゝるは既に著人の知る所なり。一八九二年一月十一日、一八九八年四月二日一九〇八年五月三十日及一九〇九年六月十一日の法律に依り奬勵金の制を設け引續き我養蚕製絲家の地位を滅茶にしたるは仏蘭西なり然るに奬勵金制度なるものは周到なる用意なく鉄を若くし組織の不完全なるときは大害あるものなり即ち奬勵金を受くる工業は一般に生産の方法を改良進歩することなく多くは國家より與へられたる人爲的生命を維持するに滿足するを常とす傳繭製絲も亦然るか如し蓋し製絲器械の發達殊に伊太利製絲家器械に比し優劣著なる狀態に在り居るにはなり

一九〇〇年三月の萬國經濟雜誌にて發表されたる報告書は佛國に於ける一、〇〇〇の絲繰中三、〇〇〇箇に一日の繰糸量二百五十一グラム一五以下なれども其餘は一日に三百五十グラムを以下の生産力あること為に公共の奬勵金制度の存せざる伊太利製絲家は大なる無心と同到なる注意と加以製絲器械の改良及蒸し煮氣孔絲茶及自動繰器等の使用に金國に替及したるかたの一部の繰糸量に一日三百五十グラムに下りしことなく故に伊太利製絲業の如く東洋蠶絲の盛ろへき寒事に依り大石撃なる家りつゝあれとも何は苦人に比すに依其の狀態に在り

（其下次號）

横濱市場

▲六月中の絲況　前月末に引き續いて横濱生絲市場は依然靜況を持續し、歐米向共、疎な注電を送り來らぬより日々人氣の衰れ行くこと夥しく、さりとて饒白の新繭頗はして光澤良き新絲も程なく市場に上らんとする今日此頃古絲を賣り漁る譚にも乗かぬ向きもあり、旁々未發表のコツ〳〵商内行はれざるにあらざるも、此處上旬の市場は全く氣の抜けたビールと云つた格合にて過ぎたるが、中旬に及んで更角米國筋の械、を電ぬるに反し、歐洲向には太絲の片付商内が弗々行はれた、而して新絲の初手合は四日に於て之を見たる信州上一格の新絲入之れなき爲め商談更に進まず、氣配何となく面白くなかつた、下旬の市場御靜況を設すると能はずして諒訪新絲の出て始まりたると共に、入荷の日を逐ふて增加するに乗じてか買人は敢て氣乗りを示さず、事毎に安唱へを爲しつゝ、遂に八百三十五圓にて初手合行はれたる上一格も月末には五圓安の三十圓にて、其取引を見るの有樣であつた、試に四十年以來の上一格に於ける初手合相場を示せば左の如くである。

年	次	初手合期日	初檢場
四一	五	六月二十四日	八三五圓
四四	四	六月十七日	八五五
四四	三	六月廿二日	八七〇
四四	二	六月廿二日	九二〇
四四	一	六月十八日	八八〇
四四	〇	六月十五日	一二八〇

▲價格の變　六月中の最高價は武藏笹木製絲細（古絲）の九百拾圓で最低價は信濃尾澤組太（古絲）の八百二十圓であるが、之を昨年同月の最高價和歌山公明細（新絲）の九百三十五圓及最低價の岩代共同三馬折返（古絲）の八百拾圓に比較すれば高値に於て二十五圓低値に於て十圓の差があるのである。

▲生絲の集散　六月中に於ける生絲集散の狀況は左表の如くである。

明治四十五年六月自一日至三十日生絲集散表

器械	座繰	撚返し	特殊	合計	持越	入荷	買了	地方横濱	横越
九、五〇七	一〇四			九、七三三	一、六一一	一、九一三	一二、八一三	一二、〇〇〇	一〇、七五九
二四	九八	一五〇	一					一九九	四八
一、六〇七	四〇			二、二〇〇	一、〇〇一	一二、七四九	六四	三三	九三
								一一	一一
								一、〇〇一	一〇、九一一

備考
一、表中單位個は九貫目を指す

二、持越とは客月より本月に持越したるものにして本月一日の調査絲綿とは本月より翌月に繰越すべきものにして先月末日の調査に係る

三、前月分の繰越と其數一致せざるは商議中のものあるに由る

四、賣了中米國に輸出せる者は六千六百七十二俵歐洲に輸出せるものは二千百六十一俵なり

之を昨年の同月に比するに入荷に於て一千五百三十八個、繭屑に於て三百三十七個を增し、手合に於て一千四百四十三個、賣了に於て二千五百○九個を減じたが六月中に於ける持越と入荷とを合したる二萬五千九百二十五個より賣了と繭屑とを合したる一萬五千○四個を引き去つた殘り一萬○九百十一個といふものは市場月末の在荷である、尙參考の爲に六月中に於ける日々の生絲集散の狀況を示せは左表の如くである。

明治四十五年六月自一日至三十日生絲集散日別表

座繰　同上△　器械　同中○　綿糸　同上×　折返し＋

月日	入荷	手合	賣了	引屬	輸出	地方屬	國名	社名	種別	最高價	摘要
一日	五〇七	三〇	三九五			七	未定				前日同樣捲やすしき商談なく絶て面白からざる成行なりし
二日					一、七〇五						日曜日
三日	六七四					九州	信州	下諏訪尾澤	生糸製組○	九〇〇〇	絲況依然變りなし
四日	二四六		七二四			九州	信州	飯田櫻井製絲倉□		八六〇〇	諸品博底と共に人氣漸次冷却し今は唯新絲の到來を待つのみなり
五日	二六〇	六九	五四六	九	一、〇三七	四国	信濃	三河東上登社館□		九〇三〇	見切片付面内弗々出來する位一般に氣乘薄くして面白からざりし
六日	三一六		七六六			四国	信濃	美濃森西田製絲館○○		八六三五	各館打續ふて沈靜となり人氣緩いて不振なり
七日	一五六	五二〇	四八六	九		九州	下總	飯野小井島製絲館△		八九〇〇	依然氣乘らず捲やすしと商談なし
八日	一七六		一五四			一〇五	同上	本水製絲社○○		八九〇〇	沈靜にして氣緩いて不味なり
九日						七七	武蔵				日曜日
十日	七〇九		五四二	一八		二一六	相模	公明社		八九五	休日前同樣捲やすしき商談なく絶て面白からざる成行なりし
十一日	一六〇	四〇五	四〇五			六	信濃	小諸日製組□		八九五	人氣一般に落付き始り更に染たる商談なく面白からざる足取なり
十二日	三七三	六七二	六七二		四七六	六	岩代三河	山丸製絲館△		八七七七 八七七	前報同樣
十三日	二九五		二六四			五四	未定				海外市況の不振なる爲め依然として沈靜不味の市況なり
十四日	三五七	新絲初手合五四	五五五			一一	同				新絲の初手合出來せしも今日の處見本商に過ぎず一般に買氣そゝる風情にて一向に染ふたる商談行わず
十五日	二三七		二六二			一四七	同				依然商談なく市況沈靜なり
十六日											日曜日
十七日	五三五	五四	六七			一五七	未定				僅に一部日の手合出來せしのみにて目に增し面白からざる成行なりし
十八日	七六五	八四	六二二			一五一	信濃	上野小諸十組新□□		八五五 八四五	見本口として一二商内行はるゝに過ず依然買氣薄の成行なりし
十九日	四六五	二六三	四一二			四九	未定				前日同樣緩慢なく相場ヤ〻〻安の風情なりし
二十日	七七二	一七一	六二六	一四七		八二	信濃	伊豆小野伊豆社館新同○		八九〇 八四五	多少とも商談なきにあらざるも柔く相場低く人氣緩る不振なり
廿一日	五三一	一八九	五三四			五一	信濃	三河松本美濃片倉館新□○		八九〇 八四五	相場は依ふじて保合へるもの兎角商白からざる成行なりし
廿二日	六一七		四三五		二〇七六	三九	未定				依然捲やすしからざる市況にて錄々商談なく氣配一段鈍し
廿三日											日曜日
廿四日	一、五八八	三七一	三八六			一一	同			八八〇 八五五	諏訪方面新糸出來に玉繭は共に厳密向へ合致たれど相場は著にしからず氣配弱保多少補充角入氣重たりき
廿五日	九三九	三六	五二八			一四七	同			八九五 八四五	從から千兩角入氣重たりき

| | | |

問　答

毎百斤價銀百八拾七兩五錢　日本篤學機算七三半　金貳百五拾五圓
七月五日
電送酒禮綿紬洋行買入　金洋銀壱　八圓五拾錢　壱千斤
毎百斤價銀百五拾七兩半　日本篤學機算七三半　金貳百拾四圓錢
印度商祥利洋行買入　金壱錢五厘　八圓五拾錢　千斤
毎百斤價銀百五十七兩半　日本篤學機算七三半　金貳百拾四圓錢
又　同　買　入　銀錢矢經　貳千斤
毎百斤價銀百廿七兩半　日本篤學機算七三半　金百六拾參圓錢
毎百斤價銀貳百廿七兩半　日本篤學機算七三半　千斤
毎百斤價銀貳百九拾八兩七錢半　日本篤學機算七三半　金四百〇六圓錢
又　同　買　入　藍縞縞牌　濃藍絲　日本篤學機算七三半　壱千斤
毎百斤價銀貳百八拾八兩八分半　日本篤學機算七三半　金四百〇六圓錢
英商公安洋行買入　SBC牌貳錢丙陽賀絲　貳千五百斤
毎百斤價銀參百四拾貳兩半　日本篤學機算七三半　金四百六拾五圓錢
又　同　買　入　ST牌二錢　丙屋賀絲　壱千五百斤
毎百斤價銀三百四拾貳兩半　日本篤學機算七三半　金四百六拾五圓錢
英商集昌洋行買入公認鄙司牌　七里大徑　貳千斤
毎百斤價銀四百七拾七兩半　日本篤學機算七三半　金六百四拾九圓錢

備考　陳は新絲に對する舊絲の意なり

大徑若くは徑は內地屋筵製絲にて組絲の意なり其は一般の大器械製絲のそれと同樣たり普通內地に於て使用する枠より大なるもの多し草に之れを絲と呼ぶ

灰徑とは野蠶絲の組絲の意味なり

七里絲は繭度十八、廿二、廿四、廿七、內外のもの最も多し

今迄內器械製絲產新舊絲の商談甚だ少し而況概して沈靜なり

◉蠶絲業法及同法施行規則に就き質問

受被縣　加藤政一
特別會員

（一）別に有する蠶兒飼育場所に於て收繭したる場合は、同所に於て收繭檢査を受くべきものなるや。

又許可を受けずして收繭檢査及同則に於て產卵場所（蠶種製造場所）へ運搬するは、罰出にあらずと認め得るや（規則第三十七條參照）

（二）規則第三九條による掛合蠶絲とは如何なるものなるや。

飼育場又は蠶種の製造者な異にするものにして、化性名稱な同ふずるものたる場合は掛合蠶絲と云ふ意味なるや。

（三）法第四十四條但し書によるときは相當の注意をなしたるときは、蠶絲業者は其處罰を免るものと如し、此場合は代理人其他の從業者に於て處罰せらるるものなるや、又は過罰になきものなるや。

（四）蠶種製造の管理者に過ぎず產卵を終る迄の管理するものとに承知するも、如何なる程度迄為すべきものなるや、其處罰を具體的に說明を願ふ。

（五）右管理者に官公吏及同義員組合役卵が兼務すること出來得るや、又蠶種製造場は官公吏が營み得るや否や。

答

學藝委員　土屋泰
農學士　芳賀權四郎

（一）飼育場所に於て受くべきものなり、罰出と認むべきものなり。

（二）地方長官に掛合蠶種を許可し得る範圍は、化性又は名稱の異なる蠶帙を交

換する場合に限る。

（三）從業者處罰せらるべし（但蠶絲業者たる資格を喪失せざる場合に限る）

（四）掛立より產卵を終る迄のみなり。

（五）蠶絲業法より見るときは地方長官が專實蠶種製造の事務を管理し得らるべきものと認められるゝときは免許せらるべし、又官公吏し蠶種製造者と爲ることを得、但し官公吏の服務規律等を除外して答へたるものなり。

◉蠶兒殼に黃石灰に就き質問

兵庫縣
通常會員　增田廣三郎

一、各齡蠶兒休眠に際し、食桑止みたるときより頭部の上に濃色なる三角形の判然現ほるゝ迄の時間。

二、各齡蠶兒食桑止みたるときより脫皮する迄の時間。

三、その石灰の代用として假製石灰を使用することを得ざるや、使用し得るとすれば用法如何種にて宜敷や、黃石灰と假製石灰とは如何に違ふや。

答

學藝委員　土屋泰

（一）及（二）溫度の高低、蠶兒の長幼、蠶兒健康狀態の如何並に其種類の性質等に由りて一樣ならざるは勿論なれども、氣溫な七十度とし、本邦在來種にして特殊の事情ならざるものとせば概ね左の如くなるべし

（一）の場合　（二）の場合

一眠　約三時間　約四時間　（一）の場合　（二）の場合

三眠　約四時間　約五時間　四眠　約五時間　約四十時間

（三）黃石灰は寄性石灰のことなるも、通て假製石灰なるものあるを知らず

右寄性石灰は如何なる目的に使つて何物に使用せむとするものにや、若し蠶沙溫潤の際乾燥劑として使用せむとするならば普通の生石灰に適當量散水して粉末狀（即ち寄性石灰）に消石灰となし此粉末を蠶座に撒布すし、二、今申なれば其坪に約三〇匁內外四五分の割合を以て撒布すれば、約七一貫食餌に乾燥を促進するの効あり、但し寄性石灰は製造後久しく空氣中に放置するときは所為風化石灰に變すべし如此きものは無効なり、故に寄性石灰は使用せざるを可とす。

（三）從業者處罰せらるべし（但蠶絲業者たる資格を喪失せざる場合に限る）

（四）掛立より產卵を終る迄のみなりす。

（五）蠶絲業法より見るときは地方長官が專實蠶種製造の事務を管理し得らるべきものと認められるゝときは免許せらるべし、又官公吏し蠶種製造者と爲ることを得、但し官公吏の服務規律等を除外して答へたるものなり。

◉蠶兒殼に黃石灰に就き質問

兵庫縣
通常會員　增田廣三郎

一、各齡蠶兒休眠に際し、食桑止みたるときより頭部の上に濃色なる三角形の判然現ほるゝ迄の時間。

二、各齡蠶兒食桑止みたるときより脫皮する迄の時間。

三、その石灰の代用として假製石灰を使用することを得ざるや、使用し得るとすれば用法如何種にて宜敷や、黃石灰と假製石灰とは如何に違ふや。

答

學藝委員　土屋泰

（一）及（二）溫度の高低、蠶兒の長幼、蠶兒健康狀態の如何並に其種類の性質等に由りて一樣ならざるは勿論なれども、氣溫な七十度とし、本邦在來種にして特殊の事情ならざるものとせば概ね左の如くなるべし

（一）の場合　（二）の場合

一眠　約三時間　約四時間　（一）の場合　（二）の場合

三眠　約四時間　約五時間　四眠　約五時間　約四十時間

（三）黃石灰は寄性石灰のことなるも、通て假製石灰なるものあるを知らず

右寄性石灰は如何なる目的に使つて何物に使用せむとするものにや、若し蠶沙溫潤の際乾燥劑として使用せむとするならば普通の生石灰に適當量散水して粉末狀（即ち寄性石灰）に消石灰となし此粉末を蠶座に撒布すし、二、今申なれば其坪に約三〇匁內外四五分の割合を以て撒布すれば、約七一貫食餌に乾燥を促進するの効あり、但し寄性石灰は製造後久しく空氣中に放置するときは所為風化石灰に變すべし如此きものは無効なり、故に寄性石灰は使用せざるを可とす。

◉生種に就き質問

山梨縣
通常會員　興石良太郎

二化性生種を產卵後四五日目休眠期に風穴に貯藏したるものは、八月下旬自然孵化後に於て產卵出穴後發生迄凡何日を要するものですか。

但し風穴に同樣出穴する蠶種十一日內外なり以て發生するのでありとす。

學藝委員　土屋泰

二化性不越年蠶種產卵後四五日目に四十度內外なる風穴に貯藏し、三週日以內に出穴すれば孵後五六日で發生するであらう、但し當時の平均氣溫八十度內外としての經過である。

◉孵及玉繭に就き質問

島根縣
通常會員　山莊生

（一）絲も輕便にして經濟的である孵及其製繭器を伺ひたい。

（二）玉繭で製絲と眞綿との得失は如何、及玉絲の顯部を輕減する法ありませんか。

（三）上繭に對する玉繭の中下繭乾燥法は同一でも宜しいか。

（四）玉繭玉絲用の適當な指發地。

答

學藝委員　土屋泰

（一）製作便存其他一般より觀察して輕便にして實用に適する孵に指導薦なるべし。

（二）品質信眞なる玉繭は玉絲とならず有利ならん、而して玉絲は特別なる座繰器を玉絲製造に依り繭絲は組作な減少することを得べし。

（三）玉繭は上繭よりも乾燥困難なり、中下繭は上繭より乾燥早し。

（四）玉絲製絲は全知器物總出從在が最も盛なり、故に玉繭の指發は同地方を多しとす、又玉絲は來繭に輸出せらるるものあり、或は組織の絲絲として指發せらるるの節機織織等の材料として內地に於て使用せらるれども、玉絲の指發地として指定すべき程の地なし、屑物は重に組織絲の材料として內地に於て指發せられ、又朝鮮へ輸出せらるる其數量は約半千貫ならん。

會務錄事

◉支會職員の囑託

本會の支會職員中轉任、出産等の動ありたるに鑑み支會長は會頭の指揮に依り慣例に依下より、其他は支會長の推薦に依り本會會頭より夫々左の通囑託せられたり。

山口支會長　馬渕良太郎
山形支會長　小田切太郎　　委員部長　南雲鶴小倉信光
北村山　宮本五郎　　委員部長　那須登　諏之助　谷内藤雅樹
下野支會　委員部長　桑名川島　駒吉　長野小森安太郎
三重支會　委員部長　桑名川島　駒吉　長野小森安太郎
三重今村　貞橋　鈴鹿甘納巻吉　飯南川田　渡通
多気西　大淀郡　度會北野孝一　阿山濱田　盛義
名賀　須田松太郎　志摩大山元吏
愛知支會　委員部長　豊島高橋小平郎
佐賀支會　委員部長　三養基　佐藤七太郎　竹島　木村論次郎
藤津弓　制鑑
商職員　高橋守雄
島根支會　商職員　毛呂正容　大須賀藤勝

◉特別會員の推擧

左記の人々は本會々務に貢獻せられたるを以て本會功勞者及篤志者待遇内規に據り本會特別會員に推擧せられたりき

愛媛縣　球川渡郎　岡本次郎九郎　植田延太郎　小川筧三郎
木上仮蔵　村上惣蔵　松尾傳吉　青木喜市
高知縣　仲静雄　乾光輝　中平惟夫　朝日製糸株式會社
博多製絲場　稲田傳一　小野鳴治　田代裂裝店
佐賀縣　福田庚次郎
太田寛市　關誠一

蠶桑雜觀

▲東京蠶業講習所卒業式　七月十日午前十時三十分牧野農商務大臣、押川同次官上岡農務局長、本會副會頭古川男爵、其他朝野の來賓一同着席、本多所長より養蠶科本科生（男生）十八名同（女生）十名同科三十六名に卒業證書を授與せり、次に優等卒業生（吉川副會頭代讀）農商務大臣の告辭、武藤代議士の祝詞より、卒業生總代布谷芳太郎氏、同女生總代波邊せつ子答辭を朗讀し、全く式を了れり、卒業生及優等生氏名、令旨、式辭及告辭、祝詞並に答辭は左の如し。

養蠶科本科生（二十名）

富山縣　布谷芳太郎　　山形縣　工藤吉次
長野縣　神津昌一郎　　山形縣　長南多郎笛
茨城縣　寺門議篤　　秋田縣　伊藤寛
富山縣　旗智秀之　　三重縣　小田實造
群馬縣　後閑祐次　　山梨縣　萩原平内
福島縣　安西益太　　宮崎縣　永友ケタエ
茨城縣　木橋六三　　山形縣　武田七郎
福島縣　中村綏之糸　　山形縣　榊一郎
茨城縣　久保田津　　静岡縣　園乃嘉一
静岡縣　藤津　　山形縣　鹿生貞三

優等

富山縣　布谷芳太郎　　山形縣　工藤吉次
長野縣　神津昌一郎　　山形縣　長南多郎笛
茨城縣　寺門議篤　　秋田縣　伊藤寛
富山縣　旗智秀之　　三重縣　小田實造
群馬縣　後閑祐次　　山梨縣　萩原平内
福島縣　安西益太　　宮崎縣　永友ケタエ
和歌山縣　土井タネ　　山形縣　武田七郎
福島縣　小野イネ　　山形縣　榊一郎
青森縣　長内まつ　　鹿兒島縣　園田カナ

令旨

東京蠶業講習所本日卒業式ヲ擧ク惟フニ本邦蠶絲業ノ現狀ハ人材ヲ要スルコト頗ル切ナリ此秋ニ當リ諸子本所ニ在リテ螢雪ノ功ヲ積ミ茲ニ卒業ノ榮譽ヲ擔フ貞愛ノ深ク欣ノ所ナリ諸子今ヤ出テ實務ニ從ハントス須ラク護厥身ヲ持シ鳴精華ニ從ヒ克ク範ヲ示シテ違フコトナキヲ期スヘシ

明治四十五年七月十日

大日本蠶絲會總裁大勳位功二級　貞親愛玉

所長式辭

閣下並に諸賢本日は遠路の處特に暑氣共だしきに係はらず斯く多數の御來臨を忝ふしたるは卒業生は勿論本所の光榮とするところであります今日卒業證書を授與したる者は蠶業科本科二十名製絲科本科男生十八名同女生十名製絲科別科三十八名計四十四名それに実習學生として蠶業講習生を授與するもの一名を加へまして合計八十四名それに実習學生として蠶業講習生を授與するもの一名を加へまして合計八十五名であります昨年度本所に於て卒業生を出しましたるは無計二千七百二十七名之れに本日の卒業生を加へますれば二千八百十二名であります而して此卒業生は本所の創立以來の最も多数であります而して此卒業生は本所の創立以來の最も多数であります而して此卒業生は本所の創立以來の最も多数であります而して此卒業生は本所の創立以來の最も多数であります而して今日に至つたのであります之れ畢竟するに本邦蠶絲業の進歩發達に伴ひたる次第であります如本所開設當時明治二十年に開始致しました蠶業時機殺子病發生の頃に當る人物が愛に居られまして歐洲に於て流行した微粒子病の研究したる故桑木邦にも此病氣がある事を發見し爾來研究を重ねて檢査規格を制定したるに依りそれに應ずるためであります且ましたる其の後蠶業の進歩發達に伴ひ蠶業一般の教育方施

養蠶科本科留學生（一名）

支那　劉崇鈺

製絲科本科　男生（十八名）

優等

山形縣　深瀬權蔵　　埼玉縣　青木市左衛門
東京府　三谷安太郎　　福島縣　吉野文蔵
岐阜縣　小足豫　　鹿兒島縣　木脇祐一
兵庫縣　古井浸平　　茨城縣　櫻井博
東京府　齋藤知新三　　宮城縣　三浦宗三郎
愛知縣　桑田可夫　　愛知縣　前田利一
千葉縣　賀一高次　　高知縣　西澤一
宮城縣　佐藤惣勇　　大分縣　狭間貞
栃木縣　福田岩三郎　　三重縣　竹内義三郎

製絲科本科女生（一名）

優等

島取縣　渡邊せつ　　群馬縣　白石もと
奈良縣　福田ウメ　　大分縣　林田エイ
栃木縣　沼尾光子　　静岡縣　植松しず
和歌山縣　中西橋枝　　長野縣　根田越路
和歌山縣　大江まき　　福島縣　金目ミヨ

製絲科別科生（三十六名）

熊本縣　宮崎美衛　　岩手縣　柴生澤タカ
埼玉縣　土屋さく　　愛媛縣　西村シゲ
群馬縣　中野つね　　兵庫縣　長島ひで
岩手縣　佐藤セサ　　群馬縣　長島ひで
熊本縣　牧こいと　　長野縣　梶野なわ
愛知縣　鹿田てつ　　熊本縣　宮崎ミヨカ
高知縣　坂本美登理　　熊本縣　立山スエヲ
福島縣　中島幸水　　福島縣　古川ナヲ
岩手縣　阿部たかね　　高知縣　中島幸水
群馬縣　堀田さだ　　岩手縣　阿部たかね
山形縣　原田キクエ　　群馬縣　堀田さだ
栃木縣　荒川ミセ　　山形縣　原田キクエ
大分縣　長野サヨ　　栃木縣　荒川ミセ
岩手縣　吉島かね　　長野縣　吉島かね
福島縣　山口コマ　　山形縣　齋藤てう
島根縣　千葉勝代　　福島縣　桑野トメ
島根縣　森鉱シゲ　　宮崎縣　永友ケタエ
熊本縣　松水ケタエ　　和歌山縣　土井タネ
福島縣　小野イネ　　島根縣　木村マサヲ
青森縣　長内まつ　　鹿兒島縣　園田カナ
福島縣　中村綏之糸　　茨城縣　木橋六三
茨城縣　久保田津　　静岡縣　園乃嘉一
静岡縣　藤津　　山形縣　鹿生貞三
山形縣　齋藤勝一郎　　茨城縣　中野秀雄

し其の卒業生は或は組織教師或は學校教師或は地方の行政事務に或は蠶業の改良指導者或は蠶業者の指導者或は蠶業者の指導者等の資格を有する標教育を施し其他各種の施設等各方面の事業に從事して蠶業の發達に貢献する所大なり

今や我國運の進展は國力の充實と俱にすること其在切なり而して蠶絲業の發展に關富なる増進を期するに至つた次第は前述の如くなるが故に此の秋に際し諸子は從來の勉学に校門を出て人實務に就かむとする諸子の任務も亦重且つ大なりと云ふべし今諸子の如く將に社會の一員たる機縁を得たるに當り諸子は從來の勉学に倍加して決して軍調なるものにあらず寧ろ自己の生涯を賭して本所の使命を全うせむとする諸子の覚悟を以て奮起し以て本所の榮誉を発揚せんことを期待して止まざるなり

明治四十五年七月十日

答辞

代議士　武藤金吉

謹に本日から一我東京蠶業講習所卒業諸君の授與式に臨席せらるるに當り伏見宮殿下御代理なる今井分隊長閣下並に御列席貴賓の貴臨を辱ふし感激の誠を盡す所以は實に所長閣下の御推薦に由らずんばあらず今や經國の雄圖民の健意念にして隆界の前途亦多事なり此の秋に際し生等將に校門を出て實務に就かむとす自今以後皆つて今日の事教を謹んで調査に從ひ誠を盡し勞力せむことを期すと然れ共生等素より非才鈍く且つ無能なる社會に處せんこと誠に容易ならず恩師各位の御教に來賓諸賢等くに一層の指導誘掖を賜はらんことを謹んで謝百を述べて答辞とす

明治四十五年七月十日

卒業男子生徒代

答辞

寄令芳太郎

紫陽花の時候にかはるふみ月の今日貴き貴族の御來臨を恭ふしと感かなる開襟のもとに我等は夢あるあかしと云ふ題はる事とはなりぬ」まつ民くも眼下に眺しに際し生等は御台所の方の厚き御恩しに頂りの後等の光榮これにまさるものはなしあられ我蠶絲の榮に古へより九重の雲深き宮殿にて御手づからしのせられた玉篋に懸の給ふと流れ水仕り仕した

に當業者なして協力所知らしめ又幾千の子弟は皆く朝野にありて斯業の發達に貢献する所大なり

今や我國運の進展は國力の充實と俱にすること其在切なり而して蠶絲業の發展に關富なる増進を期するに至つた次第は前述の如くなるが故に此の秋に際し諸子は從來の勉学に倍加して人實務に就かむとする諸子の覚悟も亦重且つ大なりと云ふべし今諸子の如く將に社會の一員たる機縁を得たるに當り

當選者住所

香川縣　山田民夫
三重縣　加藤盤生
静岡縣　高木昌吉
佐賀縣　大柳欽一
神奈川縣　大村與三
愛知縣　細田喜次郎
岐阜縣　河村彌一
愛知縣　加藤政次
島根縣　植本孫助
愛知縣　高木軍次郎
大分縣　後藤萬平
岡山縣　植田與正

三重縣　福村富三
愛媛縣　平原美利
宮崎縣　今泉精一
愛知縣　加藤政次
福島縣　柳本勇
京都府　森義治
島根縣　後藤和田
愛媛縣　佐海宮蔵
千葉縣　所清市
熊本縣　古閑辰喜
愛知縣　伊藤保
埼玉縣　瀧澤義作
富山縣　萩原孝守
愛知縣　小林憲一
静岡縣　八木千代先
高知縣　山本豐治
岐阜縣　潮川柳一
静岡縣　江間眞治
埼玉縣　中尾
愛知縣　川上基厳
静岡縣　稲田耕太郎
奈良縣　脊田乙一
兵庫縣　岩崎傳市
福井縣　見深太郎
千葉縣　岡邦太郎
新潟縣　菅原喜
岩手縣　原謙式

文藝

懸賞募集　俳句

花の本花翁宗匠選

秀逸

本科（女生）

神奈川縣　小島櫻子
熊本縣　田中良
山形縣　吉山芳子
廣島縣　池本コナミ
廣島縣　赤木スガヨ
長崎縣　江上テル
廣島縣　渡尾コチヨ
福島縣　林ヨリ
長野縣　河野ふい子
福岡縣　矢野美喜代
福島縣　横水ウノ

以上二十三名

別科

島根縣　吉本定義
熊本縣　佐藤耕國

以上二十五名

新潟縣　神保武男
岡山縣　藤木武雄

廣島縣　山口芳八
愛媛縣　清治
三重縣　好慈江
宮崎縣　平原美利
愛知縣　加藤政次
福島縣　柳本勇
愛媛縣　佐海宮蔵
京都府　森義治
島根縣　後藤和田
愛媛縣　佐海宮蔵
千葉縣　所清市
熊本縣　古閑辰喜
埼玉縣　瀧澤義作
富山縣　萩原孝守
愛知縣　小林憲一
静岡縣　八木千代先
高知縣　山本豐治
岐阜縣　潮川柳一
静岡縣　江間眞治
埼玉縣　中尾
愛知縣　川上基厳
静岡縣　稲田耕太郎
奈良縣　脊田乙一
兵庫縣　岩崎傳市
福井縣　見深太郎
千葉縣　岡邦太郎
新潟縣　菅原喜
岩手縣　原謙式

京都府　足立貫太郎

以上五十七名

文藝

俳句

花の本花翁宗匠選

秀逸

人　天
文月や涼しき風も日の匂ひ　武藏　一貫
地　追加
待し程見る間のほしき花火哉　豐後　青柳
温き妻の情や冷し酒　阿波　狂翁
鈴や一聲洩す朝月夜　遷者　花翁

懸賞募集 狂句

金坊子選

▲秀　逸

[illegible]

▲人　賞

工女とは見えぬ休暇の化粧振り　仙臺　岡田糸愛

▲地　賞

天狗城落して蠶討死し　埼玉　田中瑞穂

▲天　賞

乳母が家蠶を怖がる京訛り　愛知　岩田玉光

▲選者吟

蠶貰つて唇寒く思ひけり　金坊子

懸賞募集 俚謠

高橋鬼川選

▲秀　逸

蠶顔可愛やや十六島田、蠶つぶれて夢うつつ　岐阜　東風

二つ蠶にて二人の羽織、機つて出雲へ嫁ぎり　信濃　如月

蠶闘士手力女、勝ん逸へ、去年の蠶蠶今日笑ふ　河波　瑛月

蠶貰ふ女に、力が恋る、好いた同志で闘ふ蠶　京都　春氣

月出たので桑結やめし、孫の十五で蠶ふ蠶　丹波　巴月

一夢工女となつた知らせ、今や古い蠶へ嫁ぐ頃　城崎　南翠

蠶御ぶつなら養蠶ぶり、蠶の用役役　磐城　安蠶

本ぶ「結」と、輝く蠶、今は語ふ蠶語ふ役語ふ役　長野　蠶校

風ふ蠶ぶ、やしゃ風ふ、蠶仕上げて蠶窓　丹波　月雫

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、口揃ふ、蠶蠶蠶の蠶ぶすき　愛知　今有

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　岐阜　彩花

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　岐阜　溪水

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　愛知　愛

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　仙臺　同人

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　福知山　鬼優人

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　岐阜　松峰

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　仙臺　及川

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　福知山　鬼優人

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　甲府　花陽塔

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　相模　花鳥

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　岐阜　東風

蠶ぶ蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ、蠶ぶ　愛知　楓峰

▲五　彩

夏蠶向ふ夜の月さへ冷へて、唄も流るゝ天の川　福知山　鬼優人

懸賞募集 小品文

高橋鬼川選

▲秀　逸

◎社任の途上より　丹波　大機不鳴樓

小生等二百人、[illegible]

◎青梅　鬼川

[illegible]

▲人　賞

雨を怨んだ蠶も上蔟て　岐阜　松峰

月に啼らした胸の鶯　長崎　菊童

▲地　賞

思ふ心がつい唄に出て　仙臺　絲友

▲天　賞

それと知られた蠶時　福知山　鬼優人

人に浮氣と見らるゝ辛さ　仙臺　岡田美津子

苦勞包んだ夜桑摘み　仙臺　及川一

▲選者吟

思ひ惱んで蔭かく手許　鬼川

◎平和　和歌山　田中天外

[illegible]

◎人　賞

◎靜な天地　岐阜　大島彩花

[illegible]

▲地　賞

◎蠶の功績　山口　青風

[illegible]

▲天　賞

◎雨あがり　丹波　田淵丘人

[illegible]

雜囊

▲大浦前農相のサーベル式

前農商務大臣大浦兼武君は管て蠶絲業委員會に臨む、我蠶界に於ける大問題のことゝて異論百々なるや、君起ちて曰に曰く生務大臣の說明を尽くしたるや、君起ちて曰に曰はれたれども、曾て問題の悉く意表に出て、所謂く立て生の委なりけり、各委員政府には之を斷行するの自信がないであらうと迫る、するに及び、君漸く口を噤き握拳に在る間は必ず道りまず道りに之を上下して、ナニ本官が此椅子に在る間は必ず道りまず道りまず道りは兎て角ではまず、流石の委員等も引き遂度のドコ迄もサーベル式なるに當付けられ大浦はイザとゝいふと直ぐアノ手を出すからね！。

▲横田技師の醫療不良

原蠶種製造所技師横田長太郎君先年フト病に罹りて顔色蒼然肉落ち頬痩せ宛然鶴の如しといふ程にはあらざれども、身の痩せを苦にして絕はず指環抜と日に〳〵手足の痩せ行くを氣にして某醫の診察を受く、之は正に栄養不良ですとの診斷に君曰く「ハテ栄養ッテナニ」と問へば、栄養ッテ良ちやと、吾輩貧乏こそして居れ朝夕働に上するものは、魚肉にあらずんば鳥肉、鳥肉にあらずんば獸肉、牛肉、豚肉、馬肉、犬肉さては猫や鼠子に至る迄苟も肉として名のつくものは必ら ず召上る吾輩に栄養不良とは何ぞ曰く「ハテ」の事を言ふなら教師生と施高になつて霞りたり、栄養ッテナニ肉々しく肉々しくなれば良いですせう、何程肉を深山嗜べたからとて消化せなければ矢張栄養不良になりますよと言はれて君、ソーカねーヂヤ君肉をソー遣つても駄目かねーフーンソーかねー。

▲八田達也翁泣く

東宮殿下今春山梨縣に行啓あらせられ、甲府市に到し鍬を駐めさせ給ふや、特に八田達也翁を召して多年殖蠶の功績を嘉し給ふ、翁感激措く處を知らず、一死以て台恩に酬いん奉らんのみと、熱涙双頰に滂沱たるものありしとは聞くだに床しし。

▲望月技師排斥せらる

廣島縣技師望月鳴馬君客秋同縣蠶同窓會の排斥を受く、而かも君顧みて一點疚しきことなし、風吹かば吹け、雨降らば降れと、泰然自若たり、野心家遂に策の施すべきなく、君きに反對せる者、自己の不德に出づと誇し、敢て反對者の非を責めず笑つて之を容る、聞く者君の雅量に服し、四圍の誤解釋然として解く。

蠶海涓滴

△朝鮮各地　に道評會開催の全開あり新業奬勵の方便としては亟極可なりも單に勧奬り驅すで終るべき如き無出せん當局者體と監督せよ。

△某一小蠶　業雜誌著書料々者官料として從來にもき誤論論を唱ふ是で蠶業者の智識を啓發するを得ば寧ろ新聞雜誌に無用なりと度肉屋より過信し來る。

△ナーベル程　特別の商習慣なれて商業上重大なる意義を有するが故に蠶官料で者商料を驅すり可らずとは絶体不可思議多矢鱈に聞くこと出來ぬ說說出。

△一轉大日　本蠶業會が諮問中紛糾出せざるやの感あり冥季の消息大に必要なる発行すと論に乗りて記者の胸中紛糾出せざるやの感あり冥季の消息大に必要。

△絲價不振　の原因生産過多也との議論不當世界一般的不況の影響也で大論曾與不當高絲が見かしたる蠶業家の發可味發明界新の機運々に迫る。

△蠶業講習　所の現狀に去りたる來國エーナット博士日本人に遠に好戰國民たるを免れず之と評ず何が故に斯る惡評を下したるか說明祭に恐れ入り魚。

△米價一石　三十圓に暴騰して都鄙一般の不景氣想像外なり若夫此來價水概せば恐ろ可き現象生せん解向あり蠶人關家の爲に之を憂ふ。

△甲府市の　用水旱魃の爲諸水を各製絲工場廠々休業すと今や新絲繰製の製蠶中間態の狀態可し早く養蚕の道を講じ繰車の不便なからしめこ。

△パックフ　ルナ汽船會社蠶糸關行生絲運賃百斤六発のもの高騰刺々に引上同。

△京畿道果　川慶南道果里ゆ島ると東南約二十町渡江の南岸に工費約五萬圓を投じて蠶種製造所を建設す大に良案目的にて益出の現狀及奬勵蠶業の試驗を爲さしめたるに何れも良成績良好然れども蠶業奬勵の誠意に出づる者幾何多くは是虚飾欺中誤言の穴探しに出掛る者ありとの報あれどもマサカに。

△近年唐縣　如事の蠶內蠶況桑水流行然れども蠶業奬勵の誠意に出づる者幾何多くは是虚飾欺中誤言の穴探しに出掛る者ありとの報あれどもマサカに。

蠶界小誌

自六月二十六日
至七月二十日

六月二十六日　信州小諸蠶絲會社本日新委員成●上田蠶絲試驗場第一年生二期殺蛹乾燥作業開始●宮城縣蠶種製造所桑園新植當山純水館に向け夫々出發●愛媛縣新蠶桑川村産業組合蠶絲試驗場開會●秋田縣知事矢人院內銀行町十七日信州小諸蠶絲會社本日新委員成●秋田縣知事矢人院內銀行町十七日信州小諸蠶絲會社本日新委員成●秋田縣知事矢人院內銀

六月二十八日　長野縣蠶種製造組合總會開會議員開會

六月二十九日　愛知縣碧海郡蠶種同業組合通常總會開會●ヤーナット博士天人令嬢及ヤーナット秘書官同伴西京原蠶試驗場見學●千葉縣蠶種同業組合總會堂に於て秋蠶試驗報告を聞く●佐賀市地方に旋風雷鳴降雹あり被害甚大東南北三里餘作物損害甚大●山梨縣中巨摩郡養蠶組合總會開會●蠶種製造所設置會から開く●群馬縣地方種蠶事實會本日終了●長野縣蠶種同業組合種蠶繭集會開會堅三十日無代配布の原蠶種を選定す●新潟縣蠶業學校卒業式挙行●秋田縣知事矢人院內銀

六月三日　信州蚕糸學校の配布蠶種申込期限本日限りとなる●長崎縣教蠶郡島倉本日乾繭の請負人行ふ●上田蠶絲試驗場五月學校養蠶第二年生後藤郡の天井蠶及愛知郡岡崎東京郡長編島各府縣蠶絲試驗場の巡に上る●山梨縣南都留郡の蠶者は雹被害面積二百二十七町歩●群馬縣地方蠶業實會堂是迄東間き優良種決定●熊本縣玉名郡蠶種製造組合村長組合村長組合總會の開き●宮城縣碧海郡に於て蠶種製造所設置の件●長野縣第三回蠶業實會本日午後一時より飯島會場に開會●群馬縣桐生郡蠶種同業組合に降雹小豆雹等の被害なり●山梨縣蠶業取締所は本日より蠶種種紙繭の受付を爲せり●新潟縣蠶業學校

七月一日　兵庫縣蠶業會員共産業試驗場に於て蠶種製造所設置の件●愛知縣碧海郡蠶種同業組合總會堂に於て蠶種製造所設置の件●長崎縣教蠶郡島倉本日乾繭の請負人行ふ●上田蠶絲試驗場五月學校養蠶第二年生後藤郡の天井蠶及愛知郡岡崎東京郡長編島各府縣蠶絲試驗場の巡に上る●山梨縣南都留郡の蠶者は雹被害面積二百二十七町歩●群馬縣地方蠶業實會堂是迄東間き優良種決定●熊本縣玉名郡蠶種製造組合村長組合村長組合總會の開き●宮城縣碧海郡に於て蠶種製造所設置の件●長野縣第三回蠶業實會本日午後一時より飯島會場に開會●群馬縣桐生郡蠶種同業組合に降雹小豆雹等の被害なり●山梨縣蠶業取締所は本日より蠶種種紙繭の受付を爲せり●新潟縣蠶業學校

七月二日　蠶種製造所設置の件●愛知縣碧海郡蠶種同業組合總會堂に於て蠶種製造所設置の件●長崎縣教蠶郡島倉本日乾繭の請負人行ふ●上田蠶絲試驗場五月學校養蠶第二年生後藤郡の天井蠶及愛知郡岡崎東京郡長編島各府縣蠶絲試驗場の巡に上る●山梨縣南都留郡の蠶者は雹被害面積二百二十七町歩●群馬縣地方蠶業實會堂是迄東間き優良種決定●熊本縣玉名郡蠶種製造組合村長組合村長組合總會の開き●宮城縣碧海郡に於て蠶種製造所設置の件●長野縣第三回蠶業實會本日午後一時より飯島會場に開會●群馬縣桐生郡蠶種同業組合に降雹小豆雹等の被害なり●山梨縣蠶業取締所は本日より蠶種種紙繭の受付を爲せり●新潟縣蠶業學校

七月三日　兵庫縣蠶業會員共産業試驗場に於て蠶種製造所設置の件●愛知縣碧海郡蠶種同業組合總會堂に於て蠶種製造所設置の件●長崎縣教蠶郡島倉本日乾繭の請負人行ふ●上田蠶絲試驗場五月學校養蠶第二年生後藤郡の天井蠶及愛知郡岡崎東京郡長編島各府縣蠶絲試驗場の巡に上る●山梨縣南都留郡の蠶者は雹被害面積二百二十七町歩●群馬縣地方蠶業實會堂是迄東間き優良種決定●熊本縣玉名郡蠶種製造組合村長組合村長組合總會の開き●宮城縣碧海郡に於て蠶種製造所設置の件●長野縣第三回蠶業實會本日午後一時より飯島會場に開會●群馬縣桐生郡蠶種同業組合に降雹小豆雹等の被害なり●山梨縣蠶業取締所は本日より蠶種種紙繭の受付を爲せり●新潟縣蠶業學校

七月四日　神奈川県平塚南毛利村長谷青年會々明朝月夜秋講演會開催●熊本縣國産奨勵改良組合本日郡會議事堂に初會式を擧ク

七月五日　佐賀縣蠶業協議會なる明廿日縣會議事堂に開ク●愛知縣地方種痘講習會

七月六日　愛知縣會事會原議種製造所敷地買収に付協議ス●熊本郡米田村蠶業取締所の現類試驗に學數以上の合格者を出し其成績會なる開く

七月七日　郡長野村武藤小澤村小學校基本財產蓄積の協學會開催本五十嵐郡技手出張審査を行ふ●熊本縣平土部不知火村蠶業會授會式擧行●三井物產蠶北組青石貿の三支店長本日蠶北蠶農會蠶室受製

七月九日　熊本縣蠶業集取組所及熊本出張所本日開所●熊本郡長下各町村に蠶業取締所の設置に關する件に付協議

文藝懸賞募集

俳句

▲選者　花の本花翁宗匠

▲課題　立秋。花野。角力。月。秋風。

▲懸賞　天（一人）會報一ヶ年分◎地（同）會報半ヶ年分◎人（同）會報三ヶ月分

▲規則　毎題一句。一人に付五句づゝ。用紙端書に限る。便宜上東京麻布幷町四三番花翁宛送られたし。締切の日は投書すべし。會外の人にても投書すべし之れに漏れたる者は選に入るも贈賞せず

九月分課題八月十日〆切選者投書
今年分の課題は二百三十九號に在り

狂句（柳）

（原稿〆切毎月三十日限り）

▲選者　高橋鬼川先生

▲課題　蠶絲業に關係あるものなれば何にてもよし

▲懸賞　天（一人）會報一ヶ年分◎地（同）會報半ヶ年分◎人（同）會報三ヶ月分

俚謠（都々逸）

（原稿〆切毎月三十日限り）

▲選者　高橋鬼川先生

▲課題　蠶絲業に關係ある首尾の事なるものにて女工などに唄はしめても差支なきもの（但し卑猥なるものは投書とす）

▲懸賞　天（一人）會報一ヶ年分◎地（同）會報半ヶ年分◎人（同）會報三ヶ月分

小品文（一名寫生文）

選者　高橋鬼川先生

課題　蠶絲業に關する首尾の事を見聞した儘面白く認ず

用紙　端書一枚に限り一行二十字詰にして五行に認すこと

懸賞　天（一人）會報一ヶ年分◎地（同）會報半ヶ年分◎人（同）會報三ヶ月分

注意

（句・謠・狂・文）投書者は用紙（端書）一枚に付き左の限りへ一行分一人に付三つ限り）▲用紙（端書）に便りがきに限る▲投書者は本名（但し姓名雅號共明記し大日本蠶絲會又は雅號）住地の國郡市町村番地名雅號共明記し大日本蠶絲會又は雅號宛にて送らるべし住所氏名無き分は選外とし選に入るも贈賞せず

大日本蠶絲會報廣告料

回數	特等	並等
一回乃至六回（一回ニ付）	一頁 貳拾圓	半頁 拾貳圓
七回以上（一回ニ付）	拾七圓	拾圓
	拾貳圓	六圓

回數	並等
一頁	四分ノ一頁
半頁	四分ノ一頁
七圓	四圓
拾五圓	五圓
八圓	五圓
拾貳圓	七圓

●會員は右料金の二割引とす●四分の一頁未滿は謝絶す●前金にあらざれば掲載せず●一頁は一行二十七字詰七十二行とす●廣告締切毎月十五日

●本報定價

一冊金拾錢
一ヶ年前金壹圓五拾錢
但會員に限り壹圓七拾錢壹圓五拾錢

明治四十五年七月二十七日印刷納本
明治四十五年八月一日發行

琴
轉
載

編輯兼發行人　東京市神田區錦町三丁目十八番地　小池市松
印刷人　東京市神田區多町二丁目一番地　島連太郎
印刷所　東京市神田區美土代町二丁目一番地　三秀舍活版所

發行所　東京市神田區錦町三丁目十八番地
大日本蠶絲會
（電話本局一四七三番）
（振替貯金口座東京一二〇六番）